

## 第10節 公園

### 第1項 公園の概要

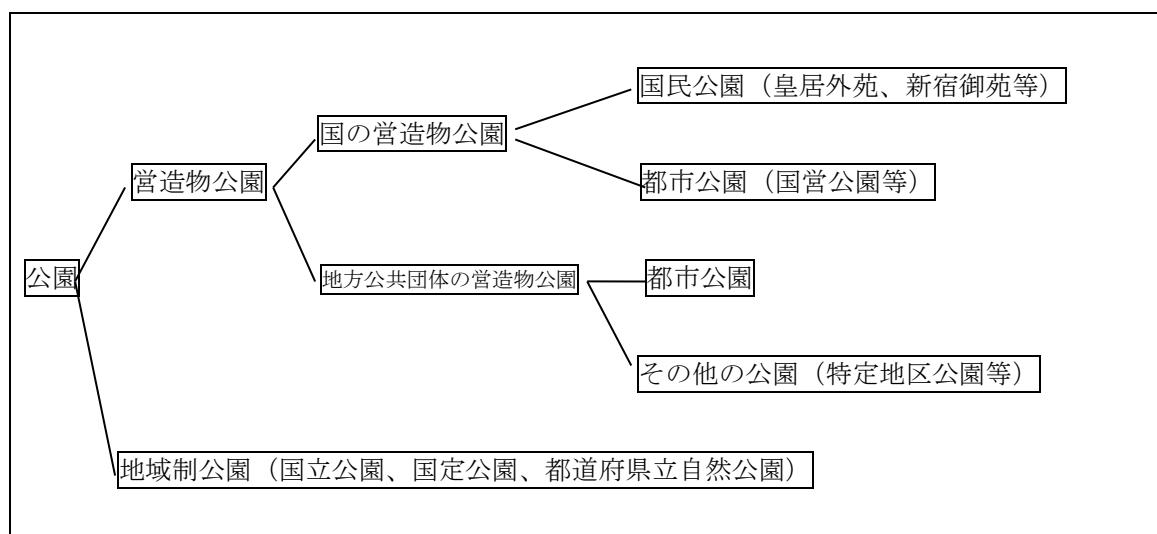
#### 1. 公園の定義と分類

一般に「公園」と呼ばれるものは、営造物公園と地域制公園とに大別される。

営造物公園は都市公園法に基づく都市公園に代表されるもので、国と地方公共団体が一定区域内の土地の権原を取得し、目的に応じた公園の形態をつくり出し一般に公開する営造物である。

地域制公園は自然公園法に基づく自然公園に代表され、国又は地方公共団体が一定区域内の土地の権原に関係なく、その区域を公園として指定し土地の利用の制限、一定行為の禁止又は制限等によって自然景観を保全とすることを主な目的とする公園である。

「公園」の分類を表にすると、次のようになる。



「公園」のうち、区が管理する「公園」はこのうちの都市公園である。(児童遊園等の都市公園以外の公園も区で管理している。)

都市公園は都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項で次のように定義されている。

## 第二条

この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

一 都市計画施設（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第 2 項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（ロに該当するものを除く。）

ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

## 2. 都市公園の種類

都市公園法施行令第 2 条において、地方公共団体が設置する都市公園の配置及び規模の基準が次のように定められている。

（地方公共団体が設置する都市公園の配置及び規模の基準）

## 第二条

地方公共団体が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれの特質に応じて当該市町村又は都道府県における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

一 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、〇・二五ヘクタールを標準として定めること。

二 主として近隣に居住する者の利用に供する目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、二ヘクタールを標準として定めること。

三 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、四ヘクタールを標準として定めること。

四 主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 地方公共団体が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は鑑賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれの設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

#### (1) 街区公園

第2条第1項第1号の公園は「街区公園」と呼ばれ、公園配置上最も身近に利用できる公園であり、児童の利用に限らず、広い年齢層の住民による散策、休養等の日常的な利用に供されるべきものである。

都市公園法制定当初は、公園配置計画上、最も身近に存在する公園は、旧都市公園法施行令第2条第1項第1号において「もっぱら児童の利用に供することを目的とする都市公園（以下、「児童公園」という。）」と定義されており、利用者が児童のみに限定された規定であった。

その後、高齢化社会の進展等、社会情勢の変化に伴い、最も身近に存在する当該公園の役割が重視されてきたことから、児童の利用に限らず、広い年齢層の住民による散策、休養等の日常的な利用に供される場となるべきであり、児童のみを利用者とすることは不合理となってきたことから、平成5年の施行令の改正において、利用者が特定される名称及び定義を変更している。

「街区公園」という名称は、平成5年の施行令の改正時に、従来の住区基幹公園（児童公園、近隣公園及び地区公園）について、住区（1km×1kmの正方形：小学校の学区に相当）を単位として、児童公園が1住区に4箇所、近隣公園が1住区に1箇所、地区公園が4住区に1箇所配置されるものを標準とし、近隣公園の誘致圏を表す「主として近隣に居住」する範囲が「住区」の範囲と一致するものとして配置基準が形成されていたことを参考に、「住区」の概念よりさらに小単位での居住単位が「街区」であることを踏まえ設定されたものである。

法制定当初は、児童公園については、その誘致距離の標準を250mとして配置

する旨が規定されていたが、一律の市街地と人口密度を想定し、公園種別ごとの誘致距離を数値をもって示すことが都市公園の整備にあたっての基準になじまなくなってきたことから、平成15年の施行令の改正により、誘致距離の標準規定は削除されている。

#### (2) 近隣公園

第2条第1項第2号の公園は「近隣公園」と呼ばれ、子どもや高齢者、主婦層等によって日常利用される公園のことであり、近隣住区ごとの町内公園ともいうべきものである。

児童公園（改正後の街区公園）と同様に、近隣公園については、その誘致距離の標準を500mとして配置する旨が規定されていたが、街区公園と同様の趣旨で削除されている。

#### (3) 地区公園

第2条第1項第3号の公園は「地区公園」と呼ばれ、徒歩圏内に居住する者が容易に利用できるように配置する。徒歩圏内とは、四近隣住区を想定している。

児童公園（改正後の街区公園）と同様に、地区公園については、その誘致距離の標準を1kmとして配置する旨が規定されていたが、街区公園と同様の趣旨で削除されている。

なお、第2条第1項第1号から第3号の「街区公園」「近隣公園」「地区公園」は、地区住民の身近な利用に供する住区の基幹的施設として位置づけられている。

#### (4) 総合公園、運動公園、広域公園

第2条第1項第4号の公園は「主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園」は「総合公園」、「主として運動の用に供することを目的とする都市公園」は「運動公園」、「一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるもの」は「広域公園」と呼ばれるものである。「総合公園」は主として一の市町村の区域を誘致区域とすることとされているが、「広域公園」は誘致区域を一の市町村の区域を超える区域とする点に相違がある。

### 3. 大田区の公園

大田区の各地区の公園の施設数、面積、前年度からの施設の増減数及び増減面積は次の表のとおりである。

	箇所数	面積 (㎡)	増減数	増減面積 (㎡)
大森地区	53	471,924.38	2	20,393.41
調布地区	26	270,981.88	0	782.16
蒲田地区	39	98,907.74	0	0.00
糎谷・羽田地区	34	215,650.66	0	27.37
公園計	152	1,057,464.66	2	21,202.94

	箇所数	面積 (㎡)	増減数	増減面積 (㎡)
大森地区	110	54,482.98	0	-103.98
調布地区	96	42,713.62	0	0.00
蒲田地区	81	38,271.46	0	183.57
糎谷・羽田地区	58	27,276.91	0	0.00
児童公園計	345	162,744.97	0	79.59

	箇所数	面積 (㎡)	増減数	増減面積 (㎡)
大森地区	2	8,793.25	0	0.00
蒲田地区	7	729,676.23	0	0.00
糎谷・羽田地区	1	21,748.52	0	0.00
管理公社	1	78,797.02	0	0.00
緑地計	11	839,015.02	0	0.00

	箇所数	面積 (㎡)	増減数	増減面積 (㎡)
大森地区	11	4,071.56	0	0.00
調布地区	7	2,096.14	0	0.00
蒲田地区	5	3,077.86	0	0.00
糎谷・羽田地区	9	2,642.30	0	0.00
児童遊園計	32	11,887.86	0	0.00

	箇所数	面積 (㎡)	増減数	増減面積 (㎡)
大森地区	176	539,272.17	2	20,289.43
調布地区	129	315,791.64	0	782.16
蒲田地区	132	869,933.29	0	183.57
糎谷・羽田地区	102	267,318.39	0	27.37
管理公社	1	78,797.02	0	0.00
小計 A	540	2,071,112.51	2	21,282.53

	箇所数	面積 (㎡)	増減数	増減面積 (㎡)
一時開放地 (大森)	1	40,670.00	0	0.00
その他の緑地 (大森地区)	6	30,527.70	1	-14,712.28
その他の緑地 (調布地区)	1	453.19	0	0.00
その他の緑地 (蒲田地区)	6	6,923.20	1	165.28
その他の緑地 (糎谷・羽田地区)	5	29,006.39	0	0.00
小計 B	19	107,580.48	2	-14,547.00

	箇所数	面積 (㎡)	増減数	増減面積 (㎡)
海上公園 C	10	725,155.00	0	-157.94
河川敷準解放地及び河川緑地 D		770,411.66		0.00

	箇所数	面積 (㎡)	増減数	増減面積 (㎡)
計 (A+B+C+D)	569	3,674,259.65	4	6,577.59

平成30年4月1日現在で大田区には569施設の公園があり、前年度より4施設、面積にして6,577.59㎡増加している。

なお平成29年度の増減施設及び増減面積の内訳は次の表のとおりである。

名称	所在地	地区	面積 (㎡)	備考
おおたキャナルサイドウォーク公園	平和島 6-2-2, 6-4-51	大森	5,600.13	新設 H30.4.1 供用開始
西蒲田四丁目まつお児童公園	西蒲田 4-32-17	蒲田	348.85	新設 H30.4.1 供用開始
梶ヶ原緑地	山王 3-15-2	大森	81.00	新設 H29.10.2 供用開始

名称	所在地	地区	面積 (㎡)	備考
西蒲田五丁目緑地	西蒲田 5-7-5	蒲田	165.28	新設 H30. 4. 1 供用開始
多摩川台公園	田園調布 1-63-1	調布	897.28	拡張 H29. 6. 27
大森南四丁目公園	大森南 4-14-2	糀谷・羽田	27.37	拡張 H30. 2. 20
徳持児童公園	池上 8-13-4	大森	△103.98	縮小 H29. 9. 1 消防団分団本部施設設置のため
上池台三丁目公園	上池台 3-16-15	調布	△115.82	縮小 H29. 12. 1 消防団分団本部施設設置のため
西蒲田五丁目第二児童公園	西蒲田 5-7-5	蒲田	△165.28	廃止 H30. 3. 31 近隣に新設児童公園設置に伴い、災害対策支援用地となるため
計			6,735.53	

海上公園の公園面積の減少分 157.94 ㎡を差し引き、6,577.59 ㎡、公園面積は増加している。

これ以外に、昭和島二丁目公園の公園部分 14,793.28 ㎡が平成 30 年 4 月 1 日から供用開始されているが、その他緑地から公園への種別の移動であり、全体の公園面積には影響しない。

また東京都港湾局所管の海上公園 10 施設に内訳は次の表のとおりである。

公園名	面積 (㎡)
大井ふ頭中央海浜公園 (大田区部分のみ)	113,898
東京港野鳥公園	248,864
京浜島ふ頭公園	12,577
京浜島つばさ公園	25,037
東海緑道公園	43,890
城南島緑道公園	19,960
京浜島緑道公園	31,562
城南島海浜公園	199,533
城南島ふ頭公園	7,140
東海ふ頭公園	22,694
計	725,155

次に、所管別・特別出張所別の種別公園施設数の内訳と合計は次の表のとおりである。なお表中の()内の数値は、各特別出張所ごとの施設数である。

・地域基盤整備第一課（大森地区）

特別出張所名	公園	児童公園	緑地(河川敷等)	児童遊園	その他の緑地	一時開放地	合計
大森西	271,956.14 (14)	15,125.49 (28)		216.93 (1)	9,776.27 (2)		297,074.83 (47)
入新井	118,362.83 (11)	7,757.63 (19)		1,218.38 (5)	19,954.00 (2)	40,670.00 (1)	187,962.94 (38)
馬込	26,923.16 (14)	16,354.65 (30)	1,409.03 (1)	909.05 (3)	716.33 (1)		46,312.22 (49)
池上	49,100.56 (8)	7,432.05 (17)	7,384.22 (1)				63,916.83 (26)
新井宿	5,581.69 (4)	7,813.16 (16)		1,727.20 (2)	81.00 (1)		15,203.05 (23)
計	471,924.38 (53)	54,482.98 (110)	8,793.25 (2)	4,071.56 (11)	30,527.00 (6)	40,670.00 (1)	610,469.87 (183)

・地域基盤整備第一課（調布地区）

特別出張所名	公園	児童公園	緑地(河川敷等)	児童遊園	その他の緑地	一時開放地	合計
嶺町	9,365.65 (5)	7,384.75 (16)		246.64 (1)			16,997.04 (22)
田園調布	117,683.91 (5)	1,010.85 (5)		103.07 (1)	453.19 (1)		119,251.02 (12)
鶯の木	10,235.81 (2)	7,980.25 (18)					18,216.06 (20)
久が原	34,545.57 (4)	8,476.42 (19)		546.55 (1)			43,568.54 (24)
雪谷	19,131.77 (7)	13,029.41 (27)		1,045.81 (3)			33,206.99 (37)
千束	80,019.17 (3)	4,831.94 (11)		154.07 (1)			85,005.18 (15)
計	270,981.88 (26)	42,713.62 (96)		2,096.14 (7)	453.19 (1)		316,244.83 (130)



・地域基盤整備第二課（蒲田地区）

特別出張所名	公園	児童公園	緑地(河川 敷等)	児童遊園	その他の 緑地	一時開 放地	合計
嶺町			29,526.90 (1)				29,526.90 (1)
鶉の木			13,334.53 (1)				13,334.53 (1)
六郷	31,144.11 (11)	13,889.46 (30)	490,025.40 (2)	901.81 (1)	5,544.08 (3)		541,504.86 (47)
矢口	27,311.40 (9)	5,478.67 (12)	148,426.43 (2)	2,176.05 (4)			183,392.55 (27)
蒲田西	9,518.49 (6)	11,162.15 (22)			1,379.12 (3)		22,059.76 (31)
蒲田東	30,933.74 (13)	7,741.18 (17)					38,674.92 (30)
羽田			48,362.97 (1)				48,362.97 (1)
計	98,907.74 (39)	38,271.46 (81)	729,676.23 (7)	3,077.86 (5)	6,923.20 (6)		876,856.49 (138)

・地域基盤整備第二課（糎谷・羽田地区）

特別出張所名	公園	児童公園	緑地(河川 敷等)	児童遊園	その他の 緑地	一時開 放地	合計
大森東	59,943.51 (8)	6,387.56 (12)	17,954.08 (1)	326.98 (2)	471.63 (1)		85,083.76 (24)
大森西		422.89 (1)			7,675.00 (1)		8,097.89 (2)
糎谷	63,458.92 (16)	7,663.89 (14)	3,794.44 (1)	1,528.27 (4)	16,563.00 (2)		93,008.52 (37)
羽田	92,248.23 (10)	12,802.57 (31)		787.06 (3)	4,296.76 (1)		110,134.61 (45)
計	215,650.66 (34)	27,276.91 (58)	21,748.52 *(1)	2,642.30 (9)	29,006.39 (5)		296,324.78 (107)

\*:旧呑川緑地は大森東と糎谷の管内をまたがっているためそれぞれ集計したが、集計欄では1ヶ所として扱っている。

・緑地広場公社

特別出張 所名	公園	児童公園	緑地(河川 敷等)	児童遊園	その他の 緑地	一時開放 地	合計
田園調布			78,797.02 (1)				78,797.02 (1)
計			78,797.02 (1)				78,797.02 (1)

・海上公園

特別出張 所名	公園	児童公園	緑地(河川 敷等)	児童遊園	その他の 緑地	一時開放 地	合計
入新井	725,155.00 (10)						725,155.00 (10)
計	725,155.00 (10)						725,155.00 (10)

・公園等面積

	公園	児童公園	緑地(河川 敷等)	児童遊園	その他の 緑地	一時開放 地	合計
計	1,782,619.66 (162)	162,744.97 (345)	839,015.02 (11)	11,887.86 (32)	66,910.48 (18)	40,670.00 (1)	2,903,847.99 (569)

公園種別の面積では公園が 1,782,619.66 m<sup>2</sup>と全体の面積の 61%と最も多く、以下、緑地 839,015.02 m<sup>2</sup>、28%、児童公園 162,744.97 m<sup>2</sup>、5%で 90%以上を占めている。

また各地区ごとの公園の一覧は次の表のとおりである。

・大森地区

	公園名	所在地	面積 (m <sup>2</sup> )	開設年月	トイレ	自主的管 理活動
1	池上五丁目	池上 5-15-18	2,121.59	S55.5	有	無
2	池上梅園	池上 2-2-13、 池上 2-3-2	9,880.82	S53.8	有	無
3	入新井	大森北 1-20-1	3,001.65	S25.10	有	無
4	入新井西	大森北 4-27-3、 大森北 1-39-1	2,589.61	S28.4	有	無

	公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月	トイレ	自主的管理活動
5	入三西	大森北 5-3-11	1,020.83	H8.3	有	無
6	不入斗パーク	大森北 4-25-2	1,312.10	H5.3	有	無
7	大倉山	南馬込 3-24-1	2,809.74	S56.9	有	有
8	おおたキャナルサイドウォーク	平和島 6-2-2、 平和島 6-4-51	5,600.13	H30.4	無	無
9	大森北	大森北 2-18-2	1,927.50	S40.4	有	無
10	大森山谷	大森中 1-5-1	1,339.25	S35.10	有	無
11	大森諏訪	大森西 3-3-10	1,286.32	H20.4	有	無
12	大森東一	大森東 1-28-20	966.11	S60.1	無	無
13	大森西交通	大森西 3-4-19	3,300.23	S51.5	有	無
14	大森西三丁目	大森西 3-2-30	1,337.14	S48.3	有	有
15	大森西七丁目	大森西 7-9-5	1,045.44	S51.3	有	無
16	大森西四丁目	大森西 4-10-19	1,408.01	S47.4	有	無
17	大森東一丁目第一	大森東 1-35-6	6,856.45	S60.1	有	有
18	大森東一丁目第二	大森東 1-36-9	2,080.94	S60.8	有	無
19	大森ふるさとの浜辺	ふるさとの浜辺公園 1-1、平和の森公園 2-2 ほか	128,325.07	H19.4	有	*有
20	大森三輪	大森西 5-2-12	1,606.16	S54.2	有	有
21	女塚なかよし	池上 5-24-6、 池上 5-27-16	1,699.33	H6.3	有	無
22	春日	中央 1-9-15	1,162.41	H7.3	有	無
23	北馬込寺郷	北馬込 2-14-7	1,035.63	S58.5	有	無
24	北馬込わくわく	北馬込 1-7-9	2,246.43	S54.12	有	無
25	桐里自然	南馬込 6-15-8	1,061.20	H3.3	有	無
26	古径(旧 南馬込一丁目児童公園)	南馬込 1-59-22	918.01	H26.4	無	無
27	さくら通り三丁目	中央 3-33-6	1,201.46	H7.3	有	有
28	桜並木	南馬込 4-11-12	1,188.71	S63.3	有	無
29	山王	山王 3-32-6	2,172.71	S50.4	有	無
30	山王花清水	山王 4-23-3	1,045.11	H9.3	無	無
31	三和	大森西 2-22-2	1,073.35	S50.4	無	無
32	昭和島二丁目	昭和島 2-3-1	14,793.28	H30.4	有	無

	公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月	トイレ	自主的管 理活動
33	昭和島南緑道	昭和島 1-7-2	6,557.86	H24.4	無	無
34	清花	大森北 2-8-5	2,902.47	S36.1	有	無
35	蘇峰	山王 1-41-21	4,190.40	S63.4	無	無
36	たぬき山	南馬込 1-13-6	3,028.45	S45.4	有	無
37	中央五丁目	中央 5-14-1	2,175.41	S59.4	有	有
38	鶴渡	大森西 6-12-1	3,293.91	S28.9	有	有
39	徳持	池上 8-20-10	2,776.85	S47.4	有	無
40	徳持ポニー	池上 6-30-11	1,019.31	H7.3	有	無
41	中馬込貝塚	中馬込 1-19-3	1,408.50	S54.8	有	無
42	平和島	平和島 4-2-2	74,467.00	S45.6	有	無
43	平和の森	平和の森公園 2-1	104,839.39	S57.5	有	無
44	本門寺	池上 1-11-1	28,366.05	S26.1	有	無
45	馬込西	西馬込 2-8-15	5,563.47	S41.6	有	無
46	馬込二本木	西馬込 1-9-21	1,238.03	H2.12	有	無
47	馬込ゆりの木	西馬込 1-27-12	1,377.34	H4.4	有	無
48	南馬込うえだい	南馬込 4-1-24	1,029.46	H7.3	有	有
49	南馬込五丁目	南馬込 5-18-10	971.60	S50.4	有	無
50	都堀	大森東 1-30-1、 大森本町 2-23-1	11,960.27	S49.4	有	有
51	湯殿	南馬込 5-18-10	1,542.95	S60.5	有	無
52	龍子	南馬込 4-49-11	2,564.84	H16.7	有	無
53	若竹	大森西 1-8-20	1,238.10	S48.3	有	有
公園（大森地区）合計			471,924.38			

・調布地区

	公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月	トイレ	自主的管 理活動
1	石川	石川町 2-19-1	1,090.90	S35.10	有	無
2	石川町上の台	石川町 1-3-2	1,977.33	S60.4	有	無
3	鶉の木松山	鶉の木 1-6-1	9,029.65	S61.7	有	有
4	かにくぼ	北嶺町 17-13	2,518.96	H2.3	有	無
5	上池台射水坂	上池台 4-19-4	1,408.02	S50.4	有	無
6	上池台三丁目	上池台 3-16-15	2,263.15	S50.5	有	無

	公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月	トイレ	自主的管理活動
7	上池台四丁目	上池台 4-41-5	813.37	S49.5	有	無
8	久が原	久が原 3-27-18	1,816.42	S62.4	有	無
9	くさっぱら	千鳥 1-1-3	1,299.60	H4.3	有	*有
10	小池	上池台 1-36-1	11,235.11	S44.3	有	無
11	水神	南雪谷 5-10-14	487.31	H26.4	無	無
12	洗足池	南千束 2-14-5	76,950.94	H2.4	有	無
13	多摩川台	田園調布 1-63-1	68,052.25	S28.6	有	無
14	千鳥いこい	久が原 6-26-5	6,200.43	S58.4	有	無
15	つきやま	千鳥 2-3-15	1,206.16	H6.2	有	無
16	田園調布一丁目東	田園調布 1-22-3	1,239.96	H8.3	有	無
17	田園調布せせらぎ	田園調布 1-53-10	34,664.81	H20.4	有	*有
18	田園調布南	田園調布南 3-8	2,085.79	S59.4	有	無
19	東中	東雪谷 4-3-23	2,101.86	H21.7	有	無
20	西嶺高砂	西嶺町 30-15	1,996.54	H5.12	有	無
21	東調布	南雪谷 5-12-1、 南雪谷 5-13-1	25,229.12	S39.4	有	無
22	東原くすのき	田園調布本町 1-6	1,520.89	H1.11	有	有
23	東嶺	東嶺町 26-18	1,243.47	S58.3	有	有
24	東雪谷二丁目	東雪谷 2-3-25	822.95	S49.8	無	無
25	ふくし	雪谷大塚町 13-20	1,317.90	H7.3	無	有
26	宝来	田園調布 3-31-1	12,408.99	S25.10	有	無
公園（調布地区）合計			270,981.88			

・蒲田地区

	公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月	トイレ	自主的管理活動
1	いずも	南六郷 1-10-1	973.80	S51.6	有	有
2	蒲田一丁目	蒲田 1-7-2	4,204.13	S48.10	有	無
3	蒲田交差	蒲田 5-1-5 先、 西蒲田 7-1-1 先	674.32	S42.9	無	無
4	蒲田本町一丁目	蒲田本町 1-1-5	4,223.12	S54.8	有	無
5	蒲田本町二丁目	蒲田本町 2-30-7	2,048.46	S48.3	有	無
6	くすのき	下丸子 4-24-1	2,373.57	H2.7	有	有

	公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月	トイレ	自主的管理活動
7	京浜蒲田	蒲田 4-17-7	1,009.35	S40.10	有	有
8	下丸子	下丸子 4-21-2	12,812.81	S59.3	有	有
9	下丸子多摩川	下丸子 2-24-31	3,013.23	S56.2	有	無
10	下丸子なかよし	下丸子 2-18-10	1,063.82	S61.4	有	有
11	下丸子二丁目	下丸子 2-24-27	1,811.42	S49.5	有	無
12	下丸子余情	下丸子 4-9-3	1,023.51	H8.3	有	有
13	新蒲田	新蒲田 1-18-24	1,878.02	S46.4	有	有
14	聖蹟蒲田梅屋敷	蒲田 3-25-6	4,364.66	S28.10	有	無
15	タワーふれあい	多摩川 2-24-43	1,015.36	H10.9	無	有
16	仲蒲田	蒲田 4-35-1	3,281.28	S34.3	有	無
17	仲六郷三丁目	仲六郷 3-7-2	1,246.92	S51.3	有	無
18	仲六郷三丁目第二	仲六郷 3-19-1	964.86	S53.1	有	無
19	南光	南六郷 1-29-3	1,385.80	S52.12	有	無
20	南二くすのき	南蒲田 2-9-12、 南蒲田 2-10-8	1,171.19	H6.3	有	有 2 団体
21	南蒲	西糀谷 1-12-20	2,313.14	S50.3	有	有
22	西蒲田	西蒲田 8-6-12	4,103.73	S43.6	有	無
23	西六郷 (タイヤ)	西六郷 1-6-1	5,691.22	S44.3	有	無
24	西六郷三丁目	西六郷 3-16-16	5,829.12	S51.5	有	無
25	西六郷四丁目	西六郷 4-27-14	1,010.00	S54.11	有	有
26	八幡塚	南六郷 3-15-17	1,425.35	S50.4	有	無
27	東蒲田	東蒲田 1-11-17	2,011.31	H24.3	有	無
28	東蒲田二丁目	東蒲田 2-32-1	1,326.62	S50.4	有	無
29	東矢口三丁目	東矢口 3-24-8	795.36	S47.4	有	無
30	東六郷一丁目	東六郷 1-14-19	1,400.15	S49.7	有	有
31	本蒲田	蒲田 5-35-1	2,049.25	S35.12	有	無
32	道塚南	新蒲田 3-29-1、 新蒲田 3-30-1	1,051.70	H9.3	有	無
33	南蒲田三丁目さくら	南蒲田 3-15-3	1,275.33	H7.12	有	有
34	南三堤	南六郷 3-23-17	2,821.86	H17.3	有	有
35	南六郷	南六郷 2-35-4	8,395.03	S50.4	有	無
36	夫婦橋親水	南蒲田 1-4 先	1,655.90	H12.3	有	無
37	矢口せせらぎ	矢口 1-23-6	1,061.97	H8.3	有	有

	公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月	トイレ	自主的管理活動
38	矢口二丁目	矢口 2-21-30	3,268.00	S47.4	有	無
39	矢口二丁目小	矢口 2-21-17	883.07	S47.4	有	有 2 団体
公園 (蒲田地区) 合計			98,907.74			

・糞谷・羽田地区

	公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月	トイレ	自主的管理活動
1	あさひ海老川	羽田旭町 11-1	3,083.94	H25.9	有	無
2	海老取川	東糞谷 6-4-1	2,644.51	H4.4	有	無
3	桜梅	大森南 2-23-12	2,432.22	H5.12	有	無
4	大森南一丁目	大森南 1-24-6 先	3,346.56	S43.3	有	無
5	大森南第一	大森南 1-12-16	1,081.90	S54.5	有	無
6	大森南四丁目	大森南 4-14-2	1,396.34	S55.3	有	無
7	大四前くすのき	大森南 3-24-16	1,198.88	H6.2	有	無
8	北糞谷一丁目	北糞谷 1-1-18	1,538.26	S52.8	有	無
9	北糞谷中央口	北糞谷 1-15-3	2,248.09	S59.4	有	有
10	貴船堀	大森東 5-1-1 先	3,723.67	S45.3	有	有 2 団体
11	仲江名	西糞谷 1-17-19	978.83	S53.3	有	無
12	西糞谷さざんか	西糞谷 2-14-14	1,669.85	S57.2	有	有
13	西糞谷二丁目南	西糞谷 2-26-2	1,122.42	S50.4	有	無
14	萩中	萩中 3-25-26、 萩中 3-26-46	64,114.78	S38.6	有	無
15	萩中一丁目	萩中 1-3-19	1,744.83	S49.10	有	有
16	萩中くすのき	萩中 1-7-29	2,106.94	S62.4	有	無
17	羽田西前	羽田 2-6-3 先	2,430.53	S44.3	有	無
18	東糞谷あおぞら	東糞谷 6-7-37	2,057.34	H12.3	有	無
19	東糞谷いきいき	東糞谷 5-17-4	1,243.65	H5.3	有	無
20	東糞谷一丁目	東糞谷 1-4-10	1,299.32	S49.4	有	無
21	東糞谷一丁目呑川	東糞谷 1-6-21	2,154.99	S63.1	有	無
22	東糞谷五丁目	東糞谷 5-3-12	2,135.76	S63.4	有	無
23	東糞谷第一	東糞谷 6-8-30、 東糞谷 6-9-8	11,151.62	S50.7	無	有
24	東糞谷第二	東糞谷 6-3-1	840.62	S50.4	無	無

	公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月	トイレ	自主的管 理活動
25	東糶谷防災	東糶谷 4-5-1	27,945.20	H22.4	有	無
26	本羽田	本羽田 3-23-10、 本羽田 3-29-4	12,366.73	S43.3	有	無
27	本羽田一丁目	本羽田 1-14-13	1,450.00	S54.5	有	有
28	本羽田第三	本羽田 2-10-15	2,457.94	S52.4	有	有
29	本羽田本町	本羽田 1-6-2	1,014.47	S55.8	有	有
30	見晴らしばし	大森東 5-14 先か ら大森東 5-28 先	3,251.05	H25.4	無	無
31	森ヶ崎	大森南 5-2-111	37,805.12	S55.4	有	無
32	森ヶ崎海岸	大森南 4-4 先から 大森南 5-6 先	7,511.42	H25.4	有	無
33	森ヶ崎交通	大森南 4-9-3	2,624.81	H23.11	有	無
34	六間堀仲羽	羽田 4-18-12	1,478.07	H9.3	有	無
公園（糶谷・羽田地区）合計			215,650.66			

- ・ 児童公園
- ・ 大森地区

	児童公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月	トイレ	自主的管 理活動
1	あさひが丘	南馬込 3-3-10	251.61	H5.3	無	無
2	あずまにここ	東馬込 1-49-3	307.68	S55.12	無	無
3	天沼	北馬込 2-36-13	968.40	S49.12	有	有
4	新井宿	中央 4-31-10	592.09	S26.12	有	無
5	新井宿第一	山王 3-4-8	599.40	S32.10	有	有
6	新井宿七丁目	大森西 4-2-19	402.50	S58.10	有	無
7	池上二丁目北野	池上 2-8-8	162.12	H24.5	無	無
8	池上八丁目	池上 8-22-8	643.14	S50.12	無	無
9	池上本町	池上 2-12-2	179.43	S42.4	無	無
10	池上みどり	中央 6-5-1	199.00	H14.3	無	無
11	池上門前	池上 4-12-2	381.95	S44.3	無	無
12	池上六丁目	池上 6-37-8	602.63	S49.9	有	無
13	市野倉北	中央 6-18-14	334.56	S44.6	無	有
14	市野倉南	中央 7-15-15	847.56	S43.6	有	無



	児童公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月	トイレ	自主的管 理活動
15	うさぎ	大森北 3-23-3	481.54	S44.10	有	有
16	臼田坂	南馬込 4-36-14	347.47	S45.4	有	無
17	梅田第一	南馬込 6-31-9	371.18	S44.3	無	無
18	梅田第二	南馬込 6-32-14	401.00	S44.3	有	無
19	大森北青空	大森北 6-16-21	305.58	H2.3	有	無
20	大森北三丁目梅の花	大森北 3-24-25	276.36	S53.4	有	無
21	大森北三丁目くすの き	大森北 3-25-11	311.05	S53.4	有	無
22	大森北三丁目さくら	大森北 3-25-5	601.43	S59.4	有	有
23	大森北四丁目	大森北 4-14-15	723.33	S47.4	有	有
24	大森北六丁目	大森北 6-2-19	193.54	H1.4	有	無
25	大森北六丁目南	大森北 6-15-6	583.06	S60.2	有	無
26	大森中二丁目	大森中 2-3-3	402.66	S57.12	有	無
27	大森仲町	大森本町 2-26-17	802.10	S57.4	有	無
28	大森西一丁目	大森西 1-12-14	652.98	S48.3	有	無
29	大森西一丁目北	大森西 1-11-19	333.38	S57.10	有	無
30	大森西一丁目セブン パーク	大森西 1-18-10	545.73	H2.2	有	無
31	大森西五丁目	大森西 5-20-16	477.79	S60.4	有	無
32	大森西二丁目	大森西 2-20-12	834.62	S46.4	有	無
33	大森西二丁目第二	大森西 2-25-16	220.44	S54.5	有	無
34	大森東三丁目	大森東 3-5-16	374.62	S42.12	有	無
35	大森東二丁目	大森東 2-18-7	573.67	S55.3	有	無
36	大森堀之内	大森中 3-20-10	531.07	H5.3	有	無
37	春日橋	大森北 5-16-11	147.47	H11.3	無	無
38	観音通り	中央 3-15-15	516.54	S42.4	有	無
39	北三	大森北 3-10-8	82.11	S44.3	有	無
40	きたのこぼと	南馬込 2-9-1	833.65	H4.3	有	無
41	きたの北神山	南馬込 2-11-7	175.86	H14.2	無	無
42	北野にここ	山王 4-11-7	130.45	S45.4	有	無
43	北馬込わんぱく	北馬込 2-4-13	491.40	H2.12	有	無
44	桐里	南馬込 6-9-1	493.50	S45.4	有	無
45	こうま	南馬込 5-18-3	331.04	S42.12	有	無

	児童公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月	トイレ	自主的管理活動
46	こがねむし	大森西 1-15-5	121.30	S49.11	無	無
47	鷺之森	大森東 2-31-13	867.22	S49.4	無	無
48	沢田	大森北 6-24-6	253.04	S57.12	有	有
49	沢田東	大森西 2-3-21	684.45	S52.12	有	無
50	サンサン	山王 3-37-6	256.22	H7.8	無	無
51	サンサン根岸	山王 3-25-1	783.38	H3.1	有	無
52	山王稲穂	山王 1-39-25	431.54	S58.4	無	無
53	山王木原山	山王 4-24-12	411.33	S55.5	有	無
54	山王三丁目	山王 3-8-1	821.19	S49.5	有	無
55	山王第一	山王 1-25-21	683.03	S47.4	有	無
56	山王どんぐり	山王 1-39-32	204.83	S47.4	無	無
57	山王なかよし	山王 1-33-16	470.06	S55.5	無	無
58	山王二丁目	山王 2-8-21	545.94	S54.2	有	無
59	子母沢	中央 4-28-3	456.13	H2.3	有	無
60	新五フラワー	中央 2-21-16	788.72	H6.11	有	有
61	しんめい	南馬込 1-40-11	457.31	S42.12	有	無
62	中央一丁目	中央 1-15-4	444.52	S47.4	無	無
63	中央三丁目	中央 3-29-3	397.83	S57.4	有	無
64	中央二丁目	中央 2-23-3	264.46	S56.9	有	有
65	中央二丁目第三	中央 2-9-5	361.84	S61.2	有	無
66	中央二丁目第二	中央 2-4-15	377.87	S59.4	有	無
67	中央八丁目	中央 8-38-1	386.87	S50.12	無	無
68	中央八丁目第二	中央 8-29-4	250.00	S55.11	無	無
69	中央六丁目宮下	中央 6-7-9	576.30	H1.11	有	有
70	堂寺	東馬込 1-43-16	742.64	H1.7	有	無
71	東和	大森西 2-7-11	360.11	S49.5	有	有
72	徳持	池上 8-13-4	734.04	S56.4	有	無
73	徳持第二	池上 8-15-8	427.90	S52.6	有	無
74	どんぐりの木	南馬込 1-26-14	283.60	H8.3	無	無
75	中井	南馬込 4-16-11	539.47	S60.4	有	無
76	中馬込	中馬込 2-5-5	347.10	S44.3	有	無
77	中馬込一丁目	中馬込 1-13-21	875.80	S60.4	有	無
78	中馬込大久保	中馬込 3-6-4	476.99	S53.4	無	有

	児童公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月	トイレ	自主的管 理活動
79	西三	大森西 3-10-6	474.16	S39.10	有	無
80	西富士見	大森西 4-4-23	396.23	S44.3	無	無
81	東馬込	東馬込 2-17-10	349.78	S51.3	無	無
82	東馬込霜田	東馬込 1-39-9	672.16	S58.4	有	無
83	平張	南馬込 3-22-7	914.99	S46.3	無	無
84	平張第二	南馬込 3-7-2	880.01	S57.4	有	無
85	富士が丘	中央 5-19-1	221.90	H18.3	無	無
86	文化	中央 8-36-10	712.47	S47.4	有	無
87	平成	大森西 2-19-4	170.21	H1.4	無	有
88	邦西	大森西 4-18-8	479.29	S44.3	有	無
89	ほうせいきらめき	大森西 4-18-15	297.80	H28.4	無	無
90	邦西第二	大森西 4-13-16	1,150.00	S54.6	有	無
91	邦西ふれあい	大森西 7-1-4	451.41	H6.3	有	無
92	本町	大森本町 1-9-16	165.45	S46.3	無	無
93	馬込浅間西	中馬込 1-6-5	343.91	S58.3	無	無
94	馬込三本松	馬込 2-38-6	353.13	S43.6	有	無
95	まごめばし	中馬込 3-29-7	702.81	S43.10	有	無
96	馬込松原	中馬込 3-26-2	544.83	S56.4	有	無
97	みこころ	山王 1-5-14	241.18	S63.10	無	無
98	みどり石川	大森北 4-15-19	376.03	H15.10	無	無
99	みなみにここにこ	大森東 1-26-4	231.73	S47.11	無	無
100	南馬込一丁目	南馬込 1-9-3	918.10	S51.7	無	無
101	南馬込さくら	南馬込 6-5-7	535.53	S60.5	有	無
102	南馬込中和	南馬込 4-26-5	448.51	S60.4	有	無
103	美原	大森東 1-13-8	2,045.22	S26.12	有	有
104	宮ノ下	中馬込 3-19-11	813.59	S43.6	有	無
105	宮ノ下にここにこ	中馬込 3-23-33	488.14	H28.10	有	無
106	三輪	大森西 5-3-3	628.09	S47.4	有	有
107	谷戸	大森西 5-14-3	451.26	S42.4	有	無
108	八幡橋	大森本町 1-6-1 先	846.51	H24.1	有	無
109	ゆうやけ	中馬込 3-25-2	465.64	S61.4	有	無
110	龍子	中央 4-1-11	611.19	H3.3	有	無
児童公園 (大森地区) 合計			54,482.98			

・調布地区

	児童公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月	トイレ	自主的管 理活動
1	あおぞら	鶉の木 2-40-7	331.74	S43.6	有	有
2	あすなろ	北千束 3-2-9	358.73	S53.3	有	有
3	池上三丁目	池上 3-4-4	440.91	S49.10	無	無
4	池上平和	池上 3-2-16	375.55	S48.4	無	有
5	石川台	石川町 2-33-2	133.97	S57.4	無	無
6	石川町二丁目	石川町 2-2-14	981.03	S52.4	無	無
7	石川町二丁目第三	石川町 2-15-3	363.57	H2.3	有	無
8	石川町二丁目第二	石川町 2-12-7	632.30	H2.3	有	無
9	市ヶ谷方	南雪谷 4-13-16	440.87	H2.2	有	無
10	稲荷坂	上池台 5-15-5	721.32	S62.4	有	無
11	入船	東嶺町 8-1	240.74	S60.2	有	無
12	鶉の木三丁目	鶉の木 3-22-13	440.85	S52.6	有	有
13	鶉の木三丁目中央	鶉の木 3-24-13	783.71	S57.4	有	有
14	鶉の木二丁目	鶉の木 2-32-20	790.32	S50.12	有	無
15	大久保坂	上池台 5-17-10	173.00	H16.12	無	無
16	女堀緑地	鶉の木 1-5-21	260.52	H29.3	無	無
17	御嶽	東嶺町 43-13	236.89	H4.3	有	無
18	開光坂	上池台 3-26-16	217.81	S49.10	無	無
19	上呑川	石川町 1-25-10	231.76	H6.3	無	無
20	北千束	北千束 2-19-9	340.50	S47.4	無	有
21	北千束北	北千束 1-29-12	741.03	S61.4	有	有
22	北嶺町	北嶺町 3-22	430.25	S59.4	有	無
23	久が里	久が原 3-13-7	410.90	S59.3	有	無
24	久が原さくら	久が原 5-7-20	519.44	H5.3	有	無
25	久が原清水坂	久が原 4-3-5	561.58	S57.10	有	無
26	久が原なかよし	久が原 2-16-16	835.49	S58.4	有	無
27	久が原二丁目	久が原 2-10-6	318.36	S54.3	無	有
28	久が原東	久が原 5-4-22	337.24	S47.4	無	無
29	久が原光	久が原 5-4-10	528.95	H2.12	有	無
30	久が原久根	久が原 2-3-1	457.79	H9.3	有	無
31	久が原南	久が原 5-29-4	138.00	S47.2	無	有

	児童公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月	トイレ	自主的 管理活動
32	久が原南台	久が原 5-24-10	731.25	S60.4	有	有
33	久が原四丁目	久が原 4-16-7	310.50	S52.4	無	無
34	桑の木	石川町 1-17-13	330.00	S53.4	無	無
35	コアラ	南久が原 1-16-19	351.18	S60.3	無	無
36	小池けやき	上池台 1-48-20	549.92	H4.3	有	有
37	ことり	南久が原 2-14-6	548.94	H3.3	有	無
38	こばと	千鳥 1-1-25	363.98	S47.4	無	無
39	サンキュー	田園調布本町 39-15	115.00	H23.6	無	無
40	三本松	上池台 3-29-7	477.73	H2.3	有	無
41	しばざくらきんたろ う	石川町 2-24-2	588.27	H8.3	有	無
42	清水窪	北千束 1-19-3	233.12	S46.3	無	有
43	出世稲荷	田園調布 2-10-13	280.18	S48.4	有	無
44	松仙	東嶺町 12-17	665.29	H2.2	有	無
45	松仙さくら	久が原 1-25-6	291.17	H4.3	有	無
46	しんせい	鶉の木 1-2-14	279.41	S48.10	無	有
47	スクランブルパーク	久が原 6-7-4	535.22	H5.3	有	有
48	すずむし	上池台 5-37-19	328.07	H3.3	無	無
49	昴	東雪谷 2-35-5	503.75	H4.2	有	有
50	すみれ	南久が原 2-2-7	242.44	S59.3	無	無
51	せみやま	上池台 3-19-6	437.88	S52.3	無	無
52	洗足流れ東雪	東雪谷 4-10-14	231.94	S60.4	無	無
53	千東西	北千束 3-24-16	512.34	S59.4	有	有
54	多摩堤	鶉の木 3-4-4	269.11	S46.3	無	無
55	たんぼぼ	鶉の木 3-34-6	277.69	S48.11	無	無
56	千鳥第二	千鳥 1-10-3	382.48	S47.12	無	無
57	千鳥平成	千鳥 2-13-3	217.50	H8.10	無	無
58	ちどりみなみ	千鳥 2-28-12	552.29	S50.4	有	有
59	田園調布すずめ	田園調布本町 13-22	468.83	H3.3	無	無
60	田園調布本町	田園調布本町 9-10	413.91	S49.4	無	無

	児童公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月	トイレ	自主的管理活動
61	田園調布南	田園調布南 8-23	406.84	S51.4	有	無
62	田コロ	田園調布 2-31-4	183.00	H16.3	無	有
63	東久	田園調布本町 21-10	477.60	S44.3	無	無
64	東雪	東雪谷 5-11-8	175.00	S56.12	無	無
65	道々橋第二	仲池上 1-24-12	330.74	S54.4	有	有
66	道々橋のぞみ	久が原 1-2-17	594.66	H7.3	有	無
67	道々橋まほろば	久が原 1-7-9	143.63	H12.3	無	有
68	仲池	仲池上 2-27-13	971.99	S47.4	有	無
69	仲池上二丁目	仲池上 2-8-9	549.09	S54.4	有	無
70	仲池上二丁目第二	仲池上 2-6-16	592.52	S56.12	有	有
71	仲池富士見	仲池上 1-3-20	518.93	S56.4	無	無
72	仲池ふれあい	仲池上 1-17-11	615.04	H17.3	有	有
73	西の橋	南雪谷 3-1-10	594.68	H4.2	有	有
74	西嶺	西嶺町 24-2	560.33	H4.3	有	無
75	根方	仲池上 2-12-11	412.27	S52.4	有	無
76	ねむの木	上池台 2-36-6	371.59	H3.3	有	無
77	華園	石川町 2-10-1	209.26	S42.12	無	無
78	はなみずき	上池台 4-33-17	452.96	H2.2	有	無
79	東嶺相生	東嶺町 41-5	275.67	H5.12	無	有
80	東嶺町	東嶺町 20-4	771.23	S51.3	無	無
81	東嶺町フラワー	東嶺町 11-8	244.64	H15.4	無	無
82	東雪谷あすなろ	東雪谷 1-13-11	312.30	S54.5	無	無
83	東雪谷四丁目	東雪谷 4-22-10	687.88	S60.4	無	有
84	日下山	南雪谷 3-7-17	621.98	H7.3	有	無
85	ピノキオ	東雪谷 3-25-5	707.39	H6.12	有	無
86	ふうの木	田園調布本町 48-5	500.15	H7.3	無	無
87	吹上緑地	田園調布 5-18-14	205.57	H2.5	無	無
88	南久が原	南久が原 1-17-15	828.19	S47.4	有	有
89	南久が原さつき	南久が原 2-10-5	281.42	S48.11	無	無
90	南久が原二丁目	南久が原 2-11-4	778.48	S54.4	有	無
91	南千束東	南千束 1-19-1	879.43	H5.3	有	有

	児童公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月	トイレ	自主的管 理活動
92	南雪谷四丁目	南雪谷 4-2-17	275.27	S47.4	無	無
93	美富士橋	田園調布本町 26-16	743.94	S61.4	有	無
94	みゆき	南雪谷 4-17-10	833.44	H9.3	有	無
95	雪谷大塚中央	雪谷大塚町 17-21	274.10	S55.12	無	無
96	若竹	田園調布 2-20-6	68.00	S27.2	無	有
児童公園 (調布地区) 合計			42,713.62			

・蒲田地区

	児童公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月	トイレ	自主的管 理活動
1	あけぼの	下丸子 4-2-14	396.69	S51.12	有	無
2	池上徳持南	東矢口 1-2-3	427.75	S62.4	有	無
3	今泉	矢口 3-3-18	985.43	H6.11	有	有
4	女塚	西蒲田 1-14-20	277.09	S55.9	有	無
5	蒲三アイリス	蒲田 3-19-15	104.87	H17.11	無	無
6	蒲田三丁目ひろば	蒲田 3-13-12	420.78	H8.3	有	有
7	蒲田二丁目	蒲田 2-16-19	861.17	S40.12	有	有
8	小林	東矢口 3-11-26	346.62	S48.12	無	無
9	こまどり	矢口 3-10-3	245.52	S46.3	無	無
10	下丸子一丁目	下丸子 1-19-17	243.12	H17.11	無	無
11	新蒲田二丁目	新蒲田 2-14-19	286.28	S59.4	有	無
12	雑色	仲六郷 2-11-7	493.93	S61.1	有	有
13	たいよう	南六郷 1-33-2	968.22	S51.7	無	無
14	高畑第五	西六郷 3-18-2	344.47	H3.2	無	無
15	高畑第三	西六郷 3-30-8	771.55	S52.8	有	有
16	高畑第二	西六郷 4-1-16	515.30	S49.10	無	有
17	高畑第四	西六郷 4-3-6	958.11	S60.4	有	有
18	高畑友和	西六郷 4-23-5	500.00	S56.11	有	有
19	多摩川二丁目	多摩川 2-13-4	865.19	S53.3	有	有
20	千鳥三丁目	千鳥 3-22-17	736.79	S50.4	有	有 2 団体
21	千鳥ふれあい	千鳥 3-7-16	455.13	H4.12	有	無
22	千鳥緑地	千鳥 3-8-22	165.50	H14.3	無	無

	児童公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月	トイレ	自主的管理活動
23	出村	蒲田本町 2-19-5	379.51	S45.11	有	無
24	天王木	西六郷 1-26-7	135.65	S54.12	無	無
25	東三	東六郷 3-5-19	363.00	S49.10	無	有
26	東三さわやか	東六郷 2-20-7	297.51	H4.7	無	有
27	鳥のひろば	東六郷 1-11-20	167.26	H13.9	無	有
28	仲一ひばり	仲六郷 1-29-10	226.46	S43.6	無	無
29	仲一みどり	仲六郷 1-2-1	668.56	S47.4	無	無
30	仲三	仲六郷 3-12-2	658.05	S46.3	有	無
31	仲二	仲六郷 2-37-18	804.09	S53.3	有	無
32	仲よし	仲六郷 1-12-1	502.84	S53.4	有	無
33	仲六郷一丁目	仲六郷 1-10-20	440.64	H12.8	無	無
34	南二和	南六郷 2-15-17	547.78	H3.3	有	有
35	南一	南蒲田 1-17-14	771.25	S51.7	無	無
36	南二	南蒲田 2-11-3	939.52	S52.12	有	有
37	南二なかよし	南六郷 2-5-7	409.34	S46.3	無	有
38	南二ふれあい	南蒲田 2-17-4	571.68	H18.3	無	無
39	西一中央	西六郷 1-12-12	311.17	H7.12	無	無
40	西蒲田相生	西蒲田 6-22-10、 西蒲田 6-35-2	538.63	S49.5	有	無
41	西蒲田一丁目	西蒲田 1-18-7	887.53	S58.4	有	無
42	西蒲田一丁目さくら	西蒲田 1-23-7	893.39	H5.1	有	無
43	西蒲田五丁目青葉	西蒲田 5-20-8	793.44	H13.4	有	有
44	西蒲田五丁目ふれあい	西蒲田 5-9-3	170.08	H9.3	有	無
45	西蒲田太平橋	西蒲田 4-4-1	495.00	S49.10	有	無
46	西蒲田たけのこ	西蒲田 3-2-7	849.43	H5.3	有	無
47	西蒲田四丁目まつお	西蒲田 4-32-17	348.85	H30.4	無	無
48	西六郷一丁目	西六郷 1-38-8	199.87	H2.3	無	無
49	西六郷二丁目	西六郷 2-30-3	475.90	S50.12	有	無
50	蓮沼	西蒲田 3-8-6	670.00	S44.10	有	無
51	蓮沼ジュニア	西蒲田 6-26-6	510.56	H15.3	有	有
52	原	多摩川 2-11-9	300.00	S54.3	有	有
53	東蒲田一丁目	東蒲田 1-12-13	221.24	H2.3	有	無



	児童公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月	トイレ	自主的管 理活動
54	東さくら	南蒲田 1-20-15	159.65	S41.12	無	無
55	東三はなみずき	東六郷 3-1-13	229.89	H7.3	無	無
56	東矢口一丁目	東矢口 1-11-12	437.02	H3.3	有	無
57	東矢口二丁目	東矢口 2-4-20	612.74	H5.1	有	有
58	東六郷二丁目	東六郷 2-7-14	331.72	S49.5	有	有
59	東六郷ひまわり	東六郷 2-4-21	629.51	S57.1	有	有
60	日の出	南蒲田 3-1-19	230.51	S48.11	無	有
61	古市中央	矢口 3-28-14	553.40	S63.3	有	無
62	古川	西六郷 1-23-3	729.34	S41.3	有	無
63	古川第二	多摩川 2-24-18	413.08	S56.6	有	無
64	平成仲三	仲六郷 3-21-3	457.44	H18.3	無	無
65	本蒲田	蒲田 1-4-23	171.67	S48.10	無	無
66	本二	蒲田本町 2-10-11	336.16	S42.4	有	無
67	本二北	蒲田本町 2-3-6	324.27	S53.3	有	無
68	町屋	仲六郷 1-6-27	230.73	S61.12	無	無
69	道塚第三	新蒲田 3-31-14、 新蒲田 3-32-10	634.48	S46.3	無	無
70	南蒲田三丁目	南蒲田 3-10-12	495.91	S52.1	有	有
71	南蒲田三丁目第二	南蒲田 3-7-21	585.09	S54.1	有	有
72	南蒲田二丁目	南蒲田 2-26-19	800.60	H28.4	有	無
73	南蒲田ひまわり	南蒲田 2-20-5	367.30	S57.6	有	無
74	南六郷一丁目	南六郷 1-25-9	364.97	S42.4	有	無
75	南六郷三丁目	南六郷 3-22-1	156.16	S62.1	無	無
76	武蔵新田	矢口 1-19-8	572.46	S57.4	有	無
77	矢口三丁目	矢口 3-31-12	100.47	S59.7	無	有
78	矢口二丁目	矢口 2-26-7	498.82	S56.4	有	有
79	矢口南	矢口 1-22-21	525.34	S54.3	有	無
80	安方南	多摩川 1-26-26	204.99	S57.12	有	有
81	若草	西蒲田 8-11-5	200.00	S37.3	無	無
児童公園 (蒲田地区) 合計			38,271.46			

・糶谷・羽田地区

	児童公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月	トイレ	自主的管理活動
1	旭つばさ	羽田 5-3-10	160.49	H21.2	無	無
2	大東	羽田 6-9-3	107.59	S57.4	無	無
3	大森中川端	大森中 1-22-6	897.71	S50.4	有	無
4	大森東四丁目	大森東 4-19-11	466.96	S57.4	有	無
5	大森東四丁目第二	大森東 4-29-3	430.09	S57.4	有	有
6	大森南稲荷前	大森南 2-1-11	333.43	S61.8	無	無
7	大森南五丁目	大森南 5-3-16	295.94	S55.1	有	無
8	大森南二丁目	大森南 2-7-9	330.57	S48.4	無	無
9	大森南二丁目第二	大森南 2-10-4	909.40	S55.5	有	無
10	大森南四丁目	大森南 4-10-5	463.96	S57.4	有	有
11	上東	羽田 6-23-11	110.94	S55.11	無	無
12	北糶谷第一	北糶谷 2-7-13	757.37	S50.12	有	有
13	貴船	大森東 3-26-10	422.89	S62.12	無	無
14	潮見	大森南 4-4-9	275.55	H1.5	有	無
15	下萩中	萩中 3-27-24	451.36	S50.4	無	無
16	下袋	西糶谷 2-8-5	163.66	H14.3	無	有
17	新宿東	萩中 2-4-17	949.90	S56.4	有	無
18	末広橋	大森南 2-19-4	409.90	S43.3	無	無
19	大師橋	本羽田 3-25-1	584.90	S56.6	無	無
20	竹の子	西糶谷 3-18-5	698.43	S51.12	有	無
21	藤兵衛堀	大森南 2-22-22	756.86	S60.4	有	無
22	仲羽田	羽田 4-15-14	492.65	S47.12	有	無
23	仲東	羽田 6-13-10	341.76	S53.3	無	無
24	仲町	羽田 6-18-2	227.30	S46.3	無	無
25	七辻	萩中 1-2-21	109.81	S41.10	無	無
26	西糶谷一丁目	西糶谷 1-5-13	432.19	S43.3	有	無
27	西糶谷三丁目	西糶谷 3-4-13	903.58	S50.4	有	有
28	西糶谷二丁目北	西糶谷 2-23-16	934.77	S50.4	無	無
29	西三うぐいす	西糶谷 3-32-4	389.79	H3.2	有	無
30	西四	西糶谷 4-24-21	341.91	S50.4	有	無
31	萩中三丁目	萩中 3-30-20	848.83	S43.3	有	無
32	萩中央	萩中 3-30-9	562.92	H8.3	有	無

	児童公園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月	トイレ	自主的管理活動
33	萩中二丁目	萩中 2-12-20	236.00	H19.3	無	無
34	萩中南	本羽田 3-2-10	256.03	S61.5	無	有
35	羽田一丁目	羽田 1-8-1	984.85	S51.4	無	無
36	羽田五丁目	羽田 5-12-16	702.20	S43.3	有	無
37	羽田三丁目第一	羽田 3-7-16	346.96	S59.4	有	有
38	羽田三丁目第三	羽田 3-6-10	247.29	S61.4	無	有
39	羽田三丁目第二	羽田 3-7-10	328.26	S59.4	無	有
40	羽田三丁目ひろば	羽田 3-7-12	414.72	S59.12	有	有
41	羽田仲七	羽田 5-21-5	309.15	S45.4	有	無
42	羽田西町	羽田 2-8-10	370.61	H4.3	有	有
43	東糶谷一丁目	東糶谷 1-19-20	395.68	S55.5	有	有
44	東糶谷さくら	東糶谷 4-1-6	430.34	H10.3	有	無
45	東糶谷三丁目増田橋	東糶谷 3-18-8	711.56	S59.3	有	無
46	東糶谷二丁目	東糶谷 2-5-13	900.49	S54.5	有	有
47	東糶谷四丁目	東糶谷 4-7-13	194.22	S60.10	無	無
48	本羽田三丁目西	本羽田 3-1-1	707.07	S53.8	有	無
49	本羽田第一	本羽田 1-18-10	455.93	S54.12	有	無
50	本羽田第二	本羽田 2-8-12	761.25	S51.6	無	無
51	本羽田多摩	本羽田 2-6-3	162.52	H8.3	無	無
52	本羽田二丁目	本羽田 2-4-4	795.26	S45.4	有	無
53	舞の浦	大森南 2-14-8	557.61	S49.4	有	無
54	前河原	羽田 3-26-16	276.27	S51.3	無	有
55	武蔵野の路仲七	羽田 5-30-7	165.29	H11.3	有	無
56	元羽田	本羽田 2-10-8	228.27	S49.10	無	無
57	森が崎	大森南 5-3-5	669.48	S45.10	有	有
58	横町	羽田 3-8-13	106.19	S60.11	無	無
児童公園 (糶谷・羽田地区) 合計			27,276.91			

- ・ 児童遊園
- ・ 大森地区

	児童遊園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月	トイレ	自主的管 理活動
1	大森海岸	大森北 2-20-8	147.73	S31.9	無	無
2	北野	南馬込 2-26-14	86.26	S39.12	無	無
3	東貫森	大森北 3-18-17	306.60	S40.12	有	無
4	西二	西馬込 2-18-5	246.62	S35.6	無	無
5	根ヶ原	山王 3-15-23	315.64	S45.4	無	無
6	八景	山王 2-8-6	436.96	S36.9	有	無
7	ひばり	南馬込 4-9-15	576.17	S26.12	無	無
8	ひめゆり	大森中 3-3-8	216.93	S41.3	有	無
9	平和	大森北 6-33-1	212.16	S47.4	無	無
10	平和島入口	大森本町 1-8 番先	114.93	S41.3	無	無
11	弁天池	山王 4-23-5	1,411.56	S26.12	有	無
児童遊園 (大森地区) 合計			4,071.56			

- ・ 調布地区

	児童遊園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月	トイレ	自主的管 理活動
1	東稲荷	田園調布 1-1-26	103.07	S39.10	無	無
2	池の台	上池台 1-24-1	184.53	S53.5	無	無
3	一の橋	東雪谷 2-11-11 先	287.58	S53.4	無	無
4	久が原西部八幡	久が原 4-2-10	546.55	S26.12	有	無
5	千束	北千束 3-16-1	154.07	S44.3	無	有
6	嶺稲荷	西嶺町 18-2	246.64	S41.3	無	無
7	雪ヶ谷	東雪谷 2-25-1	573.70	S26.12	有	無
児童遊園 (調布地区) 合計			2,096.14			

- ・ 蒲田地区

	児童遊園名	所在地	面積 (㎡)	開設年月	トイレ	自主的管 理活動
1	下丸子	下丸子 3-10-8	635.66	S26.12	無	無
2	諏訪	下丸子 4-14-5	355.65	S42.9	無	無
3	仲四	仲六郷 4-12-10 先	901.81	S50.5	無	有

4	氷川	矢口 1-27-7	775.71	S41.3	有	無
5	古市	矢口 3-17-3	409.03	S26.12	有	無
児童遊園（蒲田地区）合計			3,077.86			

・糶谷・羽田地区

	児童遊園名	所在地	面積（㎡）	開設年月	トイレ	自主的管 理活動
1	旭	東糶谷 4-3-6	471.35	S26.12	有	無
2	浦守稻荷	大森南 3-27-8	106.20	S26.12	無	無
3	上田稻荷	本羽田 1-12-9	212.81	S33.6	無	無
4	西仲	西糶谷 4-9-17	405.98	S40.2	無	無
5	萩中	萩中 1-5-18	483.63	H23.4	有	無
6	羽田なかよし	羽田 1-3-9	90.61	S40.12	無	無
7	浜竹	西糶谷 3-19-18	357.30	S37.3	有	無
8	東糶谷三丁目	東糶谷 3-6-2	293.64	S55.9	有	無
9	弁天神社	大森東 4-35-3	220.78	S40.12	無	無
児童遊園（糶谷・羽田地区）合計			2,642.30			

・緑地

	緑地名	所在地	面積（㎡）	開設年月	トイレ	自主的管 理活動
1	旧呑川	北糶谷 1-1-7	21,748.52	S55.5	有	有
2	佐伯山	中央 5-30-15	7,384.22	H24.3	無	有
3	多摩川大橋	矢口 3 丁目、 多摩川 2 丁目地先	24,726.00	S43.6	有	無
4	多摩川ガス橋	下丸子 2, 3, 4 丁目 先	123,700.43	S37.12	有	無
5	多摩川大師橋	本羽田 1, 2, 3 丁目 先	48,362.97	S44.6	有	無
6	多摩川田園調布	田園調布 4, 5 丁目 先	78,797.02	S53.12	有	無
7	多摩川田園調布南・ 鶉の木	田園調布南 6 番、 鶉の木 3-32, 33 番 先	22,942.09	H18.1	有	無

	緑地名	所在地	面積 (㎡)	開設年月	トイレ	自主的管理活動
8	多摩川丸子橋	田園調布本町 31, 32 番先	19, 919. 34	S42. 10	有	無
9	多摩川	西六郷 3, 4 丁目 先、仲六郷 4 丁目 先	361, 336. 76	S39. 12	有	有
10	多摩川六郷橋	東六郷 3、南六郷 2, 3 丁目、仲六郷 4 丁目先	128, 688. 64	S34. 7	有	無
11	馬込自然林	南馬込 2-11-13	1, 409. 03	H24. 3	無	無
緑地 合計			839, 015. 02			

・その他の緑地

	名称	所在地	面積 (㎡)	開設年月	トイレ	自主的管理活動
1	大森東水辺スポーツ 広場	大森東 1-37-1	9, 562. 60	H29. 4	無	無
2	北前堀緑地	東糀谷 5-14-1 先	8, 093. 00	S56. 1	有	無
3	貴船堀緑地	大森東 5-5-5 先	7, 675. 00	S54. 1	有	無
4	暁星苑	田園調布 4-11-10	453. 19	H2. 4	無	無
5	京浜島防災広場	京浜島 2-10-1	10, 113. 83	H2. 7	有	無
6	潮見緑地	大森南 4-4	471. 63	H1. 4	無	無
7	昭和島二丁目公園	昭和島 2-3-1	9, 840. 27	H28. 4	無	無
8	高畑第三児童公園付 属緑地	西六郷 3-30-10	641. 31	H26. 4	無	無
9	タワーふれあい公園 前緑地	多摩川 2-24-43	978. 96	H10. 9	有	有
10	西蒲田五丁目緑地	西蒲田 5-7-5	165. 28	H30. 4	無	無
11	根ヶ原緑地	山王 3-15-2	81. 00	H29. 1	有	無
12	邦西児童公園付属緑 地	大森西 4-18-3	213. 67	H26. 1	無	無
13	馬込自然林区民緑地	南馬込 2-11-19	716. 33	H23. 12	無	無
14	道塚第三児童公園付 属緑地	西六郷 1-18-5	234. 88	H28. 4	無	無

	名称	所在地	面積 (㎡)	開設年月	トイレ	自主的管 理活動
15	南前堀緑地	東糶谷 3-9-1 先	8,470.00	S58.1	有	無
16	南六郷緑地	南六郷 2-35-9	3,074.77	H3.4	有	無
17	宮本台緑地	仲六郷 4-30-5	1,828.00	S61.1	有	無
18	六間堀緑地	羽田 4-23-10	4,296.76	S56.1	有	無
その他の緑地 合計			66,910.48			

・一時開放地

	名称	所在地	面積 (㎡)	開設年月	トイレ	自主的管 理活動
1	昭和島運動場	昭和島 1-7-1	40,670.00	S46.10	有	無
一時開放地 合計			40,670.00			

## 第2項 都市公園台帳

### 1. 都市公園台帳の作成及び保管

都市公園法第17条によれば、都市公園台帳の作成及び保管について、次のように定められている。

(都市公園台帳)

#### 第十七条

公園管理者は、その管理する都市公園の台帳（以下この条において「都市公園台帳」という。）を作成し、これを保管しなければならない。

2 都市公園台帳の記載事項その他その作成及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

3 公園管理者は、都市公園台帳の閲覧を求められたときは、これを拒むことができない。

都市公園法第17条は、都市公園の管理を的確に行い、かつ、広く都市公園の現状を知らせるため、公園管理者に都市公園台帳の作成と保管を義務付けるとともに、都市公園台帳の閲覧請求を拒否することを禁止したものである。

都市公園の区域はどの範囲にまで及ぶか、また都市公園の地形がどのようなになっており、どのような公園施設や占用物件がどのような状態で設置されているかを常に確実に把握することは、公園管理者が都市公園を適正に管理する上で必要な事柄である。

区民、事業者等の側からみても、都市公園という土地物件について強力な法律の規制が働く以上は、ある土地物件が都市公園に属するか否かは、その権利関係に重大な影響を及ぼす事柄である。例えば、私権の制限に関する法第32条の規定、公園施設を設け又は管理する場合の許可に関する第5条第1項の規定、都市公園の占用に関する法第6条第1項又は第3項の規定、原因者負担金に関する法第13条の規定、監督処分に関する法第27条の規定等、私人の権利に重大な関係を有する規定が働くため、都市公園の現状を記載している都市公園台帳は、私人にとっても関心の高いところである。

このような必要性に応ずるため、公園管理者に都市公園台帳の作成及び保管を義務付けている。

#### (指摘 No.10)

現場視察を行った公園について都市公園台帳の資料を請求したところ、区内の全ての公園において都市公園台帳が作成されていなかった。



区では、都市公園台帳の作成・保管の義務があることを認識はしているものの、現在において都市公園台帳は作成されておらず、閲覧も行っていない状況である。

平成 23 年頃に、都市公園台帳の作成を目的として、当時の担当者が将来都市公園台帳を整備するために試作した公園調書と委託により作成した公園の図面はあるものの、あくまで内部的な資料であり、作成後の変更事項は反映されていない。

都市公園台帳は、既に説明しているように、公園を適正に管理するうえで公園管理者にとって重要なものであり、また区民、事業者等にとっても都市公園を構成する土地物件に関する紛争について、都市公園台帳が極めて大きな機能を営むこととなるものであり、都市公園法第 17 条第 1 項によりその作成と保管を義務付けられているものであることから、速やかな都市公園台帳の作成が必要である。

### (指摘 No.11)

都市公園台帳が作成されていないことから、当該台帳の閲覧や写しの交付等に際しての手續や手数料の徴収に関する規則がないことから、都市公園台帳に記載されている事項について、区民、事業者等から都市公園台帳に関する問合せがあった場合には、個別に対応して回答している状況である。

そのため都市公園台帳の作成に並行して、当該台帳の閲覧と写しの交付等の手續や手数料の徴収に関する規則を定めていくことが必要である。

## 2. 都市公園台帳の記載事項

### (1) 記載事項の概要

都市公園法施行規則第 10 条によれば、都市公園台帳の記載事項について、次のように定められている。

(都市公園台帳)

#### 第十条

都市公園台帳は、調書及び図面をもつて組成する。

2 調書には、都市公園につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

一 名称

二 所在地

三 設置の年月日（既設公園については、公園又は緑地として設置された年月日）

四 沿革の概要

五 敷地面積及びその土地所有者別の内訳並びに当該土地所有者の所有する敷地について公園管理者の有する権原

六 公園施設として設けられる建築物（仮設公園施設を除く。次号において同じ。）及びその他の主要な公園施設についての次に掲げる事項

イ 種類及び名称

ロ 工作物であるものについては、その構造

ハ 建築物であるものについては、その建築面積

ニ 運動施設については、その敷地面積

ホ 法第五条第一項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所）並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

七 公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合並びに令第六条第一項第一号から第三号までに規定する建築物及び同条第六項に規定する公募対象公園施設である建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合

八 運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合

九 主要な占用物件についての次に掲げる事項

イ 種類及び名称

ロ 構造

ハ 建築物であるものについては、その建築面積

ニ 法第六条第一項又は第三項の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所）並びに当該許可による占用の期間の初日及び末日

十 公園一体建物の概要

3 図面は、縮尺千二百分の一以上の平面図（法第二十条の規定により都市公園の区域を立体的区域とする場合は、平面図、縦断面図及び横断面図。第十九条第五項において同じ。）とし、付近の地形、方位及び縮尺を表示し、都市公園につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

一 都市公園の区域の境界線

二 公園保全立体区域の境界

三 行政区画名、大字名、字名及びその境界線

四 地形

五 敷地の土地所有者別の区分

六 主要な公園施設

七 主要な占有物件

八 公園一体建物

4 調書及び図面の記載事項に変更があつたときは、公園管理者は、速やかにこれを訂正しなければならない。

## (2) 都市公園台帳の調書

都市公園法施行規則第 10 条第 2 項の規定は、都市公園台帳の調書の記載事項を定めたものであり、調書には少なくとも本項各号に掲げる事項は必ず記載しなければならないものである。そのためそれ以外の事項を記載することを禁止する趣旨ではなく、個々の都市公園の実情に応じて、本項各号に掲げる事項以外の事項を併せて記載することもできる。

同条第 2 項の各号について、「都市公園法解説（改訂新版）」では次のように解説している。

第一号の名称については、都市公園法第 2 条の 2 に基づく公告に係る名称を記載することとなる。名称と都市計画決定による名称が異なることがあり得るが、この場合には、都市計画決定上の名称をカッコを付す等して併記しておくことが考えられる。

第二号は、当該都市公園の所在地を記載するものである。

第三号は、当該都市公園の設置年月日を記載するものである。既設公園については、公園又は緑地として開設された年月日を記載する。設置された都市公園がその後増設されることがあるが、増設の年月日は、次の第四号の沿革の概要として記載するべきである。

第四号は、当該都市公園についても沿革の概要を記載するものである。設置後の区域の変更、都市公園の性格特徴の変更、主たる公園施設の変遷等のいきさつのあらましを記載するほか、設置前における事柄でも、当該都市公園の歴史を知る上で重要なものは、その概要を記載する。

第五号は、当該都市公園の敷地面積及びその土地所有者別の内訳並びに当該土地所有者の所有する敷地について公園管理者の有する権限を記載するものである。

第六号は、当該都市公園に公園施設として設けられる建築物（仮設公園施設を除く。）及び当該都市公園に設けるその他の主要な公園施設について一定の事項を記載すべき旨を規定している。

仮設公園施設以外の公園施設として設けられる建築物については、必ず同号に定められているイからホまでに掲げる事項を記載することを要する。ここで仮設公園施設とは、都市公園法施行令第6条第1項第4号に規定する仮設公園施設のことであり、これを除いた趣旨は、三月を限度として臨時に設けられるものについてまで、都市公園台帳に記載することは煩雑になるためである。

公園施設は都市公園法第2条第2項に掲げられている公園施設であり、次のものである。

- |  |
|--|
| 一 園路及び広場                               |
| 二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの            |
| 三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの             |
| 四 ぶらんこ、滑り台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの         |
| 五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの     |
| 六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの        |
| 七 飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの       |
| 八 門、柵、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの           |
| 九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの |

なお、施行令第5条では法第2条2項の公園施設の種類を次のように例示している。

- |   |
|---|
| (公園施設の種類)   |
| 第五条 法第二条第二項第二号で定める修景施設は、植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石その他これらに類するものとする。          |
| 2 法第二条第二項第三号の政令で定める休養施設は、次の掲げるものとする。  |
| 一 休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場その他これらに類するもの  |
| 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める休養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める休養施設 |
| 3 法第二条第二項第四号の政令で定める遊戯施設は、次に掲げるものとする。  |
| 一 ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場その他                          |

これらに類するもの

- 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める遊戯施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める遊戯施設
- 4 法第二条第二項第五号の政令で定める運動施設は、次に掲げるものとする。
  - 一 野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物
  - 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める運動施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める運動施設
- 5 法第二条第二項第六号の政令で定める教養施設は、次に掲げるものとする。
  - 一 植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの
  - 二 古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの
  - 三 前二号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める教養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める教養施設
- 6 法第二条第二項第七号の政令で定める便益施設は、飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第四項に規定する接待飲食等営業に係るものを除く。）料理店、カフェー、バー、キャバレーその他これらに類するものを除く。）、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設又は便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するものとする。
- 7 法第二条第二項第八号の政令で定める管理施設は、門、柵、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場（廃棄物の再生利用のための施設を含む。以下同じ。）、くず箱、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設（環境への負荷の低減に資するものとして国土交通省令で定めるものに限る。第三十一条第八号において同じ。）その他これらに類するものとする。
- 8 法第二条第二項第九号の政令で定める施設は、展望台及び集会所並びに食

糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるものとする。

「種類及び名称」の「種類」には上記の都市公園法第 2 条第 2 項に掲げられている公園施設の種類の種類であり、「名称」は、当該公園施設に付せられている固有名詞のことである。

「工作物であるものについては、その構造」とは、コンクリート製、プレハブ等、当該工作物について、その構造を具体的に記載する。

「建築物であるものについては、その建築面積」とは、都市公園法第 4 条第 1 項及び都市公園法施行令第 6 条の適用関係を明白にするためのものである。同条第 4 条第 1 項及び同施行令第 6 条は次のように規定している。

#### (公園施設の設置基準等)

##### 第四条

一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。（以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の二を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、百分の二）を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲（国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲）内でこれを超えることができる。

#### (公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等)

##### 第六条

法第四条第一項ただし書の政令で定める特別の場合、次に掲げる場合とする。

- 一 前条第二項の規定する休養施設、同条第四項に規定する運動施設、同条第五項に規定する教養施設、同条第八項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設又は自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設である建築物（次号に掲げる建築物を除く。）を設ける場合
- 二 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のイからハまでのいずれかに該当する建築物を設ける場合
  - イ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、

- 重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じる歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通省令で定める建築物
- ロ 景観法（平成十六年法律第百十号）の規定により景観重要建造物として指定された建築物
- ハ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物
- 三 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合
- 四 仮設公園施設（三月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前三号に規定する建築物を除く。）を設ける場合
- 2 地方公共団体の設置に係る都市公園についての前項第一号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 3 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第二号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第三号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文又は前二項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第四号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二を限度として同項本文又は前三項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 6 地方公共団体の設置に係る都市公園についての認定公募設置等計画に基づき公募対象公園施設である建築物（第一項各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合に関する法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 7 国の設置に係る都市公園についての法第四条第一項ただし書（法第五条の

九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の政令で定める範囲については、第二項から前項までの規定を準用する。

基本的には建築物の公園面積に占める割合は、百分の二までであるが、特例で公園面積に占める割合は、緩和されることから、どの特例に該当するか建築物の種類及び名称を記載させたいうえで、当該建築物の建築面積を記載させるものである。

「運動施設については、その敷地面積」とは、都市公園法施行令第8条第1項及びこれに基づき条例で定めた基準の適用関係を具体的に明らかにするためのものである。同施行令第8条第1項は次のように規定している。

(公園施設に関する制限等)

#### 第八条

一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の五十を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合(国の設置に係る都市公園にあつては、百分の五十)を超えてはならない。

「法第五条第一項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日」とは、都市公園法第5条第1項の許可は、申請書を提出して申請すべきものであり、公園管理者も文書によってその許可を行うべきものであることから、それらの書類は別途保管されているところであるが、都市公園台帳を一見すれば、それらの関係の大体が分かるようにしておくためのものである。

都市公園法第5条第1項の許可とは、次のものである。

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

#### 第五条

第二条の三の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

そのため、当該許可には、公園施設の設置の許可と公園施設の管理の許可の二種類がある。

「当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日」については、具体的に何年何月何日から何年何月何日までと記載する。



第七号は、公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合並びに令第六条第一項第一号から第三号までに規定する建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合を記載すべきとするものである。この規定は都市公園法第4条第1項及び都市公園法施行令第6条第1項の適用関係を明らかにするためのものである。

第八号は、運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合を記載すべきものである。これは第六号のところで述べた都市公園法施行令第8条第1項の適用関係を明らかにするためのものである。ここで運動施設とは都市公園法施行令第5条第4項に掲げる運動施設であり、次のものである。

4 法律第二条第二項第五号の政令で定める運動施設は、次に掲げるものとする。

- 一 野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用倉庫、シャワーその他これらに類する工作物
- 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める運動施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める運動施設

第九号は、当該都市公園に設けられる主要な占用物件について一定の事項を記載するものである。占用物件とは、都市公園の占用をする公園施設以外の工作物その他の物件又は施設のことであり、何をもって主要な占用物件とするかは、公園管理者が判断するものである。

「種類及び名称」の「種類」とは、都市公園法第7条第1項第1号から第6号まで及び都市公園法施行令第12条第2項各号に掲げる占用物件の種類のことである。

都市公園法第7条第1項第1号から第6号は次のものである。

- 一 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの
- 二 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの
- 三 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの
- 四 郵便差出箱、新書便差出箱又は公衆電話所

- 五 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物
- 六 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物

また都市公園法施行令第12条第1項に掲げる各号は次のものである。

- 一 標識
- 一の二 食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの
- 一の三 環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの
- 二 防火用貯水槽で地下に設けられるもの
- 二の二 蓄電池で地下に設けられるもの
- 二の三 国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの
- 三 橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの
- 四 索道及び鋼索鉄道
- 五 警察署の派出所及びこれに附属する物件
- 六 天体、気象又は土地観測施設
- 七 工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設
- 八 土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場
- 九 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）
- 十 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設

また「構造」については、できるだけ具体的に記載することが必要である。

「占用の期間の初日及び末日」については、「公園施設を設け又は管理する期間の初日及び末日」と同じである。

**(意見 No.67)**

都市公園台帳がそもそも作成されていないことから、区において都市公園台帳を作成するに当たっては、上記の都市公園台帳の記載事項について、記載漏れがないように、都市公園台帳を作成する必要があると考えられる。

**3. 都市公園台帳に関する条項の制定の必要性**

都市公園台帳は都市公園法の規定に基づいて作成が義務付けられているものであり、その記載内容も都市公園法施行規則で定められているものである。しかし、区では現在、都市公園台帳について規定している条文はない。

**(意見 No. 68)**

都市公園台帳は都市公園を管理する上でも重要な書面であることから、これを都市公園規則で定めている自治体も存在する。

例えば大阪市の熊取町では都市公園規則において次のように定めている。

(都市公園台帳)

第2条 都市公園法（昭和31年法律第79号）第17条に規定する都市公園台帳は、様式第1号に定めるところによる。

区においても、都市公園台帳の重要性に鑑み、このような規定を大田区公園条例施行規則で定めることを検討するべきであると考えられる。

## 第3項 遊具

### 1. 概要

#### (1) 遊具と遊戯施設の定義

都市公園施行令第5条第3項において遊戯施設が定められている。

- 3 法第二条第二項第四号の政令で定める遊戯施設は、次に掲げるものとする。
- 一 ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これらに類するもの
  - 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める遊戯施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める遊戯施設

他方、国土交通省が平成26年6月に策定している「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」（以下、「指針」という。）では、遊具は次のようなものとされている。

本指針の対象は、都市公園法施行令第5条に規定する遊戯施設のうち、主としてこどもの利用に供することを目的として、地面に固定されているものとする（以下、「遊具」という）。

#### (2) 遊具の重要性

##### 1) 子供の遊びの重要性

遊びは、子どもに対して楽しさを与えるだけでなく、運動能力を高め、知覚の発達や概念形成、言語の習得を助け、社会性、創造性を養う機会を提供することにより、子どもの身体的、精神的、社会的発達を促すものである。

また子どもは遊びを通して、自らの限界に挑戦し、その挑戦を通じて危険に関する予知能力、事故の回避能力などの安全に関する身体的能力を高めることができ、子どもの成長において遊びは重要な役割を果たしている。

##### 2) 遊び場で遊ぶことの重要性

子どもは遊び場での遊びを通して、屋内での一人遊びでは得られない他者や自然との関わり合い、天候や季節変化の実感などの多様な直接体験を得ることができる。

特に、公園の遊び場には様々な利用者がいることから、他者とのコミュニケーションを円滑に図る能力を身につけることが期待できる。

### 3)遊びと遊具

遊具は、多様な遊びの機会を提供し、子どもの成長に役立つものでもある。そのため、遊具の計画においても冒険や挑戦ができるように配慮する必要がある。また子どもの創造性、主体性を大切にし、子どもが自らの工夫で遊びを生み出すことができるものであることが必要であり、遊び方についても一定の幅を想定する必要がある、さらに子どもは、様々な遊び方を思いつくため、大人が想定している遊び方とは、実際の使われ方を参考にして一定の幅を想定しておく必要がある。

そのため、遊具の本来の使用方法とは異なる遊びに用いられる可能性があり、刺激的でチャレンジ性の高い遊びにある反面、事故につながるおそれもある。

#### (3)遊具の危険性

##### 1)遊びにおけるリスクとハザード

子どもは、遊びを通して冒険や挑戦をし、心身の能力を高めていくが、冒険や挑戦には危険性も内在している。

子どもの遊びにおける安全確保に当たっては、子どもの遊びに内在する危険性も遊びの価値のひとつであることから、事故の回避能力を育む危険性あるいは子どもが判断可能な危険性であるリスクと、事故につながる危険性あるいは子どもが判断不可能な危険性であるハザードに区分できる。

リスクは、遊びの楽しみの要素で冒険や挑戦の対象となり、子どもは小さなリスクへの対応を学ぶことで経験的に危険を予測し、事故を回避できるようになる。

ハザードは、遊びが持っている冒険や挑戦といった遊びの価値とは関係のないところで事故を発生させるおそれのある危険性である。子どもが予測できず、どのように対処すれば良いか判断不可能な危険性もハザードである。

##### 2)遊具のリスクとハザード

遊具のリスクとハザードは、それぞれ物的要因と人的要因に分けることができる。

遊具のリスクの物的要因とは、子ども身体的能力の範囲内で対応可能な高さや可動部の揺れ具合などの遊具の構造に起因するものであり、人的要因とは、子どもができると思って行った高い所に登る、飛び降りるなどの利用者に起因するものである。

また遊具のハザードの物的要因とは、遊具の構造的欠陥や故障、不適切な突起の存在など遊具の配置や構造、維持管理の状態に起因するものであり、人的

要因とは、突き飛ばしなどの行為、絡まりやすい紐のついた衣服の着用など遊具の不適切な利用や周辺での行動、子どもの服装や持ち物などの利用者に起因するものである。

ハザードの例として「指針」は次のものを挙げている。

- ・物的ハザード・・・遊具の構造、施工、維持管理の不備などによるもの
  - ・不適切な配置
    - 動線の交錯、幼児用遊具と小学生用遊具の混在など
  - ・遊具及び設置面の設計、構造の不備
    - 高低差、隙間、突起、設置面の凸凹など
  - ・遊具の不適切な施工
    - 基礎部分の不適切な露出など
  - ・不十分な維持管理の状態
    - 腐食、摩耗、経年による劣化、ねじなどのゆるみの放置など
- ・人的ハザード・・・利用者の不適切な行動や服装などによるもの
  - ・不適切な行動
    - ふざけて押す、突き飛ばす、動く遊具に近づくなど
  - ・遊具の不適切な利用
    - 過度の集中利用、使用中止の措置を講じた遊具の利用など
  - ・年齢、能力に適合しない遊具で遊ばせる
    - 幼児が単独で、あるいは保護者に勧められて小学生用遊具で遊ぶなど
  - ・不適切な服装、持ち物
    - 絡まりやすい紐のついた衣服やマフラー、ヘルメット、ランドセル、サンダル、脱げやすい靴やヒールのある靴などを着用したまま遊ぶ、携帯電話をネックストラップで首から下げたまま遊ぶなど

#### (4) 遊具の関連する事故

遊具に関連する事故には、衝突、接触、落下、挟み込み、転倒などがある。事故により裂傷、打撲、骨折などの傷害をもたらすことになる。

こうした事故は、物的ハザード、人的ハザードが関わりあい発生することが多く、一つの要因に限定することが困難なケースが多い。

事故の状態は次の3段階に大別することができる。

- ・生命に危険があるか重度あるいは恒久的な障害をもたらすもの
- ・重大であるが恒久的でない傷害をもたらすもの
- ・軽度の傷害をもたらすもの

重度の障害につながる事故としての頭部の傷害は、衝突、落下、転倒などで多く報告されている。

## (5) 遊具の安全確保の必要性

### 1) 遊具の安全確保の基本的考え方

遊具に関連する事故を防止することが公園管理者には求められており、遊具の安全性を確保するに当たっては、子どもが冒険や挑戦のできる施設としての機能を損なわないよう、遊びの価値を残しつつ、リスクを適切に管理するとともに、ハザードを除去していくことが必要である。

遊びの価値を残すことは、次の観点から重要である。

まず、完全にリスクを除去してしまうことは、子どもの事故回避能力を育むことができないことから、遊具が子どもにとって有益であるためには、リスクに挑戦できる機能を備えている必要がある。

次に、安全性を重視しすぎてしまうと、子どもにとって魅力的な遊具ではなくなってしまう、そもそも利用されなくなってしまうおそれがある。

最後に、公園管理者が事故対策に過敏になるにあまり、過度に安全性を重視した遊具を設置したり、遊具の利用指導が行き過ぎてしまうと、子どもが自由に遊ぶことができなくなり、自由な発想に基づく冒険や挑戦が行われなくなってしまうおそれがある。

### 2) リスクとハザード

#### ① リスクの管理

遊具の安全確保にはリスクを適切に管理することが必要である。

上記1)でも述べているが、遊びの価値を残すことは必要であることから、重度のケガにならないように適切に管理することが必要である。

遊具は、例えば階段の一段目の高さを高くするなどの工夫によって運動能力が十分でない子どもや当該遊具の対象年齢外の子どもの利用を制限するなど、冒険や挑戦と安全性の確保を両立していくことが必要である。

また、子どもの自由な発想から遊具を本来の使用方法と異なる方法で利用することがあることから、本来の利用方法とどのような異なる利用方法が行われるか想定し、安全性を確保していくことも必要である。

#### ② ハザードの除去

ハザードの除去については、重大な事故につながるおそれのある物的ハザードを中心に除去していくことが必要である。

公園は一定の自己責任のもとに遊ぶ場であるが、子どもが安心して遊べるように、遊具において重大な事故につながるおそれのある物的ハザードを除去していくことが必要である。

物的ハザードについては、遊具の計画、設計の段階、製造・施工の段階、維持管理の各段階において除去することが必要である。遊具の構造的欠陥など、子どもが予測できない危険はもとより、不適切な隙間や突起があるなど、子どもが予測しにくい危険についても除去していくことが必要である。

子どもにとっては事故防止のために設置した柵が遊び道具になるなど、再発防止策が新たな事故を引き起こす可能性もあるため、遊具を改修するに当たっては、改修する部分の注意だけではなく、全体の構造にも注意する必要がある。

また子どもとその保護者の危険な行動、服装など利用に関する人的ハザードについては、掲示などにより注意を喚起することが必要であるが、遊具の設計段階においても、事故の抑制について配慮することが必要である。

### ③安全点検の重要性

遊具の安全点検により物的ハザードが検出されることから、遊具の安全性の確保における遊具の安全点検は非常に重要な役割を担っている。

遊具の安全点検により、重大な事故につながるおそれのあるハザードが発見された場合には、適切な措置を講じる必要がある。

設置から長期間経過した遊具については、遊具そのものの老朽化や材質の劣化や、子どもの年齢構成の変化などにより遊具の配置や植栽などの見直しなど安全性への配慮が不十分になるケースがあり、遊具の利用状況なども勘案した安全点検が必要である。

### (6)遊具の安全確保に対する公園管理者の役割

公園管理者の遊具の安全確保における役割について「指針」では次のように述べている。

公園管理者は、遊びの価値を尊重して、リスクを適切に管理するとともにハザードの除去に努めるという、遊具の安全確保に関する基本的考え方に従って、計画・設計段階、製造・施工段階、維持管理段階、利用段階の各段階で遊具の安全が確保されるよう適切な対策を講ずるものとする。

公園管理者が各段階毎の業務を外部に委託・請負する場合には、受託者・請負者に対し同様の対応を求め、適切な指示、承諾、協議などを行う。

また、事故が発生した場合は、事故の再発防止のための措置を講ずるとともに事故の発生状況を記録し、各段階における安全対策に反映させる。



公園管理者には上記のような役割があるが、公園管理者の役割を「指針」ではさらに（解説）においてさらに5つに分けて説明している。

#### 1) 公園管理者の役割

①地域住民や子ども・保護者のニーズを踏まえ、他の公園などとのバランスを考慮した上で、計画から維持管理、利用まで全ての段階で適切な対策を講ずるものとする。

②遊具の計画・設計、製造・施工、維持管理、利用の各段階における公園管理者の役割は、以下のように整理される。

- ・計画・設計段階においては、遊びの価値、リスクとハザードに対する考え方を踏まえ、安全な遊び場並びに遊具を計画・設計する。

- ・製造・施工段階においては、製造・施工の受託者・請負者に対して、計画・設計の意図を把握させた上で、設計図書に基づいた確実な遊具の製造・施工、施工時の安全対策の実施及び遊具の安全確保に関わる資料の提出を求める。

- ・維持管理段階においては、子どもの遊び、リスクとハザードに対する考え方を踏まえて遊び場と遊具の安全点検を行い、それに基づき必要な措置を講ずるとともに維持管理の記録を行う。

- ・利用段階においては、遊具の利用状況によっては、利用指導などを行う。

③公園を計画・設計する際の遊具の安全確保に関する配慮事項、安全点検及び発見された物的ハザードの措置のノウハウ、事故情報並びに問題意識など、遊具の安全確保に関する知見・技術等を記録・蓄積し、地方公共団体内の公園管理に関わる者にとどまらず、学校教育、児童福祉、公営住宅などの関連部署・地域住民や保護者、子どもの遊び場に関わる民間団体など、遊び場や遊具に関わる者と情報を共有・交換することにより、安全確保に関する共通の認識を持ち、継承することが望まれる。

④事故が発生した場合に備え、応急手当、負傷者周囲の安全確保など二次被害の防止の他、直ちに必要な措置が講ぜられるよう、消防署や公園管理者への迅速かつ的確な連絡がとられるための手段を整えるなどの対策を講ずることも、遊具における安全確保においては重要である。

⑤安全対策は、事故を未然に防ぐ努力を継続することが基本であるが、事故事例に学び、改善することも重要である。事故の再発を防止するためには、要因となったハザードを速やかに除去するとともに、事故の発生状況を記録し、公園利用者も含めて安全確保に関する意見交換を行うことが望まれる。

このように公園管理者の遊具の安全確保における役割は多岐に渡り非常に重要なものである。

## 2. 大田区の公園遊具

### (1) 設置遊具数

平成 29 年度において区内の公園内に設置されている遊具は次の表のとおりである。

地区	遊具が設置されている公園数	公園遊具数
大森	146	563
調布	110	404
蒲田	110	447
糀谷・羽田	87	388
計	453	1,802

区内の公園数は平成 29 年度において 555 園(海上公園除く)であることから、約 8 割の公園に遊具が設置されている。

また公園遊具数は 1,802 基であることから遊具が設置されている公園には 1 園あたり平均で約 4 基の遊具が設置されていることになる。

### (2) 各地区の遊具設置公園

各地区の遊具が設置されている公園は次の表のとおりである。なお、遊具が設置されていない公園の遊具数はblankとなっている。

#### ①大森地区

	公園名	所在地	面積 (㎡)	遊具数
1	池上五丁目	池上 5-15-18	2,121.59	11
2	池上梅園	池上 2-2-13、 池上 2-3-2	9,880.82	
3	入新井	大森北 1-20-1	3,001.65	5
4	入新井西	大森北 4-27-3、 大森北 1-39-1	2,589.61	5
5	入三西	大森北 5-3-11	1,020.83	4
6	不入斗パーク	大森北 4-25-2	1,312.10	
7	大倉山	南馬込 3-24-1	2,809.74	
8	おおたキャナルサイドウォーク	平和島 6-2-2、 平和島 6-4-51	5,600.13	

	公園名	所在地	面積 (㎡)	遊具数
9	大森北	大森北 2-18-2	1,927.50	6
10	大森山谷	大森中 1-5-1	1,339.25	7
11	大森諏訪	大森西 3-3-10	1,286.32	3
12	大森東一	大森東 1-28-20	966.11	
13	大森西交通	大森西 3-4-19	3,300.23	3
14	大森西三丁目	大森西 3-2-30	1,337.14	3
15	大森西七丁目	大森西 7-9-5	1,045.44	5
16	大森西四丁目	大森西 4-10-19	1,408.01	6
17	大森東一丁目第一	大森東 1-35-6	6,856.45	5
18	大森東一丁目第二	大森東 1-36-9	2,080.94	1
19	大森ふるさとの浜辺	ふるさとの浜辺公園 1-1、平和 の森公園 2-2 ほか	128,325.07	7
20	大森三輪	大森西 5-2-12	1,606.16	2
21	女塚なかよし	池上 5-24-6、 池上 5-27-16	1,699.33	4
22	春日	中央 1-9-15	1,162.41	2
23	北馬込寺郷	北馬込 2-14-7	1,035.63	4
24	北馬込わくわく	北馬込 1-7-9	2,246.43	6
25	桐里自然	南馬込 6-15-8	1,061.20	2
26	古径 (旧 南馬込一丁目児童 公園)	南馬込 1-59-22	918.01	2
27	さくら通り三丁目	中央 3-33-6	1,201.46	2
28	桜並木	南馬込 4-11-12	1,188.71	3
29	山王	山王 3-32-6	2,172.71	3
30	山王花清水	山王 4-23-3	1,045.11	
31	三和	大森西 2-22-2	1,073.35	
32	昭和島二丁目	昭和島 2-3-1	14,793.28	
33	昭和島南緑道	昭和島 1-7-2	6,557.86	
34	清花	大森北 2-8-5	2,902.47	6
35	蘇峰	山王 1-41-21	4,190.40	
36	たぬき山	南馬込 1-13-6	3,028.45	8
37	中央五丁目	中央 5-14-1	2,175.41	7
38	鶴渡	大森西 6-12-1	3,293.91	11
39	徳持	池上 8-20-10	2,776.85	3

	公園名	所在地	面積 (㎡)	遊具数
40	徳持ポニー	池上 6-30-11	1,019.31	1
41	中馬込貝塚	中馬込 1-19-3	1,408.50	5
42	平和島	平和島 4-2-2	74,467.00	5
43	平和の森	平和の森公園 2-1	104,839.39	47
44	本門寺	池上 1-11-1	28,366.05	17
45	馬込西	西馬込 2-8-15	5,563.47	9
46	馬込二本木	西馬込 1-9-21	1,238.03	3
47	馬込ゆりの木	西馬込 1-27-12	1,377.34	2
48	南馬込うえだい	南馬込 4-1-24	1,029.46	
49	南馬込五丁目	南馬込 5-18-10	971.60	3
50	都堀	大森東 1-30-1、 大森本町 2-23-1	11,960.27	4
51	湯殿	南馬込 5-18-10	1,542.95	2
52	龍子	南馬込 4-49-11	2,564.84	
53	若竹	大森西 1-8-20	1,238.10	5

	児童公園名	所在地	面積 (㎡)	遊具数
1	あさひが丘	南馬込 3-3-10	251.61	
2	あずまにこにこ	東馬込 1-49-3	307.68	3
3	天沼	北馬込 2-36-13	968.40	3
4	新井宿	中央 4-31-10	592.09	8
5	新井宿第一	山王 3-4-8	599.40	4
6	新井宿七丁目	大森西 4-2-19	402.50	1
7	池上二丁目北野	池上 2-8-8	162.12	2
8	池上八丁目	池上 8-22-8	643.14	2
9	池上本町	池上 2-12-2	179.43	3
10	池上みどり	中央 6-5-1	199.00	2
11	池上門前	池上 4-12-2	381.95	6
12	池上六丁目	池上 6-37-8	602.63	5
13	市野倉北	中央 6-18-14	334.56	4
14	市野倉南	中央 7-15-15	847.56	8
15	うさぎ	大森北 3-23-3	481.54	5
16	臼田坂	南馬込 4-36-14	347.47	3

	公園名	所在地	面積 (㎡)	遊具数
17	梅田第一	南馬込 6-31-9	371.18	2
18	梅田第二	南馬込 6-32-14	401.00	2
19	大森北青空	大森北 6-16-21	305.58	2
20	大森北三丁目梅の花	大森北 3-24-25	276.36	2
21	大森北三丁目くすのき	大森北 3-25-11	311.05	1
22	大森北三丁目さくら	大森北 3-25-5	601.43	1
23	大森北四丁目	大森北 4-14-15	723.33	4
24	大森北六丁目	大森北 6-2-19	193.54	2
25	大森北六丁目南	大森北 6-15-6	583.06	3
26	大森中二丁目	大森中 2-3-3	402.66	3
27	大森仲町	大森本町 2-26-17	802.10	3
28	大森西一丁目	大森西 1-12-14	652.98	4
29	大森西一丁目北	大森西 1-11-19	333.38	3
30	大森西一丁目セブンパーク	大森西 1-18-10	545.73	
31	大森西五丁目	大森西 5-20-16	477.79	3
32	大森西二丁目	大森西 2-20-12	834.62	3
33	大森西二丁目第二	大森西 2-25-16	220.44	
34	大森東三丁目	大森東 3-5-16	374.62	2
35	大森東二丁目	大森東 2-18-7	573.67	
36	大森堀之内	大森中 3-20-10	531.07	
37	春日橋	大森北 5-16-11	147.47	3
38	観音通り	中央 3-15-15	516.54	2
39	北三	大森北 3-10-8	82.11	1
40	きたのこばと	南馬込 2-9-1	833.65	
41	きたの北神山	南馬込 2-11-7	175.86	
42	北野にここ	山王 4-11-7	130.45	1
43	北馬込わんぱく	北馬込 2-4-13	491.40	4
44	桐里	南馬込 6-9-1	493.50	1
45	こうま	南馬込 5-18-3	331.04	7
46	こがねむし	大森西 1-15-5	121.30	2
47	鷺之森	大森東 2-31-13	867.22	3
48	沢田	大森北 6-24-6	253.04	
49	沢田東	大森西 2-3-21	684.45	8
50	サンサン	山王 3-37-6	256.22	2

	公園名	所在地	面積 (㎡)	遊具数
51	サンサン根岸	山王 3-25-1	783.38	2
52	山王稲穂	山王 1-39-25	431.54	2
53	山王木原山	山王 4-24-12	411.33	3
54	山王三丁目	山王 3-8-1	821.19	5
55	山王第一	山王 1-25-21	683.03	3
56	山王どんぐり	山王 1-39-32	204.83	4
57	山王なかよし	山王 1-33-16	470.06	4
58	山王二丁目	山王 2-8-21	545.94	
59	子母沢	中央 4-28-3	456.13	2
60	新五フラワー	中央 2-21-16	788.72	
61	しんめい	南馬込 1-40-11	457.31	2
62	中央一丁目	中央 1-15-4	444.52	2
63	中央三丁目	中央 3-29-3	397.83	2
64	中央二丁目	中央 2-23-3	264.46	3
65	中央二丁目第三	中央 2-9-5	361.84	2
66	中央二丁目第二	中央 2-4-15	377.87	2
67	中央八丁目	中央 8-38-1	386.87	2
68	中央八丁目第二	中央 8-29-4	250.00	1
69	中央六丁目宮下	中央 6-7-9	576.30	2
70	堂寺	東馬込 1-43-16	742.64	3
71	東和	大森西 2-7-11	360.11	2
72	徳持	池上 8-13-4	734.04	3
73	徳持第二	池上 8-15-8	427.90	4
74	どんぐりの木	南馬込 1-26-14	283.60	1
75	中井	南馬込 4-16-11	539.47	1
76	中馬込	中馬込 2-5-5	347.10	3
77	中馬込一丁目	中馬込 1-13-21	875.80	
78	中馬込大久保	中馬込 3-6-4	476.99	4
79	西三	大森西 3-10-6	474.16	5
80	西富士見	大森西 4-4-23	396.23	3
81	東馬込	東馬込 2-17-10	349.78	3
82	東馬込霜田	東馬込 1-39-9	672.16	3
83	平張	南馬込 3-22-7	914.99	4
84	平張第二	南馬込 3-7-2	880.01	4

	公園名	所在地	面積 (㎡)	遊具数
85	富士が丘	中央 5-19-1	221.90	1
86	文化	中央 8-36-10	712.47	3
87	平成	大森西 2-19-4	170.21	3
88	邦西	大森西 4-18-8	479.29	6
89	ほうせいきらめき	大森西 4-18-15	297.80	
90	邦西第二	大森西 4-13-16	1,150.00	4
91	邦西ふれあい	大森西 7-1-4	451.41	1
92	本町	大森本町 1-9-16	165.45	5
93	馬込浅間西	中馬込 1-6-5	343.91	2
94	馬込三本松	馬込 2-38-6	353.13	7
95	まごめばし	中馬込 3-29-7	702.81	2
96	馬込松原	中馬込 3-26-2	544.83	1
97	みこころ	山王 1-5-14	241.18	3
98	みどり石川	大森北 4-15-19	376.03	
99	みなみにここにこ	大森東 1-26-4	231.73	3
100	南馬込一丁目	南馬込 1-9-3	918.10	5
101	南馬込さくら	南馬込 6-5-7	535.53	1
102	南馬込中和	南馬込 4-26-5	448.51	1
103	美原	大森東 1-13-8	2,045.22	6
104	宮ノ下	中馬込 3-19-11	813.59	3
105	宮ノ下にここにこ	中馬込 3-23-33	488.14	
106	三輪	大森西 5-3-3	628.09	4
107	谷戸	大森西 5-14-3	451.26	4
108	八幡橋	大森本町 1-6-1 先	846.51	
109	ゆうやけ	中馬込 3-25-2	465.64	3
110	龍子	中央 4-1-11	611.19	3

	児童遊園名	所在地	面積 (㎡)	遊具数
1	大森海岸	大森北 2-20-8	147.73	
2	北野	南馬込 2-26-14	86.26	2
3	東貫森	大森北 3-18-17	306.60	2
4	西二	西馬込 2-18-5	246.62	4
5	根ヶ原	山王 3-15-23	315.64	

	公園名	所在地	面積 (㎡)	遊具数
6	八景	山王 2-8-6	436.96	2
7	ひばり	南馬込 4-9-15	576.17	3
8	ひめゆり	大森中 3-3-8	216.93	2
9	平和	大森北 6-33-1	212.16	2
10	平和島入口	大森本町 1-8 番先	114.93	2
11	弁天池	山王 4-23-5	1,411.56	5

	施設名	所在地	面積 (㎡)	遊具数
1	昭和島運動場	昭和島 1-7	40,670.00	10

## ②調布地区

	公園名	所在地	面積 (㎡)	遊具数
1	石川	石川町 2-19-1	1,090.90	8
2	石川町上の台	石川町 1-3-2	1,977.33	2
3	鶉の木松山	鶉の木 1-6-1	9,029.65	
4	かにくぼ	北嶺町 17-13	2,518.96	1
5	上池台射水坂	上池台 4-19-4	1,408.02	4
6	上池台三丁目	上池台 3-16-15	2,263.15	3
7	上池台四丁目	上池台 4-41-5	813.37	4
8	久が原	久が原 3-27-18	1,816.42	
9	くさっぱら	千鳥 1-1-3	1,299.60	
10	小池	上池台 1-36-1	11,235.11	1
11	水神	南雪谷 5-10-14	487.31	
12	洗足池	南千束 2-14-5	76,950.94	14
13	多摩川台	田園調布 1-63-1	68,052.25	9
14	千鳥いこい	久が原 6-26-5	6,200.43	13
15	つきやま	千鳥 2-3-15	1,206.16	2
16	田園調布一丁目東	田園調布 1-22-3	1,239.96	4
17	田園調布せせらぎ	田園調布 1-53-10	34,664.81	
18	田園調布南	田園調布南 3-8	2,085.79	5
19	東中	東雪谷 4-3-23	2,101.86	9
20	西嶺高砂	西嶺町 30-15	1,996.54	



	公園名	所在地	面積 (㎡)	遊具数
21	東調布	南雪谷 5-12-1、 南雪谷 5-13-1	25, 229. 12	10
22	東原くすのき	田園調布本町 1-6	1, 520. 89	2
23	東嶺	東嶺町 26-18	1, 243. 47	5
24	東雪谷二丁目	東雪谷 2-3-25	822. 95	4
25	ふくし	雪谷大塚町 13-20	1, 317. 90	11
26	宝来	田園調布 3-31-1	12, 408. 99	3

	児童公園名	所在地	面積 (㎡)	遊具数
1	あおぞら	鶉の木 2-40-7	331. 74	3
2	あすなろ	北千束 3-2-9	358. 73	4
3	池上三丁目	池上 3-4-4	440. 91	9
4	池上平和	池上 3-2-16	375. 55	6
5	石川台	石川町 2-33-2	133. 97	2
6	石川町二丁目	石川町 2-2-14	981. 03	3
7	石川町二丁目第三	石川町 2-15-3	363. 57	1
8	石川町二丁目第二	石川町 2-12-7	632. 30	
9	市ヶ谷方	南雪谷 4-13-16	440. 87	2
10	稲荷坂	上池台 5-15-5	721. 32	3
11	入船	東嶺町 8-1	240. 74	2
12	鶉の木三丁目	鶉の木 3-22-13	440. 85	2
13	鶉の木三丁目中央	鶉の木 3-24-13	783. 71	3
14	鶉の木二丁目	鶉の木 2-32-20	790. 32	4
15	大久保坂	上池台 5-17-10	173. 00	2
16	女堀緑地	鶉の木 1-5-21	260. 52	
17	御嶽	東嶺町 43-13	236. 89	
18	開光坂	上池台 3-26-16	217. 81	3
19	上呑川	石川町 1-25-10	231. 76	
20	北千束	北千束 2-19-9	340. 50	5
21	北千束北	北千束 1-29-12	741. 03	2
22	北嶺町	北嶺町 3-22	430. 25	3
23	久が里	久が原 3-13-7	410. 90	2
24	久が原さくら	久が原 5-7-20	519. 44	2
25	久が原清水坂	久が原 4-3-5	561. 58	4

	公園名	所在地	面積 (㎡)	遊具数
26	久が原なかよし	久が原 2-16-16	835.49	9
27	久が原二丁目	久が原 2-10-6	318.36	3
28	久が原東	久が原 5-4-22	337.24	2
29	久が原光	久が原 5-4-10	528.95	3
30	久が原久根	久が原 2-3-1	457.79	1
31	久が原南	久が原 5-29-4	138.00	1
32	久が原南台	久が原 5-24-10	731.25	2
33	久が原四丁目	久が原 4-16-7	310.50	4
34	桑の木	石川町 1-17-13	330.00	2
35	コアラ	南久が原 1-16-19	351.18	3
36	小池けやき	上池台 1-48-20	549.92	1
37	ことり	南久が原 2-14-6	548.94	
38	こばと	千鳥 1-1-25	363.98	2
39	サンキュー	田園調布本町 39-15	115.00	1
40	三本松	上池台 3-29-7	477.73	1
41	しばざくらきんたろう	石川町 2-24-2	588.27	1
42	清水窪	北千束 1-19-3	233.12	5
43	出世稲荷	田園調布 2-10-13	280.18	4
44	松仙	東嶺町 12-17	665.29	3
45	松仙さくら	久が原 1-25-6	291.17	1
46	しんせい	鶉の木 1-2-14	279.41	4
47	スクランブルパーク	久が原 6-7-4	535.22	3
48	すずむし	上池台 5-37-19	328.07	1
49	昴	東雪谷 2-35-5	503.75	
50	すみれ	南久が原 2-2-7	242.44	3
51	せみやま	上池台 3-19-6	437.88	4
52	洗足流れ東雪	東雪谷 4-10-14	231.94	
53	千東西	北千束 3-24-16	512.34	3
54	多摩堤	鶉の木 3-4-4	269.11	6
55	たんぽぽ	鶉の木 3-34-6	277.69	5
56	千鳥第二	千鳥 1-10-3	382.48	10
57	千鳥平成	千鳥 2-13-3	217.50	5
58	ちどりみなみ	千鳥 2-28-12	552.29	5
59	田園調布すずめ	田園調布本町 13-22	468.83	

	公園名	所在地	面積 (㎡)	遊具数
60	田園調布本町	田園調布本町 9-10	413.91	3
61	田園調布南	田園調布南 8-23	406.84	4
62	田コロ	田園調布 2-31-4	183.00	
63	東久	田園調布本町 21-10	477.60	5
64	東雪	東雪谷 5-11-8	175.00	2
65	道々橋第二	仲池上 1-24-12	330.74	2
66	道々橋のぞみ	久が原 1-2-17	594.66	1
67	道々橋まほろば	久が原 1-7-9	143.63	2
68	仲池	仲池上 2-27-13	971.99	4
69	仲池上二丁目	仲池上 2-8-9	549.09	5
70	仲池上二丁目第二	仲池上 2-6-16	592.52	2
71	仲池富士見	仲池上 1-3-20	518.93	2
72	仲池ふれあい	仲池上 1-17-11	615.04	1
73	西の橋	南雪谷 3-1-10	594.68	2
74	西嶺	西嶺町 24-2	560.33	3
75	根方	仲池上 2-12-11	412.27	2
76	ねむの木	上池台 2-36-6	371.59	3
77	華園	石川町 2-10-1	209.26	5
78	はなみずき	上池台 4-33-17	452.96	3
79	東嶺相生	東嶺町 41-5	275.67	
80	東嶺町	東嶺町 20-4	771.23	4
81	東嶺町フラワー	東嶺町 11-8	244.64	
82	東雪谷あすなる	東雪谷 1-13-11	312.30	4
83	東雪谷四丁目	東雪谷 4-22-10	687.88	3
84	日下山	南雪谷 3-7-17	621.98	2
85	ピノキオ	東雪谷 3-25-5	707.39	2
86	ふうの木	田園調布本町 48-5	500.15	5
87	吹上緑地	田園調布 5-18-14	205.57	
88	南久が原	南久が原 1-17-15	828.19	6
89	南久が原さつき	南久が原 2-10-5	281.42	3
90	南久が原二丁目	南久が原 2-11-4	778.48	3
91	南千束東	南千束 1-19-1	879.43	
92	南雪谷四丁目	南雪谷 4-2-17	275.27	3
93	美富士橋	田園調布本町 26-16	743.94	6

	公園名	所在地	面積 (㎡)	遊具数
94	みゆき	南雪谷 4-17-10	833.44	3
95	雪谷大塚中央	雪谷大塚町 17-21	274.10	5
96	若竹	田園調布 2-20-6	68.00	2

	児童遊園名	所在地	面積 (㎡)	遊具数
1	東稲荷	田園調布 1-1-26	103.07	3
2	池の台	上池台 1-24-1	184.53	3
3	一の橋	東雪谷 2-11-11 先	287.58	1
4	久が原西部八幡	久が原 4-2-10	546.55	5
5	千束	北千束 3-16-1	154.07	6
6	嶺稲荷	西嶺町 18-2	246.64	2
7	雪ヶ谷	東雪谷 2-25-1	573.70	3

### ③蒲田地区

	公園名	所在地	面積 (㎡)	遊具数
1	いずも	南六郷 1-10-1	973.80	7
2	蒲田一丁目	蒲田 1-7-2	4,204.13	7
3	蒲田交差	蒲田 5-1-5 先、 西蒲田 7-1-1 先	674.32	
4	蒲田本町一丁目	蒲田本町 1-1-5	4,223.12	8
5	蒲田本町二丁目	蒲田本町 2-30-7	2,048.46	
6	くすのき	下丸子 4-24-1	2,373.57	5
7	京浜蒲田	蒲田 4-17-7	1,009.35	3
8	下丸子	下丸子 4-21-2	12,812.81	10
9	下丸子多摩川	下丸子 2-24-31	3,013.23	
10	下丸子なかよし	下丸子 2-18-10	1,063.82	3
11	下丸子二丁目	下丸子 2-24-27	1,811.42	3
12	下丸子余情	下丸子 4-9-3	1,023.51	
13	新蒲田	新蒲田 1-18-24	1,878.02	5
14	聖蹟蒲田梅屋敷	蒲田 3-25-6	4,364.66	
15	タワーふれあい	多摩川 2-24-43	1,015.36	6
16	仲蒲田	蒲田 4-35-1	3,281.28	8
17	仲六郷三丁目	仲六郷 3-7-2	1,246.92	4
18	仲六郷三丁目第二	仲六郷 3-19-1	964.86	2

	公園名	所在地	面積 (㎡)	遊具数
19	南光	南六郷 1-29-3	1,385.80	4
20	南二くすのき	南蒲田 2-9-12、 南蒲田 2-10-8	1,171.19	6
21	南蒲	西糞谷 1-12-20	2,313.14	7
22	西蒲田	西蒲田 8-6-12	4,103.73	3
23	西六郷 (タイヤ)	西六郷 1-6-1	5,691.22	15
24	西六郷三丁目	西六御 3-16-16	5,829.12	11
25	西六郷四丁目	西六郷 4-27-14	1,010.00	4
26	八幡塚	南六郷 3-15-17	1,425.35	4
27	東蒲田	東蒲田 1-11-17	2,011.31	9
28	東蒲田二丁目	東蒲田 2-32-1	1,326.62	4
29	東矢口三丁目	東矢口 3-24-8	795.36	4
30	東六郷一丁目	東六郷 1-14-19	1,400.15	4
31	本蒲田	蒲田 5-35-1	2,049.25	4
32	道塚南	新蒲田 3-29-1、 新蒲田 3-30-1	1,051.70	7
33	南蒲田三丁目さくら	南蒲田 3-15-3	1,275.33	
34	南三堤	南六郷 3-23-17	2,821.86	1
35	南六郷	南六郷 2-35-4	8,395.03	9
36	夫婦橋親水	南蒲田 1-4 先	1,655.90	4
37	矢口せせらぎ	矢口 1-23-6	1,061.97	2
38	矢口二丁目	矢口 2-21-30	3,268.00	13
39	矢口二丁目小	矢口 2-21-17	883.07	

	児童公園名	所在地	面積 (㎡)	遊具数
1	あけぼの	下丸子 4-2-14	396.69	3
2	池上徳持南	東矢口 1-2-3	427.75	4
3	今泉	矢口 3-3-18	985.43	1
4	女塚	西蒲田 1-14-20	277.09	
5	蒲三アイリス	蒲田 3-19-15	104.87	
6	蒲田三丁目ひろば	蒲田 3-13-12	420.78	1
7	蒲田二丁目	蒲田 2-16-19	861.17	2
8	小林	東矢口 3-11-26	346.62	1
9	こまどり	矢口 3-10-3	245.52	4

	公園名	所在地	面積 (㎡)	遊具数
10	下丸子一丁目	下丸子 1-19-17	243.12	
11	新蒲田二丁目	新蒲田 2-14-19	286.28	2
12	雑色	仲六郷 2-11-7	493.93	5
13	たいよう	南六郷 1-33-2	968.22	3
14	高畑第五	西六郷 3-18-2	344.47	1
15	高畑第三	西六郷 3-30-8	771.55	5
16	高畑第二	西六郷 4-1-16	515.30	4
17	高畑第四	西六郷 4-3-6	958.11	4
18	高畑友和	西六郷 4-23-5	500.00	
19	多摩川二丁目	多摩川 2-13-4	865.19	7
20	千鳥三丁目	千鳥 3-22-17	736.79	4
21	千鳥ふれあい	千鳥 3-7-16	455.13	3
22	千鳥緑地	千鳥 3-8-22	165.50	
23	出村	蒲田本町 2-19-5	379.51	1
24	天王木	西六郷 1-26-7	135.65	
25	東三	東六郷 3-5-19	363.00	3
26	東三さわやか	東六郷 2-20-7	297.51	3
27	鳥のひろば	東六郷 1-11-20	167.26	2
28	仲一ひばり	仲六郷 1-29-10	226.46	3
29	仲一みどり	仲六郷 1-2-1	668.56	5
30	仲三	仲六郷 3-12-2	658.05	5
31	仲二	仲六郷 2-37-18	804.09	2
32	仲よし	仲六郷 1-12-1	502.84	7
33	仲六郷一丁目	仲六郷 1-10-20	440.64	
34	南二和	南六郷 2-15-17	547.78	3
35	南一	南蒲田 1-17-14	771.25	8
36	南二	南蒲田 2-11-3	939.52	2
37	南二なかよし	南六郷 2-5-7	409.34	3
38	南二ふれあい	南蒲田 2-17-4	571.68	4
39	西一中央	西六郷 1-12-12	311.17	1
40	西蒲田相生	西蒲田 6-22-10、 西蒲田 6-35-2	538.63	2
41	西蒲田一丁目	西蒲田 1-18-7	887.53	4
42	西蒲田一丁目さくら	西蒲田 1-23-7	893.39	

	公園名	所在地	面積 (㎡)	遊具数
43	西蒲田五丁目青葉	西蒲田 5-20-8	793.44	2
44	西蒲田五丁目ふれあい	西蒲田 5-9-3	170.08	2
45	西蒲田太平橋	西蒲田 4-4-1	495.00	3
46	西蒲田たけのこ	西蒲田 3-2-7	849.43	
47	西蒲田四丁目まつお	西蒲田 4-32-17	348.85	
48	西六郷一丁目	西六郷 1-38-8	199.87	1
49	西六郷二丁目	西六郷 2-30-3	475.90	2
50	蓮沼	西蒲田 3-8-6	670.00	7
51	蓮沼ジュニア	西蒲田 6-26-6	510.56	5
52	原	多摩川 2-11-9	300.00	3
53	東蒲田一丁目	東蒲田 1-12-13	221.24	4
54	東さくら	南蒲田 1-20-15	159.65	1
55	東三はなみずき	東六郷 3-1-13	229.89	1
56	東矢口一丁目	東矢口 1-11-12	437.02	2
57	東矢口二丁目	東矢口 2-4-20	612.74	2
58	東六郷二丁目	東六郷 2-7-14	331.72	4
59	東六郷ひまわり	東六郷 2-4-21	629.51	5
60	日の出	南蒲田 3-1-19	230.51	3
61	古市中央	矢口 3-28-14	553.40	
62	古川	西六郷 1-23-3	729.34	2
63	古川第二	多摩川 2-24-18	413.08	3
64	平成仲三	仲六郷 3-21-3	457.44	3
65	本蒲田	蒲田 1-4-23	171.67	1
66	本二	蒲田本町 2-10-11	336.16	4
67	本二北	蒲田本町 2-3-6	324.27	3
68	町屋	仲六郷 1-6-27	230.73	2
69	道塚第三	新蒲田 3-31-14、 新蒲田 3-32-10	634.48	
70	南蒲田三丁目	南蒲田 3-10-12	495.91	4
71	南蒲田三丁目第二	南蒲田 3-7-21	585.09	2
72	南蒲田二丁目	南蒲田 2-26-19	800.60	3
73	南蒲田ひまわり	南蒲田 2-20-5	367.30	5
74	南六郷一丁目	南六郷 1-25-9	364.97	4
75	南六郷三丁目	南六郷 3-22-1	156.16	

	公園名	所在地	面積 (㎡)	遊具数
76	武蔵新田	矢口 1-19-8	572.46	3
77	矢口三丁目	矢口 3-31-12	100.47	
78	矢口二丁目	矢口 2-26-7	498.82	6
79	矢口南	矢口 1-22-21	525.34	
80	安方南	多摩川 1-26-26	204.99	
81	若草	西蒲田 8-11-5	200.00	5

	児童遊園名	所在地	面積 (㎡)	遊具数
1	下丸子	下丸子 3-10-8	635.66	3
2	諏訪	下丸子 4-14-5	355.65	4
3	仲四	仲六郷 4-12-10 先	901.81	3
4	氷川	矢口 1-27-7	775.71	4
5	古市	矢口 3-17-3	409.03	3

	施設名	所在地	面積 (㎡)	遊具数
1	宮本台緑地	仲六郷 4-30-5	1,828.00	3
2	道塚第三児童公園付属緑地	西六郷 1-18-5	234.88	1
3	多摩川丸子橋緑地	田園調布本町 31, 32 番地 先	19,919.34	3
4	多摩川大橋緑地	矢口 3 丁目、多摩川 2 丁 目先	24,726.00	8
5	多摩川ガス橋緑地	下丸子 2, 3, 4 丁目先	123,700.43	2
6	多摩川六郷橋緑地	東六郷 3、南六郷 2, 3 丁 目、仲六郷 4 丁目先	128,688.64	10
7	多摩川緑地	西六郷 3, 4 丁目、仲六郷 4 丁目先	361,336.76	8

#### ④糞谷・羽田地区

	公園名	所在地	面積 (㎡)	遊具数
1	あさひ海老川	羽田旭町 11-1	3,083.94	
2	海老取川	東糞谷 6-4-1	2,644.51	5
3	桜梅	大森南 2-23-12	2,432.22	
4	大森南一丁目	大森南 1-24-6 先	3,346.56	5



	公園名	所在地	面積 (㎡)	遊具数
5	大森南第一	大森南 1-12-16	1,081.90	3
6	大森南四丁目	大森南 4-14-2	1,396.34	3
7	大四前くすのき	大森南 3-24-16	1,198.88	2
8	北糺谷一丁目	北糺谷 1-1-18	1,538.26	5
9	北糺谷中央口	北糺谷 1-15-3	2,248.09	4
10	貴船堀	大森東 5-1-1 先	3,723.67	14
11	仲江名	西糺谷 1-17-19	978.83	3
12	西糺谷さざんか	西糺谷 2-14-14	1,669.85	5
13	西糺谷二丁目南	西糺谷 2-26-2	1,122.42	7
14	萩中	萩中 3-25-26、 萩中 3-26-46	64,114.78	38
15	萩中一丁目	萩中 1-3-19	1,744.83	5
16	萩中くすのき	萩中 1-7-29	2,106.94	5
17	羽田西前	羽田 2-6-3 先	2,430.53	1
18	東糺谷あおぞら	東糺谷 6-7-37	2,057.34	
19	東糺谷いきいき	東糺谷 5-17-4	1,243.65	
20	東糺谷一丁目	東糺谷 1-4-10	1,299.32	4
21	東糺谷一丁目呑川	東糺谷 1-6-21	2,154.99	4
22	東糺谷五丁目	東糺谷 5-3-12	2,135.76	3
23	東糺谷第一	東糺谷 6-8-30、 東糺谷 6-9-8	11,151.62	4
24	東糺谷第二	東糺谷 6-3-1	840.62	
25	東糺谷防災	東糺谷 4-5-1	27,945.20	
26	本羽田	本羽田 3-23-10、 本羽田 3-29-4	12,366.73	
27	本羽田一丁目	本羽田 1-14-13	1,450.00	7
28	本羽田第三	本羽田 2-10-15	2,457.94	9
29	本羽田本町	本羽田 1-6-2	1,014.47	6
30	見晴らしばし	大森東 5-14 先から大森 東 5-28 先	3,251.05	
31	森ヶ崎	大森南 5-2-111	37,805.12	20
32	森ヶ崎海岸	大森南 4-4 先から大森南 5-6 先	7,511.42	
33	森ヶ崎交通	大森南 4-9-3	2,624.81	7

	公園名	所在地	面積 (㎡)	遊具数
34	六間堀仲羽	羽田 4-18-12	1,478.07	3

	児童公園名	所在地	面積 (㎡)	遊具数
1	旭つばさ	羽田 5-3-10	160.49	
2	大東	羽田 6-9-3	107.59	2
3	大森中川端	大森中 1-22-6	897.71	3
4	大森東四丁目	大森東 4-19-11	466.96	3
5	大森東四丁目第二	大森東 4-29-3	430.09	2
6	大森南稲荷前	大森南 2-1-11	333.43	
7	大森南五丁目	大森南 5-3-16	295.94	2
8	大森南二丁目	大森南 2-7-9	330.57	3
9	大森南二丁目第二	大森南 2-10-4	909.40	4
10	大森南四丁目	大森南 4-10-5	463.96	2
11	上東	羽田 6-23-11	110.94	1
12	北糞谷第一	北糞谷 2-7-13	757.37	2
13	貴船	大森東 3-26-10	422.89	2
14	潮見	大森南 4-4-9	275.55	
15	下萩中	萩中 3-27-24	451.36	10
16	下袋	西糞谷 2-8-5	163.66	
17	新宿東	萩中 2-4-17	949.90	4
18	末広橋	大森南 2-19-4	409.90	1
19	大師橋	本羽田 3-25-1	584.90	5
20	竹の子	西糞谷 3-18-5	698.43	4
21	藤兵衛堀	大森南 2-22-22	756.86	3
22	仲羽田	羽田 4-15-14	492.65	7
23	仲東	羽田 6-13-10	341.76	2
24	仲町	羽田 6-18-2	227.30	2
25	七辻	萩中 1-2-21	109.81	3
26	西糞谷一丁目	西糞谷 1-5-13	432.19	9
27	西糞谷三丁目	西糞谷 3-4-13	903.58	5
28	西糞谷二丁目北	西糞谷 2-23-16	934.77	9
29	西三うぐいす	西糞谷 3-32-4	389.79	2
30	西四	西糞谷 4-24-21	341.91	3
31	萩中三丁目	萩中 3-30-20	848.83	3

	公園名	所在地	面積 (㎡)	遊具数
32	萩中中央	萩中 3-30-9	562.92	1
33	萩中二丁目	萩中 2-12-20	236.00	
34	萩中南	本羽田 3-2-10	256.03	3
35	羽田一丁目	羽田 1-8-1	984.85	5
36	羽田五丁目	羽田 5-12-16	702.20	4
37	羽田三丁目第一	羽田 3-7-16	346.96	1
38	羽田三丁目第三	羽田 3-6-10	247.29	1
39	羽田三丁目第二	羽田 3-7-10	328.26	1
40	羽田三丁目ひろば	羽田 3-7-12	414.72	1
41	羽田仲七	羽田 5-21-5	309.15	2
42	羽田西町	羽田 2-8-10	370.61	
43	東糞谷一丁目	東糞谷 1-19-20	395.68	1
44	東糞谷さくら	東糞谷 4-1-6	430.34	
45	東糞谷三丁目増田橋	東糞谷 3-18-8	711.56	2
46	東糞谷二丁目	東糞谷 2-5-13	900.49	3
47	東糞谷四丁目	東糞谷 4-7-13	194.22	
48	本羽田三丁目西	本羽田 3-1-1	707.07	3
49	本羽田第一	本羽田 1-18-10	455.93	2
50	本羽田第二	本羽田 2-8-12	761.25	7
51	本羽田多摩	本羽田 2-6-3	162.52	1
52	本羽田二丁目	本羽田 2-4-4	795.26	1
53	舞の浦	大森南 2-14-8	557.61	1
54	前河原	羽田 3-26-16	276.27	5
55	武蔵野の路仲七	羽田 5-30-7	165.29	
56	元羽田	本羽田 2-10-8	228.27	6
57	森が崎	大森南 5-3-5	669.48	5
58	横町	羽田 3-8-13	106.19	1

	児童遊園名	所在地	面積 (㎡)	遊具数
1	旭	東糞谷 4-3-6	471.35	4
2	浦守稲荷	大森南 3-27-8	106.20	1
3	上田稲荷	本羽田 1-12-9	212.81	2
4	西仲	西糞谷 4-9-17	405.98	3
5	萩中	萩中 1-5-18	483.63	2

	公園名	所在地	面積 (㎡)	遊具数
6	羽田なかよし	羽田 1-3-9	90.61	1
7	浜竹	西糺谷 3-19-18	357.30	9
8	東糺谷三丁目	東糺谷 3-6-2	293.64	
9	弁天神社	大森東 4-35-3	220.78	3

	施設名	所在地	面積 (㎡)	遊具数
1	北前堀緑地	東糺谷 5-14-1 先	8,093.00	9
2	南前堀緑地	東糺谷 3-9-1 先	8,470.00	7
3	貴船堀緑地	大森東 5-5-5 先	7,675.00	1
4	旧呑川緑地	北糺谷 1-1-7	21,748.52	15
5	六間堀緑地	東糺谷 3-18-9	6,439.00	4

#### ⑤遊具が設置された公園の割合

上記①～④の表より、各地区で遊具が設置されている公園の割合は次のとおりである。なお公園、児童公園、児童遊園のみの割合を集計している。

##### ・大森地区

公園	53 施設中	41 施設	(77.3%)
児童公園	110 施設中	95 施設	(86.3%)
児童遊園	11 施設中	9 施設	(81.8%)
計	174 施設中	145 施設	(83.3%)

##### ・調布地区

公園	26 施設中	20 施設	(76.9%)
児童公園	96 施設中	83 施設	(86.4%)
児童遊園	7 施設中	7 施設	(100.0%)
計	129 施設中	110 施設	(85.2%)

##### ・蒲田地区

公園	39 施設中	32 施設	(82.0%)
児童公園	81 施設中	65 施設	(80.2%)
児童遊園	5 施設中	5 施設	(100.0%)
計	125 施設中	102 施設	(81.6%)

- ・糞谷・羽田地区
  - 公園 34 施設中 25 施設 (73.5%)
  - 児童公園 58 施設中 49 施設 (84.4%)
  - 児童遊園 9 施設中 8 施設 (88.8%)
  - 計 101 施設中 82 施設 (81.1%)

- ・区合計
  - 公園 152 施設中 118 施設 (77.6%)
  - 児童公園 345 施設中 292 施設 (84.6%)
  - 児童遊園 32 施設中 29 施設 (90.6%)
  - 計 529 施設中 439 施設 (82.9%)

区の公園施設の 8 割以上の公園に遊具が設置されている。また蒲田地区を除き児童公園の遊具設置割合が公園の遊具設置割合を上回っている。

### 3. 監査の結果

#### (1) 遊具の改修の必要性

平成 29 年度の遊具点検の結果、地区別の遊具の診断結果は次の表のとおりである。

- ・大森地区

主要遊具種別	劣化診断 (単位:基)				
	A	B	C	D	計
ブランコ	0	79	7	0	86
すべり台	3	49	9	0	61
ジャングルジム	0	7	0	0	7
砂場	2	66	16	0	84
鉄棒	0	45	0	0	45
シーソー	0	4	1	0	5
スプリング・リンク遊具	0	38	5	0	43
太鼓はしご	0	5	0	0	5
平均台	0	3	0	0	3
うんてい (ラダー)	0	0	0	0	0
吊り輪	0	0	0	0	0
はん登棒	0	1	0	0	1

主要遊具種別	劣化診断 (単位:基)				
	A	B	C	D	計
ロープ・ネットクライマー	0	4	0	0	4
ロープウェイ (ターザンロープ)	0	1	0	0	1
健康遊具	4	51	0	0	55
コンクリート系遊具A	4	35	5	0	44
コンクリート系遊具B	0	3	1	0	4
コンクリート系遊具C	0	3	3	0	6
木製複合遊具	0	1	2	0	3
金属樹脂系複合遊具	0	30	6	0	36
コンクリート系複合遊具	0	1	0	0	1
アスレチック遊具	0	19	23	2	44
その他A	2	13	1	0	16
その他B	0	5	1	0	6
計	15	463	80	2	560

\*実在基数との差異3基 あずまにこにこ児童公園 工事中のため点検対象外のため

・調布地区

主要遊具種別	劣化診断 (単位:基)				
	A	B	C	D	計
ブランコ	0	56	3	0	59
すべり台	4	50	4	0	58
ジャングルジム	0	4	0	0	4
砂場	1	78	3	0	82
鉄棒	1	36	0	0	37
シーソー	0	1	1	0	2
スプリング・リンク遊具	4	28	1	0	33
太鼓はしご	0	5	0	0	5
平均台	0	2	0	0	2
うんてい (ラダー)	0	0	0	0	0
吊り輪	0	1	0	0	1
はん登棒	0	1	0	0	1
ロープ・ネットクライマー	0	0	0	0	0
ロープウェイ (ターザンロープ)	0	2	0	0	2
健康遊具	1	22	0	0	23

主要遊具種別	劣化診断 (単位:基)				
	A	B	C	D	計
コンクリート系遊具A	9	15	0	0	24
コンクリート系遊具B	0	1	0	0	1
コンクリート系遊具C	0	2	0	0	2
木製複合遊具	0	1	0	0	1
金属樹脂系複合遊具	0	35	1	0	36
コンクリート系複合遊具	0	0	1	0	1
アスレチック遊具	0	0	0	0	0
その他A	0	20	0	0	20
その他B	0	0	0	0	0
計	20	360	14	0	394

\*実在基数との差異 10 基 千鳥いこい公園 改修工事中のため対象外のため

・蒲田地区

主要遊具種別	劣化診断 (単位:基)				
	A	B	C	D	計
ブランコ	0	79	5	0	84
すべり台	0	47	2	0	49
ジャングルジム	0	2	1	0	3
砂場	3	50	7	0	60
鉄棒	0	35	0	0	35
シーソー	0	1	0	0	1
スプリング・リンク遊具	9	63	1	0	73
太鼓はしご	0	6	0	0	6
平均台	0	5	0	0	5
うんてい (ラダー)	0	1	0	0	1
吊り輪	0	0	0	0	0
はん登棒	0	0	0	0	0
ロープ・ネットクライマー	0	1	0	0	1
ロープウェイ (ターザンロープ)	0	2	0	0	2
健康遊具	3	37	0	0	40
コンクリート系遊具A	8	16	2	0	26
コンクリート系遊具B	0	0	3	0	3
コンクリート系遊具C	0	3	1	0	4

主要遊具種別	劣化診断 (単位:基)				
	A	B	C	D	計
木製複合遊具	0	5	3	0	8
金属樹脂系複合遊具	0	25	1	0	26
コンクリート系複合遊具	0	0	0	0	0
アスレチック遊具	0	0	0	0	0
その他A	1	5	0	0	6
その他B	0	10	4	0	14
計	24	393	30	0	447

・糞谷・羽田地区

主要遊具種別	劣化診断 (単位:基)				
	A	B	C	D	計
ブランコ	0	46	8	0	54
すべり台	2	33	3	0	38
ジャングルジム	0	6	0	0	6
砂場	0	38	18	0	56
鉄棒	1	37	0	0	38
シーソー	0	0	0	0	0
スプリング・リンク遊具	2	17	3	0	22
太鼓はしご	0	5	0	0	5
平均台	0	6	4	0	10
うんてい (ラダー)	0	1	0	0	1
吊り輪	0	1	0	0	1
はん登棒	0	0	0	0	0
ロープ・ネットクライマー	0	2	1	0	3
ロープウェイ (ターザンロープ)	0	1	0	0	1
健康遊具	1	22	2	0	25
コンクリート系遊具A	2	23	4	0	29
コンクリート系遊具B	0	3	0	0	3
コンクリート系遊具C	0	1	1	0	2
木製複合遊具	0	1	1	0	2
金属樹脂系複合遊具	0	18	3	0	21
コンクリート系複合遊具	0	0	0	1	1
アスレチック遊具	0	7	2	0	9



主要遊具種別	劣化診断 (単位:基)				
	A	B	C	D	計
その他A	2	39	4	0	45
その他B	0	5	3	0	8
計	10	312	57	1	380

\*実在基数との差異 8 基 萩中公園 すべり台設置工事中  
 本羽田多摩児童公園 ブランコ修理中  
 東糞谷第一公園 工事中  
 西糞谷二丁目南公園 スプリング遊具使用禁止中により点検対象外のため

劣化診断による判定内容は次のとおりである。

- A：健全な状態
- B：軽微な劣化がある状態
- C：修繕の必要な劣化がある状態
- D：緊急修繕が必要な劣化がある状態

各地区の状況をみると大森地区は緊急修繕が必要な劣化がある遊具が 2 基、修繕の必要な劣化がある遊具が 80 基で全体の約 15%が修繕が必要な状態である。また、

糞谷・羽田地区は緊急修繕が必要な劣化がある遊具が 1 基、修繕の必要な劣化がある遊具が 57 基でこの地区も全体の約 15%が修繕が必要な状態である。

一方、調布地区は緊急修繕が必要な劣化がある遊具は無く、修繕の必要な劣化がある遊具が 14 基で全体の約 3.5%程度が修繕が必要な状態である。また、蒲田地区は緊急修繕が必要な劣化がある遊具がこの地区も無く、修繕の必要な劣化がある遊具は 30 基で全体の約 7%弱が修繕が必要な状態である。

#### (意見 No. 69)

緊急修繕が必要な遊具については即座に対応する必要はもちろんあるが、修繕の必要な劣化がある遊具についても適宜、修繕していく必要がある。

この際に、修繕の必要な劣化が生じている遊具の発生度合いが地区によって、かなり差があることから、このことが単純に経年劣化によるものか、使用頻度や遊具設置の環境によるかについて分析し、今後の遊具の修繕計画に反映させていく必要があると考えられる。

## (2) 遊具の定期点検の必要性

平成 29 年度の遊具の定期点検は業者に委託しているが、これは年 1 回行われる点検であり、その他に遊具の定期点検が行われていない。

「大田区公園維持標準仕様書」には、公園維持に必要な作業を章立てで記載しているが、次のような章立てであり、遊具の定期点検作業は含まれていなかった。

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 公園、河川敷清掃作業
- 第 3 章 水生植物園維持作業
- 第 4 章 収集運搬作業
- 第 5 章 便所清掃作業
- 第 6 章 親水施設清掃・循環濾過設備点検
- 第 7 章 照明施設清掃・点検
- 第 8 章 機関車清掃・点検
- 第 9 章 花壇維持作業
- 第 10 章 その他の委託作業

### (意見 No. 70)

遊具の定期点検を行うことにより、物的ハザードが検出され、早期に物的ハザードを除去することができ、遊具の安全性を確保することができる。

物的ハザードを早期に検出するためには、年 1 回の定期点検だけでは足りないと考えられる。遊具が設置されてから年数を経たものが増えてきていることから少なくとも年に数回の点検を行うべきである。

点検を日常点検、定期点検、精密点検に区分し、年に数回の点検を実施し、事故の原因となる劣化や破損等を早期に発見し、適切な措置を行うことができると考えられる。

また点検を行うに当たっては、点検の目的と視点を明確にしておく必要がある。

この点、横浜市では「横浜市公園施設点検マニュアル」(以下、「マニュアル」という。)を平成 23 年 4 月に策定し、その中で点検の目的と視点について次のように記述している。

#### (1) 点検の目的と視点

点検は、利用者が安全で安心して利用できる空間を維持するため、施設の機能の保全状況や劣化状況等について調査するものである。点検は、維持管理の

最も基本的な作業であり、かつ重要な業務であることを施設管理者一人一人が認識し、確実に行うことが大切である。

また、施設の劣化状況の程度と内容を正確に把握し、施設の計画的な維持管理や更新を行うための基礎データとする。

施設の点検は、以下の5つの視点から行う。

- ① 安全性の確認（施設の劣化・破損、見通しの確保等）
- ② 機能の保全（消耗、劣化した部材の交換、排水機能の確認等）
- ③ 劣化状況等の施設情報の収集・記録
- ④ 衛生状態や快適性の確認（落書き・汚物等による汚損等）
- ⑤ 周辺施設に対する影響の確認（越境枝、排水処理等）

また「マニュアル」では、日常点検、定期点検、精密点検の種類と頻度について、その目的と内容、頻度、実施者を次のように区分した表を記載し、明確にしている。

表-1 点検の種類

点検の種類		目的と内容	頻度	実施者
日常点検 (公園巡回時又は立寄り時の施設の確認)		日常的に行う巡回時に、主として施設の外観(全体)を目視することにより、異常に有無を確認する。あわせて、設備面や植栽などを含めた施設周辺の確認も行う。(※1)	職員が常駐する公園は、巡回時	市職員または指定管理者が行う。
			職員が常駐しない公園は、適宜(他の作業で公園に赴いたとき)	市職員
定期点検		施設の異常等の有無を調べるために定期的に行う点検。		
遊具	通常点検	可動部、チェーン、ロープ、ネット等主に消耗しやすい部材の点検及び交換等を目的として実施する。	年3回を標準とする。	市職員または指定管理者が行う。 ただし、点検体制や公園数・施設等の状況、点検業務の効率的な執行等、特段の必要性がある場合には、一部を委託により実施することができる。
	詳細点検	基礎部や柱・梁等の主要構造部材及び結合部等、施設の構造上重要な部分の劣化状況や経年変化による安全規準の適合状況について、確認することを目的として実施する。	年1回実施する。	市職員または指定管理者、あるいは委託により行う。
公園施設以外(遊具以外)		遊具以外の公園施設の劣化状況、安全性の欠如、異常の有無、公園周辺への支障の有無等について確認することを目的として実施する。	年4回または年1回を標準とする。 (※2)	市職員または指定管理者が行う。 ただし、点検体制や公園数・施設数等の状況、点検業務の効率的な執行等、特段の必要性がある場合には、一部を委託により実施することができる。
精密点検		分解作業や測定機器による検査等、より精度の高い診断を目的として実施する。	年1回(※3)または、必要に応じ実施する。	専門業者に委託して行う。 (※4)

※1 日常点検における点検ポイント等については、「8 施設の点検ポイント 共通項目（全体）」を参照すること。

※2 舗装の根上がりによる段差、グラウンドの不陸、擁壁・石積等のクラックなど、状況の変化が比較的緩やかなものについては、標準的な点検頻度を年1回とする。

※3 製造者が定めた点検情報等があれば、その頻度で行なう。

※4 以下の条件に該当する遊具については、専門業者に委託して精密点検を実施することとする。（ただし、構造上分解点検が不可能なものを除く。）分解点検については、製造者に委託することが望ましい。分解点検に際し部品交換を要する場合は、製造者の部品を用いなければならない。これらに該当しない遊具及び施設については、定期点検の結果等を踏まえ、必要に応じ部品交換を実施する。

**【超音波による肉厚測定点検】**

- ・設置後10年が経過した一本支柱型遊具
- ・設置後10年が経過した二本支柱型遊具で高さが1.5mを超えるもの

**【分解点検】**

- ・ターザンロープ、レールスライダー等滑走系遊具の滑車部
- ・シーソーの支点部（袋状になっており、可動部の摩耗が目視できないもの）
- ・タイヤブランコ等回転系遊具の軸及び軸受け部

「マニュアル」では通常点検は定期点検として位置づけられ、年3回を標準としている一方で、区で行っている通常点検に回数の規定はなく、公園の維持作業委託において日常的に行われている。詳細点検に該当する定期点検に関しては、横浜市、大田区ともに年1回実施しているが、区の通常点検が横浜市と比較して十分に実施できているかは確認できない。

そのため、横浜市のように通常点検を定期点検として位置づけるとともに点検頻度を定め、遊具の点検を強化していくことが必要である。

### (3) 遊具の日常点検の文書化

遊具点検に該当する作業は、(2)で述べたように「大田区公園維持標準仕様書」には記載はないものの、公園の委託業者に対しては、目視や触診、聴診による日常点検を行うよう指示し、異常があれば区に報告され、使用禁止等の措置がとられている。

しかし異常がない場合、その内容が文書化されていないことから、どのような日常点検が行われたか、区ではエビデンスが残されていない状態である。

### (意見 No.71)

現状では日常点検を行ったとの報告はあっても文書化されていないことから、

どのような点検を行ったのか把握することができず、過去に遡ってどの遊具にどのような点検が行われたかを検証することができない。

そのため遊具の日常点検について、現状では一部口頭で行われている報告も文書化し、記録として残していく必要があると考えられる。

#### (4) 遊具履歴書の作成の必要性

区では、各地区ごとに公園別遊具点検予定表を作成し、どの公園にどの遊具が何個あるかは把握しているが、各遊具ごとの遊具履歴書は作成していない。

#### (意見 No.72)

遊具の維持管理に当たっては、遊具の名称、設置場所、設置年月日、製造者、施行者、標準使用期間等を記載した遊具履歴書を各遊具ごとに作成することを検討するべきである。

遊具履歴書に、点検記録書を活用して遊具の安全点検の状況や点検結果、遊具の補修・部材の交換、塗装の実施状況等、遊具の維持管理上必要な情報について定期的に記載し、履歴として保管することで、遊具の維持管理や更新等の安全管理を適切に行っていくことができると考えられる。

「指針」では、遊具履歴書の作成と保管等について次のように解説している。

#### (解説)

- 1) 遊具履歴書は、遊具の維持管理や更新等の安全管理を適切に行っていくために、当該遊具の設置に関する記録、安全点検の実施状況に関する記録、設置時点から現在に至るまでに実施した構造部材や消耗部材についての修繕等の維持管理に関する情報等を記載した履歴書として整備し、遊具の設置に当たって提出を求めた遊具の安全確保に必要な資料とともに保管する。
- 2) 遊具履歴書には、公園名（設置場所）、遊具の種類・名称、設置年月日、製造者名、素材、施行者、標準使用期間等を記載するとともに、点検記録書を活用し、安全点検の実施状況、点検結果（特記事項）等、遊具の維持管理上必要な情報について、定期的に追加記載し、保管していくものとする。
- 3) また、構造部材の補強、塗装等、消耗部材の更新、修繕、部品交換、塗装等の改善措置については、実施記録をそのつど追加記載するものとする。
- 4) なお、遊具履歴書の作成は、原則として遊具の新設又は更新を行う際に作成するものとするが、既存の遊具についても、履歴についての調査を行ったうえで、都市公園ごとに計画的に作成して保管することが望ましい。

また次のような遊具履歴書の例を挙げている。

遊具履歴書				
公園名 (設置場所)	〇〇公園 南広場		(遊具の写真を添付)	
遊具の種類・名称	スプリング遊具・馬			
資料番号	SU-1			
設置年月日	平成〇年〇月			
製造者名	(株)〇〇〇			
素材	FRP			
施行者名	(株)〇〇造園			
標準使用期間	10年			
■安全点検履歴				
点検実施状況				点検結果(特記事項)等
年度	日常	定期		
(例) 平成〇年度	12回	2回	〇月〇日の定期点検で、〇〇の異常を確認	

※公園又は設置場所ごとに、遊具の位置図を添付する。

※施設設置時に製造・施行者から提出された遊具の設計図面及び材料、標準使用期間、消耗部材の交換サイクル等に関する資料は、対応する遊具の種類・名称ごとに資料番号を付し、遊具履歴書とともに一括して保管する。

現状の公園別遊具点検予定表では、公園にある遊具の種類と数は把握できても、設置年月日、製造者、施行者、標準使用期間、安全点検の履歴を把握することはできないことから、上記「指針」で記述されている遊具履歴書を各公園の遊具ごとに作成することを検討するべきである。

#### (5) 遊具の選定基準の必要性

公園には2.(2)の表からも各地区の公園に様々な種類の遊具が設置されている。

大きな公園だからといって、必ずしも遊具数が多いわけではなく、どの公園にどのような遊具を設置するかについては、特に遊具を選定する基準は現状で

はない。区では公園にそもそも遊具を設置するか、またどのような遊具を設置するかは公園利用者等の要望により、選定しているとのことである。

### (意見 No.73)

公園にどのような遊具が設置されるかは、公園利用者にとっては関心があるところである。

公園利用者等の要望から遊具を設置するか、またどのような遊具を選定するか決定するとしても、そこには何らかの基準があり、それを文書化していく必要があると考えられる。

「指針」では遊具の選定について、その解説で次の事項を検討した上で、遊具を選定していくこととしている。

#### (解説)

1) 遊具の選定に当たっては、地域ニーズを踏まえ、当該遊具を利用する子どもの年齢層や地域の実状に応じた施設の選定を行う。

2) 製品を購入する場合にも、設計の際と同様の観点を持って遊具を選定する。特に、遊具の品質、安全性が保証されているものであるか確認する必要がある。

3) 遊具の選定に際しては、以下の事項を検討・決定する。

#### ①地域ニーズ

・誘致圏を踏まえ地域の人口、年齢構成、遊び場の分布、利用状況、地域の要望などを把握するとともに、遊具を利用する子どもの年齢層や人数を想定し、併せて地域の安全に対する考え方などについても検討する。

・特に、運動能力やバランス能力が要求される遊具の選定に当たっては、チャレンジ性の高い遊びができることから子どもにとって魅力的である一方、落下などのリスクの高い遊具であることについて、公園管理者と子ども・保護者や地域住民との間で共通認識を持った上で、子ども・保護者など地域の要望を踏まえることが重要である。

#### ②遊びの形態

・当該遊具を利用する子どもの年齢層などを踏まえ、適切な遊びの形態を決定する。

・ここでいう遊びの形態とは、揺動系、登はん運動系、回転動系などの遊びの特徴を表すもののことである。登はん運動系などの高い運動能力を要求するもの、揺動系、回転動系など遊具の動きを伴うものなど、遊びの形態の特徴、立地条件などを総合的に判断する。

#### ③遊具の種類

・当該遊具を利用する子どもの年齢層、検討した遊びの形態などを踏まえ、



ぶらんこ、すべり台、シーソーなど遊具の種類を決定する。

・遊具の構造に起因する安全確保上の課題への対策は、維持管理段階及び利用段階では、安全点検や利用指導等に限られることから、遊具の種類や構造を十分検討して遊具を選定する。

・重量が大きい可動性の箱型ぶらんこや遊動木などの遊具は、接触した場合の衝撃が大きく、重大な事故につながるおそれがあるため、選定に当たっては、想定される子どもの年齢構成や遊びの形態などについて十分に考慮し、慎重を期する。

#### ④遊具の規模

・幼児と小学生とでは、運動能力や事故の回避能力が大きく異なるため、当該遊具を利用する子どもの年齢層を踏まえて、遊具自体や各部の寸法などを決定する。また、過剰利用による事故を防ぐため、人気のある遊具については、過密にならない範囲内で複数設置し、混雑の緩和などについて配慮する。

上記の事項を検討した上で、遊具の選定基準を、文書化しておくことが必要であると考えられる。

また横浜市では「指針」を受け、「公園緑地設計指針」を平成28年4月に改定し、その中の「2. 遊戯施設」の「2-3 遊具の安全対策」と「2-4 遊具の選定」について、詳細にどのような遊具を選定していくべきか定めている。また、「2-6 参考資料(1) 遊具選定における確認事項」において、次のように遊具の選定の流れを定めている。

## 2-6 参考資料

### (1) 遊具選定における確認事項

公園施設の選定は、単に価格比較だけではなく、安全性への配慮や設置後の維持管理の難易など条件の優先順位のつけ方が様々あるため難しいものである。

ここでは、遊具選定における確認事項を、チェックシート等を用い行う方法を提示する。これにより、よりわかりやすく比較をすることができ、選択の理由をより明確に示すことができる。

特に、遊具を地域と一緒に選ぶ場合などは、地域に提示する前に、懸念材料等をメーカーと調整し、事前に必要な改善を加えることが望ましい。

#### ①前提条件の整理

「遊具選定チェックシート」を用い、「どんな遊具が必要か」の整理を行う。

表 2-1 チェック項目

選定する遊具	チェック項目
図集遊具	安全領域、動線の交差
単体遊具 (図集以外)	安全規準適合状況の確認、設計指針の「採用しない」等ではないかの確認、安全領域、動線の交差
複合遊具	②へ
健康器具系施設	想定外の子供の利用を考慮。

### ②遊具の仕様の提示

「条件提示書」を用い、設計者が求める機能や条件を遊具メーカーに伝える。  
条件提示の例：

対象年齢、配置位置・面積、価格帯、機能（すべる、のぼる等のイメージ、または具体的なパーツ等）の提示、イメージやテーマ（自然になじむ、ロケット、動物などのシンボリックなもの、色等）など

### ③製品の比較

メーカーから「仕様書」に基づいた製品が提示されたら「製品説明書」として整理し、各メーカーを比較するための「複合遊具比較表」を作成する。

製品の選定にあたっては、単にイニシャルコストでの比較だけでなく、管理のしやすさ、地域のシンボリックなものとなる、など総合的に判断して決定する。

遊具選定において、上記のような確認事項を行っておけば、遊具についての安全性の確保と設置後の維持管理が容易になると考えられる。

また「遊具選定チェックシート」の内容は次のようなものである。

#### 遊具選定チェックシート

このシートは、遊具を設置する際に最低限調査しなければならない内容をチェックするために作成されています。

街の状況、周辺の公園の遊具とその利用状況（再整備の場合は既存公園の遊具とその利用状況）について調査し把握してください。

この内容以外にも必要に応じて多くの情報を得ることが、良い公園づくりの第一歩となります。公園は時間帯によって全く違う表情を見せます。様々な時間帯の様子をよく調査し、遊具選定のヒントとしてください。

#### 1 街の把握

①近くに公園がありますか？

- はい → 近くの公園との役割分担が必要、近くの公園の状況（既存遊具、広場状況等）をよく調査して検討
- いいえ → 地域の貴重な公園です。多くの役割期待。多くの役割とは？貴重なみどり、集う、リハビリ、防災、お祭りなど。

②周辺の街の状況は？

- 周辺に保育園、幼稚園、小学校がある → 子供を対象とした遊具等
- 周辺に中学、高校等がある。 → 思春期の子供たちのストレス発散の場となることがあります。でも、貴重な居場所でもあります。
- 周辺に老人ホーム、リハビリ施設がある → 健康器具等
- 新興住宅地、新しいマンションの建設等がある → 子供を対象とした遊具等
- 高齢化が進んでいる → 健康器具等
- 屋外生活者が多い → 寝泊りの可能性あり、屋根付きの遊具は注意
- その他（病院が近い、駅が近い、商店街が近いなど）

2 近くの公園の把握

①遊具はありますか？

- はい
- いいえ

「はい」の場合

遊具の種類は何ですか？

- 複合遊具 種類、対象年齢等 →
- 児童用遊具 図集遊具？種類 →
- 幼児用遊具 図集遊具？種類 →
- 健康器具 種類 →
- その他

遊具の利用状況は？（たくさんある場合には、どの遊具が人気などの情報も。）

- 頻繁に使われている
- あまり使われていない → 対象年齢や、遊具の機能の見直し、魅力アップ等
- 全く使われていない → 遊具の必要性の有無、公園全体の見直しが必要。なぜ使われていないのか考えてみましょう

過去の不具合や事故は？点検の状況は？

- 事故あり（不具合や事故の種類は？） → 修繕の履歴や点検の状況を把握
- 事故なし

- 点検にかかる費用は多い？少ない？ → 分解点検の必要な遊具や、交換部材が多い遊具

「いいえ」の場合

遊具が置かれなかった理由、撤去された理由を考えてみましょう

②公園愛護会がありますか？

- はい  
 いいえ

「はい」の場合

その愛護会の活動は活発ですか？

- はい 活動の回数週（ ）回 → 遊具の見守り、不具合等の発見の役割期待  
 いいえ

④夜間の利用、屋外生活者の利用はありますか？

- はい → 寝られない、雨をしのげない、道路からの死角のない遊具の選択、配置の検討  
 いいえ

⑤苦情の多い公園ですか？

- はい（遊具に関するもの）内容→  
 いいえ

3 既存公園の把握（再整備の場合のみ記入）

①遊具はありますか？

- はい  
 いいえ

「はい」の場合

遊具の種類は何ですか？

- 複合遊具 種類、対象年齢等→  
 児童用遊具 図集遊具？種類→  
 幼児用遊具 図集遊具？種類→  
 健康器具 種類→  
 その他

遊具の利用状況は？（たくさんある場合には、どの遊具が人気などの情報も。）

- 頻繁に使われている  
 あまり使われていない → 対象年齢や、遊具の機能の見直し、魅力アップ等  
 全く使われていない → 遊具の必要性の有無、公園全体の見直しが必要。なぜ使われていないのか考えてみましょう

過去の不具合や事故は？点検の状況は？

- 事故あり（不具合や事故の種類は？） → 修繕の履歴や点検の状況を把握

事故なし

点検にかかる費用は多い？少ない？ → 分解点検の必要な遊具や、交換部材が多い遊具

「いいえ」の場合

遊具が置かれなかった理由、撤去された理由を考えてみましょう

②公園愛護会がありますか？

はい

いいえ

「はい」の場合

その愛護会の活動は活発ですか？

はい 活動の回数週（ ）回 → 遊具の見守り、不具合等の発見の役割期待

いいえ → 再整備を機会に愛護会の結成の可能性

③公園の通り抜けは多いですか？

はい → 遊具の配置に注意が必要。通り抜けされないような工夫も？

いいえ

④夜間の利用、屋外生活者の利用はありますか？

はい → 寝られない、雨をしのげない、道路からの死角のない遊具の選択、配置の検討

いいえ

⑤苦情の多い公園ですか？

はい（遊具に関するもの）内容→

いいえ

#### 4 要望の収集

遊具についての要望はありましたか？（たくさんの要望・意見を収集しましょう）

はい

いいえ

「はい」の場合 要望は誰からで、どんな内容ですか？

町内会・子供会（回覧板、説明会等）

内容 →

愛護会（ヒアリング）

内容 →

小学校、幼稚園、保育園、学童等（ヒアリング）

内容 →

周辺住民（最低限、向こう一軒両隣程度）（ヒアリング、資料等のポスティング、看板等設置等）

内容 →

- 利用者（お知らせ看板等で工事のお知らせをし、要望等の収集をしましょう。再整備の場合は既存公園の利用者にヒアリング）

内容 →

「いいえ」の場合

- 要望はないが、街の状況等から設置の必要があると判断 → 5へ
- 要望はなく、街の状況からも設置しないと判断（遊具を設置しない場合、どのような利用を想定した公園をつくるか、よく検討しましょう）

## 5 遊具の選定

上記の調査をもとに、遊具を選びましょう。遊具を設置しますか？

- はい
- いいえ

「はい」の場合

遊具の種類はなんですか？（複数チェック可）

- 図集遊具（種類→ 安全領域の確保、対象年齢→
- 単体遊具（図集以外） →（下記チェックへ）複数の場合はそれぞれチェック
- 複合遊具 →（条件提示書へ）複数の場合はそれぞれ作成
- 健康器具 →想定外の子供の利用を考慮して設置

「単体遊具（図集以外）」

各種基準に適合していますか？適合しているか確認してチェック

- JPFA2014 対応（ハザードがない） 安全領域 落下高さ（ m） 挟み込み
- 引っ掛かり 主要部材の材料 対象年齢（ 才）
- 動線の交差 部材の交換頻度、点検（特に分解）の必要性
- 設計指針の「採用しない等」の遊具ではない
- 設計指針の「採用しない等」の遊具である（→※1へ）
- 設置場所が斜面である場合（→※2へ）

※1 この遊具を設置する理由 →

※2 この遊具を設置する理由 →

<検討が必要な事項> 斜面の土砂の流出防止対策 人の行き来（上下）と遊びの交差

上記、横浜市の遊具選定の流れと遊具選定チェックシートは公園に設置する遊具のミスマッチを防ぎ、また遊具の安全対策にも非常に有効であると考えられることから、区でも参考に取り入れていくことを検討するべきである。

#### (6) 健康遊具の設置

区では子ども向けの遊具だけではなく、大人を利用対象とした健康や体力の増進など健康運動を目的に健康遊具を設置する公園が増加してきている。これは近年の区民のニーズを組んだ上で設置されているものである。

健康遊具は、大森地区の 17 公園に 55 基、調布地区の 7 公園に 23 基、蒲田地区の 14 公園に 40 基、糀谷・羽田地区の 8 公園に 25 基の合計 143 基が区内に設置されている。

#### (意見 No. 74)

健康遊具は基本的に大人が利用する遊具であることから、その設置には、子ども向けの遊具との混在を避けるなどの配慮を行うことが必要であると考えられる。具体的には、健康遊具は、子どもの遊び場のスペースと区分したエリアで子どものアクセスが比較的少ないエリアに配置するようにすることなどを検討することが必要であると考えられる。

#### (意見 No. 75)

健康遊具については、子どもが利用してしまう可能性も考慮しつつ、その遊具の使用方法について掲示し、誤った利用方法を行わないよう予防措置を取ることが必要であると考えられる。これは健康遊具をどのように利用してよいかわからない大人に対する対応という意味でも必要である。

公園視察で健康遊具を視察したところ、利用方法を掲示している公園（EX. 新井宿第一公園、洗足池公園等）と掲示していない公園（EX. 鶴渡公園、邦西公園等）が混在していた。

利用方法を掲示する、しないに関しては特に規則がないということであったことから、原則として利用方法は掲示するよう検討することが必要であると考えられる。

#### (7) 砂場へのネットの設置

公園の遊具として砂場は人気がある遊具の一つであり、区内でも大森地区 84 基、調布地区 82 基、蒲田地区 60 基、糀谷・羽田地区 56 基の計 282 基が設置されている。

しかし砂場については近年、猫をはじめとした小動物のトイレとなっているところもあり、砂場の糞尿等が問題となっている。

砂場の糞尿の汚染状況に実態については宇賀昭二氏らが発表した「兵庫県下における公園砂場の犬・猫糞虫卵ならびに大腸菌汚染状況」によると兵庫県下の公園等 144 ヶ所の砂場を調査した結果、犬・猫糞虫卵は 43 ヶ所（30%）、大

腸菌は120ヶ所(83%)、から検出されていた。また犬・猫糞虫卵の汚染に関しては、住宅密集地でかつ公園面積が500㎡以下の公園に併設された15㎡以下の砂場が最も汚染されているということであった。

上記報告では、砂場の糞便汚染に元凶の90%以上は猫によるものであり、汚染の80%は夜間に生じていることが明らかとなっている。

区の砂場においても同様の傾向があると考えられることから、砂場において何らかの対策をとる必要があると考えられる。

対策としては、砂場へのネットや砂場をフェンスで囲む等が考えられる。今回、公園視察時に公園に設置されている砂場について確認したところ、砂場にネットやフェンスが設置されている公園と、特にネット等は設置されていない公園があり、対策は統一されていない。

#### (意見 No. 76)

砂場の汚染がどの程度のものなのかを調査する必要があると考えられる。実態がどの程度の汚染状況であるのかを確認することなしに有効な対策は立てられないと思われることから、早急に砂場の汚染状況を確認することが必要である。

#### (意見 No. 77)

砂場の調査により、汚染具合がわかるまでには時間がかかるものと考えられることから、その間には応急的に区内の全ての砂場にネットで覆う等の方法により、これ以上の砂場の汚染を防ぐことが必要であると考えられる。

また、砂場の調査次第によっては、汚染状況が深刻な砂場については砂の入替えを行う等の措置を講じる必要があると考えられる。



## 第4項 公式キャラクター遊具

### 1. 概要

大田区では2016年（平成28年）8月に大田区公式PRキャラクターの名前が「はねぴょん」に決定した。大田区のホームページによると名前の由来は、日本の空の玄関口「羽田空港」の「はね」、そして桜の名所や銭湯などを「ぴょんぴょん」と駆け抜けることからであり、その使命は大田区公式PRキャラクターとして、「国際都市おおた」を日本中、世界中に広くPRすることである。

大田区制70周年を記念して、「はねぴょん」の幼児向け遊具が公園に設置されている。

次の写真のようなスプリング式の遊具であり、「はねぴょん」の持つ風呂桶の内側は、大田区名物の黒湯が入っているように見立てて、黒くしており、また桶にかかった手ぬぐいには、「はねぴょん」の文字が書かれている。





## 2. 設置対象公園

「はねびよん」のキャラクター遊具設置公園は次のとおりである。

平成 31 年 2 月 18 日現在

地区	特別出張所	公園	住所	設置年度
大森	大森西	大森ふるさとの浜辺公園	平和の森公園 2-2	平成 28 年度
大森	大森西	鶴渡公園	大森西 6-12-1	平成 30 年度
大森	入新井	清花公園	大森北 2-8-5	平成 29 年度
大森	馬込	中馬込児童公園	中馬込 2-5-5	平成 29 年度
大森	池上	池上五丁目公園	池上 5-15-18	平成 29 年度
大森	新井宿	春日公園	中央 1-9-15	平成 29 年度
調布	嶺町	みゆき児童公園	南雪谷 4-17-10	平成 29 年度
調布	田園調布	ふくし公園	雪谷大塚町 13-20	平成 29 年度
調布	鵜の木	つきやま公園	千鳥 2-3-15	平成 29 年度
調布	久が原	スクランブルパーク児童公園	久が原 6-7-4	平成 28 年度
調布	雪谷	日下山児童公園	南雪谷 3-7-17	平成 29 年度
調布	千束	石川公園	石川町 2-19-1	平成 29 年度
蒲田	六郷	西六郷三丁目公園	西六郷 3-16-16	平成 29 年度
蒲田	矢口	下丸子公園	下丸子 4-21-2	平成 29 年度

地区	特別出張所	公園	住所	設置年度
蒲田	蒲田西	西蒲田公園	西蒲田 8-6-12	平成 28 年度
蒲田	蒲田東	蒲田一丁目公園	蒲田 1-7-2	平成 29 年度
糀谷・羽田	大森東	森ヶ崎交通公園	大森南 4-9-3	平成 28 年度
糀谷・羽田	糀谷	西糀谷さざんか公園	西糀谷 2-14-14	平成 28 年度
糀谷・羽田	大森東	藤兵衛堀児童公園	大森南 2-22-22	平成 30 年度
糀谷・羽田	羽田	本羽田第三公園	本羽田 2-10-15	平成 28 年度

平成 28 年度に 6 公園、平成 29 年度に 12 公園、平成 30 年度に 2 公園の 20 公園に設置されている。また各特別出張所ごとに 1 公園（大森東及び大森西のみ 2 公園）に設置されている。

このうち大森地区の中馬込児童公園は乳幼児のための遊び場として、既存のトイレの洋式化、滑り台、砂場の再整備が行われており、蒲田地区の蒲田一丁目公園は乳幼児・幼児専用の遊び場としてちびっこ広場が設置されている公園である。

平成 29 年度においては「公式 PR キャラクター遊具設置工事 14 基」として 12,738,708 円が支出されている。

現状の整備計画は終了しているが、今後、当該遊具の設置箇所を増やしていく意向である。

#### (意見 No. 78)

公式キャラクター遊具を各地区にバランスよく配置しようとする意図は、公式キャラクターを周知し、なじみのあるものにする上でも必要であると考えられる。

しかし公式キャラクター遊具を設置した公園には利用者が少なく、あまり遊具が使用されないような公園も含まれている。

そのため今後、キャラクター遊具を設置していくのであれば、地区のバランスをとっていく必要もあるが、一方で公園での遊具が使用される頻度を勘案して設置していく公園を決定することが必要であると考えられる。

## 第5項 ふれあいパーク活動

### 1. 概要

#### (1) 目的

大田区では、ふれあいパーク活動と名付けられた区民参加の公園の自主的管理活動が行われている。

この活動は「ふれあいパーク活動実施要綱（以下、「実施要綱」という。）」第1条では、「地域住民及び企業等が区との協働により公園を自主的に管理すること（以下、「ふれあいパーク活動」という。）により、公園が地域の財産として愛され、有効に活用されることを目的とする。」とされている。

#### (2) 対象公園

ふれあいパーク活動の対象となる公園は、実施要綱第2条によれば「大田区立公園条例施行規則（昭和52年規則第6号）別表第1に規定する公園、大田区立下水道関連施設公園等の設置及び管理に関する条例（昭和55年条例第19号）別表第1に規定する公園及び大田区立児童遊園条例（昭和52年条例第20号）別表に規定する児童遊園とする。」と規定されており、具体的には、主に3,000㎡以下の公園、児童公園、児童遊園等がその対象となっている。

#### (3) 参加要件等

ふれあいパーク活動への参加要件は、実施要綱第3条第1項によれば「ふれあいパーク活動に参加しようとする者は、団体（以下、「活動団体」という。）を組織するものとする。」とされ、個人での参加は認められず、活動団体を組織する必要がある。

またその活動団体の要件も実施要綱第3条第2項によれば、次の要件を満たす必要がある。

2 前項に定める活動団体は、自主的な地域活動を行うことができる団体で、かつ、次に掲げる要件を満たす団体とする。

(1) 当該公園周辺の在住者及び在勤・在学者を中心に構成されているボランティア、NPO、PTA、学校、企業及び企業内任意団体、町会、自治会、商店街等の団体であること。

(2) 原則として5名以上の会員によって構成されていること。

(3) 活動団体は、会員（成人）の中から会長（代表者1名）、副会長（若干名）の役員を置くものとする。

また団体の名称について、実施要綱によれば次のような制限がある。

(団体の名称)

第4条 前条第1項に定める活動団体の名称は、地域活動を適切に表現するものとし、次に掲げる名称を使用してはならない。

- (1) 特定の政党名、政治団体名又は宗教団体名と同一の名称、又はその一部が含まれる名称
- (2) 個人名と同一又は名称の一部に個人名が含まれている名称
- (3) 既にふれあいパーク活動への参加を承認されている団体と同一の名称
- (4) 前各号に定めるもののほか、区長が地域活動を行うにあたり不適格であると認める名称

(4) 活動内容等

ふれあいパーク活動の禁止行為、活動内容及び活動期間は、実施要綱によれば次のとおりである。

(禁止行為)

第5条 活動団体は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 営利を目的とする行為
- (2) 特定の政党、政治団体の利害に関する行為
- (3) 宗教的行為
- (4) 公園を私物化する行為
- (5) 公園利用者及び近隣住民の迷惑となる行為
- (6) 前各号に定めるもののほか、公序良俗に反する行為

(活動内容)

第6条 活動団体は、ふれあいパーク活動として、次の各号に定める活動のうち、いずれか1つ以上を行うものとする。

- (1) 運営活動 花壇づくり、季節の行事、その他公園を有効に活用して行う自主的活動及び公園利用者のマナー啓発等
- (2) 日常活動 清掃（週1回以上、ゴミの分別を含む。）
- (3) 点検活動 公園施設（ベンチ、水飲場、園内灯、遊具）の点検

(活動期間)

第10条 ふれあいパーク活動を行う期間は、4月1日から翌3月31日までの1年間とする。また、年度の途中でふれあいパーク活動に参加することとなった場合には、その始期は承認の日とし、終期は当該年度末日とする。いずれも継続申請をすれば活動を継続することができる。

## (5)活動支援金

ふれあいパーク活動において、活動団体が実施要綱第 6 条第 2 号に定める活動を行った場合、次の表で定める活動支援金を受けることができる（実施要綱第 11 条第 1 項）。

ふれあいパーク活動をする公園の面積	活動支援金の月額
500 m <sup>2</sup> 未満	3,000 円
500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	5,000 円
1,000 m <sup>2</sup> 以上	7,000 円

また活動支援金の支払時期は次の表のとおりである（実施要綱第 11 条第 2 項）。

ふれあいパーク活動を行う月	活動支援金支払月
4 月～6 月分	6 月
7 月～9 月分	9 月
10 月～12 月分	12 月
1 月～3 月分	3 月

## 2. 監査の結果

### (1) ふれあいパーク活動団体数

ふれあいパーク活動を行う団体数及びその会員数の過去 5 年間の推移は、次の表のとおりである。

	平成 30 年 4 月 1 日		平成 29 年 4 月 1 日		平成 28 年 4 月 1 日		平成 27 年 4 月 1 日		平成 26 年 4 月 1 日	
	団体数	会員数	団体数	会員数	団体数	会員数	団体数	会員数	団体数	会員数
大森	26	277	25	283	27	288	26	300	26	287
調布	29	339	35	352	34	331	35	362	33	331
蒲田	50	503	50	541	48	554	49	551	45	518
糞谷・羽田	25	293	25	287	26	273	27	285	25	291
合計	130	1,412	135	1,463	135	1,446	137	1,498	129	1,427

ふれあいパーク活動の団体数及び会員数は、この 5 年間ほぼ横ばいの状態である。

**(意見 No. 79)**

ふれあいパーク活動は、公園の近隣の住民が清掃や花壇作り等のボランティア活動を行うことを通して、公園を身近なものとし、また公園の利用率が増加する等、公園の維持管理運営上も有用な活動である。

住民参加による公園管理を進めている札幌市では、街区公園約 2,400 箇所に対し、その半分以上の 1,282 箇所の公園で町内会等による管理業務委託が行われている。

区における活動団体は町会、老人会、ボランティアがほとんどであり、学校や商店会等の参加は少ないのが現状である。

今後、ふれあいパーク活動の団体数を増やしていくためには、公園近隣の学校や商店会に呼びかけていくことが必要であると考えられる。

学校であれば、花壇作りや清掃活動を通してのボランティア活動を授業や放課後活動に活用することができ、また商店会としても近隣公園の維持管理が行われていれば公園利用者の増加も見込め、バザー等を行うことで商店街の活性化にもつなぐことができることから、今後積極的な呼びかけ活動を行っていくことを検討するべきであると考えられる。

**(2) ふれあいパーク活動申請書**

ふれあいパーク活動を団体が行うにあたっては、実施要綱第 7 条第 1 項によれば、ふれあいパーク活動申請書（以下、「活動申請書」という。）を区長に提出しなければならない。

**(活動申請)**

第 7 条 ふれあいパーク活動に参加しようとする団体は、ふれあいパーク活動申請書（新規・継続）（別記第 1 号様式）を区長に提出しなければならない。

ふれあいパーク活動申請書は次のような様式である。

別記
第 1 号様式（第 7 条関係）
年 月 日
ふれあいパーク活動申請書（新規・継続）
(宛先) 大田区長
団体名
申請者 住 所
代表者名 印
電話番号 ( )

ふれあいパーク活動について、

- 1 下記のとおり新規に参加したいので申請します。
- 2 下記のとおり継続したいので、申請します。
- 3 継続しません。

(※いずれかの番号を○で囲んでください)

公園名	大田区立	公園 児童公園 児童遊園 緑地
公園所在地	大田区	丁目 番 号
公園面積	㎡	
活動期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
活動内容	<p>&lt;具体的内容&gt; (該当する活動の番号に○)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 日常活動 (この活動には活動支援金が支給されます) 清掃 (週1回以上、ゴミの分別を含む)</li> <li>2 運営活動 花壇づくり、季節の行事、その他公園を有効に活用して行う活動 及び公園利用者のマナー啓発等</li> <li>3 点検活動 公園施設の点検</li> </ol>	
その他		

- ※ 会員名簿 (第2号様式) を添付してください。
- ※ 活動計画書 (第3号様式) を添付してください。(年間、もしくは当該年度の第一四半期分)
- ※ 上記の会員名簿と活動計画書は、継続申請で記載事項に変更がない場合は省略できます。
- ※ 記載の個人情報、ふれあいパーク活動に関する連絡、記録、活動保険加入のために使用します。  
また、当課からの関連情報提供等に使用することがあります。

活動申請書には次の書類を添付しなければならない。(実施要綱第7条第2項)

- 2 前項に規定する申請書には、次の書類を添付しなければならない。
  - (1) ふれあいパーク活動団体会員名簿 (別記第2号様式)
  - (2) 活動計画書 (別記第3号様式)
  - (3) その他 (活動を行う公園の平面図等)



ただし、活動の継続申請において、前年度申請の内容に変更がない場合は、上記添付書類を省略することができる。

**(意見 No. 80)**

大森、調布、蒲田、糀谷・羽田の各地区の平成 29 年度のふれあいパーク活動申請書を閲覧したところ、ふれあいパーク活動申請書は提出されているものの、実施要綱第 7 条第 2 項の規定通り、ふれあいパーク活動 活動計画書については新規の申請以外、活動計画書は基本的に提出されていなかった。(任意で活動計画書を提出している団体はあるが、少数である。)

しかし、活動計画書は変更がない限り提出が省略することができるとしてしまうと、後述する運営活動上の自主的活動にどのような活動が行われているか確認することは、過去に活動計画書がいつ提出されたか、各団体ごとに管理していない限り、極めて困難な作業となる。

また実施要綱制定が平成 16 年度であり、当時からの活動計画書が全て保管されているか確認することも難しい状況であると考えられる。

そのため、自主的活動の内容を確認する意味でもふれあいパーク活動 活動計画書については、例え前年度と変更がない場合であっても、その提出を求めよう、実施要綱の改正が必要であると考えられる。

**(3) 運営活動の内容の確認**

ふれあいパーク活動の活動内容は 1. 概要 (4) 活動内容等で述べたように運営活動、日常活動、点検活動の 3 つがある。

このうち、日常活動は清掃、点検活動は公園施設 (ベンチ、水飲場、園内灯、遊具) の点検とどの団体でも行う活動に違いはないが、運営活動は団体ごとにどのような活動を行うか自主性に任されている。

運営活動について、ふれあいパーク活動申請書では具体的に記載する欄はなく、どのような活動を行うかは、(2) ふれあいパーク活動申請書でも述べているが、活動計画書に記載することになる。

**(指摘 No. 12)**

ふれあいパーク活動の運営活動は「その他公園を有効に活用して行う自主的活動」と記載されているが、具体的ではなく、拡大解釈できる、あるいはしてしまう余地がある。

今回の公園視察で、公園は現在、園庭のない保育園が増加していることから、特に午前中には幼児の散歩や運動としてかなり活用されていることが判明している。そうした公園利用のニーズがあるにも関わらず、「公園を有効に活用して

行う自主的活動」として、午前中に公園をふれあいパーク活動の一環として使用しているケースがあった。調布地区にある公園であるが、この公園では公園利用者に対し、ふれあいパーク活動の一環としてゲートボールを毎週月・金の午前 8 時から 11 時の時間行う旨、看板が掲げられていた。(そもそもこの看板掲示が区の承認のもと行われていない。)

また、これとは別に大森地区のある公園では、例えば平成 30 年 3 月においてゲートボール活動を月～金の平日 21 日中 17 日間行っている団体もあった。(当該団体は後に述べるふれあいパーク活動連絡書にゲートボールを日常活動として報告している。) 平日にほぼゲートボールとなると、公園の自主的活動というよりは、実施要綱第 5 条で定める禁止行為の第 4 号「公園を私物化する行為」に該当するおそれがある。

本来、「公園を有効に活用して行う自主的活動」は公園がほとんど使用されていない日や時間に行うべきものであり、公園が活用されている時間にふれあいパーク活動だから優先的に公園を使用するということでは、ふれあいパーク活動のそもそもの趣旨に反するものである。

そのため具体的にどのような運営活動が行われているのか、区はその内容を吟味した上で、運営活動の是非を判断するべきである。

#### (意見 No. 81)

ふれあいパーク活動の一環としての自主活動は、公園を有効に活用するのが趣旨の一つである。

上記のような運営活動を行う団体があることから、そもそも区で想定している自主活動はどのような活動であるか、また公園を有効に活用するとはどういうことであるかについて、具体例を記載したパンフレットを渡す等し、団体に対し啓発活動を行うことが必要であると考えられる。

#### (4) ふれあいパーク活動連絡書

ふれあいパーク活動を行う団体は、実施要綱第 12 条によれば活動報告を区に対して行う必要がある。

##### (活動報告)

第 12 条 活動団体は、第 6 条の活動について当該月分を翌月の 10 日までに公園を管轄する地域基盤整備課（以下「地域基盤整備課」という。）にふれあいパーク活動連絡書（別記第 6 号様式）を提出しなければならない。

ふれあいパーク活動連絡書の様式は次のとおりである。

第6号様式（第12条関係）

ふれあいパーク活動連絡書（ 年 月分）

年 月 日

公園名

団体名

公園

記入者名

日	曜日	活動内容			その他
		運営活動	日常活動	点検活動	
1					
2					
3					
4					
5					
中略					
29					
30					
31					
特記事項					

翌月10日までに、提出してください。

大森地区、調布地区、蒲田地区、糀谷・羽田地区の各地区のふれあいパーク活動連絡書を閲覧したところ、次の事項があった。

1) 運営活動については、ただ活動した日に○を付す等で終わっており、具体的に何をを行ったかまで記載している団体は少数であった。

### （指摘 No. 13）

運営活動については、日常活動、点検活動と異なり、具体的な記載がなければ何をを行ったか、区で把握することができない。

公園管理者である区は、何をを行っているか把握する義務があると考えられることから、運営活動を行っている団体についてのふれあいパーク活動連絡書には、必ず具体的な運営活動の記載を求めるべきである。

2) ふれあいパーク活動連絡書の記載方法に不備が多い。

**(指摘 No. 14)**

運営活動、日常活動、点検活動それぞれの内容についての適切な区分ができず記載している（例えば行った清掃を運営活動欄に記載する）、行った運営活動を記載していない等、ふれあいパーク活動連絡書には記載に不備が目立つ。

このような活動報告では区としても、何か事故やトラブルがあった際に管理責任を問われる事態ともなりかねない。

そのため、ふれあいパーク活動連絡書の記載方法については、その記載方法を具体例を添付して渡す等し、どのように記載するべきか指導する必要がある。

**(5) ゲートボールの行為許可取扱要綱との整合性**

区では公園でゲートボールを行うにあたり、次のゲートボール行為許可取扱要綱（以下、「ゲートボール要綱」という。）を定めている。

**(目的)**

第1条 この要綱は、大田区立公園条例第5条及び第20条並びに大田区立下水道関連施設公園等の設置及び管理に関する条例第4条及び第16条に基づき、公園及び緑地（以下「公園」という。）におけるゲートボールの行為許可等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

**(対象とする公園)**

第2条 ゲートボールは、別表第1及び別表第2に定める公園で区長の指定する場所に限り許可する。

また、ゲートボール要綱の別表第1及び別表第2で定める公園は次のとおりである。

別表第1（第2条関係）キャッチボール場のある公園

園名	所在地	指定場所
貴船堀公園	大森東五丁目1番1号先	キャッチボール場
森ヶ崎公園	大森南五丁目2番111号	
美原児童公園	大森東一丁目13番8号	
三和公園	大森西二丁目22番2号	
都堀公園	大森東一丁目30番1号	
清花公園	大森北二丁目8番5号	
馬込西公園	西馬込二丁目8番15号	
上池台三丁目公園	上池台三丁目16番15号	

旧呑川緑地	北糀谷二丁目 16 番 28 号先	
羽田西前公園	羽田二丁目 6 番 3 号先	
仲蒲田公園	蒲田四丁目 35 番 1 号	
西糀谷さざんか公園	西糀谷二丁目 14 番 14 号	

別表第 2 (第 2 条関係)

(1) ゲートボールに適した広場がある公園

園名	所在地	指定場所
平和島公園	平和島四丁目 2 番 2 号	公園内広場
平和の森公園	平和の森公園 2 番 1 号	

(2) その他の公園

園名	所在地	指定場所
本門寺公園	池上一丁目 11 番 1 号	公園内広場の一部
多摩川丸子橋緑地	田園調布本町 31・32 番地先	
東糀谷第一公園	東糀谷六丁目 8 番 30 号	
多摩川大師橋緑地	本羽田一・二・三丁目先	
多摩川六郷橋緑地	東六郷三丁目地先・南六郷二・三丁目先	
多摩川ガス橋緑地	下丸子二・三・四丁目先	
多摩川大橋緑地	矢口三丁目地先・多摩川二丁目地先	
下丸子多摩川公園	下丸子二丁目 24 番 31 号	
下丸子公園	下丸子四丁目 21 番 2 号	
旧呑川緑地	大森東四丁目 42 番 5 号先～大森東五丁目 29 番 10 号先	
蒲田一丁目公園	蒲田一丁目 7 番 2 号	

この要綱から上記の別表第 1 及び別表第 2 に記載されている公園の指定されている場所に限り、許可を得た場合、公園でゲートボールを行うことが可能である。

**(指摘 No. 15)**

実際には、公園の視察を行なった際にもこの別表で定められた公園以外でも、ゲートボールは行われていたことから、当該要綱は実際のゲートボールの利用状況には合致していない状態であると考えられる。

そのため、当該要綱については、要綱を定めた意味を再考し、実際の運用に

見合うよう、別表に定める公園を増やし、実際にゲートボールを行う場合には必ず許可を得るように周知する等の措置を講ずる必要がある。

(6) ゲートボールの行為許可取扱要綱の誤り

ゲートボール要綱においてはその第 5 条において占用料を免除する規定が定められている。

(占用料の免除)

第 5 条 別表第 1 及び別表第 2 に定める公園を大田区老人クラブ助成要綱に基づく老人クラブ及び区長が特に必要と認める団体（その他区内の老人団体及び身体機能回復訓練を必要とする者の団体）が使用する場合は、大田区立公園条例施行規則第 16 条第 1 項第 4 号又は大田区立下水道関連施設公園等の設置及び管理に関する条例施行規則第 12 条第 2 号の規定により、占用料を免除するものとする。

(指摘 No. 16)

上記第 5 条の「大田区立下水道関連施設公園等の設置及び管理に関する条例施行規則第 12 条第 2 号」については、占用料の免除に関する規定は「大田区立下水道関連施設公園等の設置及び管理に関する条例施行規則第 11 条第 1 項第 2 号」であると考えられることから、ゲートボール要綱の訂正が必要である。

(7) ふれあいパーク活動団体一覧表と現況公園一覧の不一致

各地区のふれあいパーク活動団体一覧表と都市基盤整備部事業概要の現況公園一覧にチェックされている自主的管理活動欄の一致を確認したところ、調布地区で一致していない公園があった。

(指摘 No. 17)

ふれあいパーク活動団体一覧表に記載されている東稲荷児童遊園と久が原光児童公園について、現況公園一覧には自主的管理活動欄に○の記載がなされていないなかった。

また逆に、現況公園一覧の自主的管理活動に○の記載がなされているしんせい児童公園とスクランブルパーク児童公園については、ふれあいパーク活動団体一覧表には記載がなされていないなかった。

しんせい児童公園についてはふれあいパーク活動申請書は提出されていたことから、ふれあいパーク活動団体一覧表への記載漏れであり、当該一覧表はふれあいパーク活動団体を一覧に示す管理表の役割を果たしていることから、

ふれあいパーク活動申請書を提出した団体を漏れなく記載しているか確認することが必要である。

## 第6項 公園施設長寿命化計画

### 1. 長寿命化計画の必要性

昨今では公園の長寿命化計画の策定の必要性が高くなってきている。都市公園として全国で10万箇所11万8千haが存在しているが、そのうち設置から30年以上を経た公園が約3割を占め、10年後には約6割に達する見込みとなっているほか、公園に設置された遊具も、設置から20年以上経過したものが約4割を占め、経過年数が不明の古いものと合わせると遊具の約6割が相当の年数を経過している状況である。

公園施設の老朽化が進むと、適切な維持管理、更新が財政上の制約から困難となり、利用の禁止、施設の撤去といった事態につながり、安全で快適な公園施設の利用を確保することが難しくなってくる。

そこで限られた予算の制約の中で、公園施設の機能の維持管理、大規模な更新等を計画的に行うストックマネジメントの取組みが求められることとなったことから、公園施設長寿命化計画が必要となってきたものである。

国土交通省において、平成21年度より「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」を創設し、各地方公共団体で実施される都市公園の安全・安心対策を支援する施策を行っているなかで、公園施設長寿命化計画もその対象事業とし、緊急かつ重点的に支援していくこととなった。

### 2. 公園ストックマネジメントと長寿命化計画

国土交通省都市局 公園緑地・景観課は平成30年10月に「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改訂版】」（以下、「策定指針」という。）を公表し、公園のストックマネジメントを行っていくため用いる計画が長寿命化計画であるとして、長寿命化計画を次のように定義している。なお、当該策定指針は平成24年4月に作成された「公園施設長寿命化計画策定指針」を長寿命化対策の蓄積を踏まえ改正したものである。

「公園施設長寿命化計画策定指針」では「長寿命化計画は、地方公共団体等における公園施設の計画的な維持管理の方針を明確化、共有するとともに、施設ごとに、管理方針、長寿命化対策の予定時期・内容などを、最も低廉なコストで実施できるよう整理するものである。」とされている。

公園管理者は、長寿命化計画に基づき、日常的な点検、維持保全により公園施設の安全性の確保、機能の保全を図る一方で、定期的に施設の健全度調査を行い、その結果によって施設の大規模改修や更新を行うか判断することになる。



### 3. 策定指針の内容

策定指針において、公園施設長寿命化計画の策定手順及び内容を具体的に示し、地方公共団体等による長寿命化計画に基づく都市公園の計画的な維持管理の取組みを支援している。

長寿命化計画の基本的な策定手順は、次のようになる。

- ・長寿命化計画の対象とする都市公園等の策定



- ・予備調査



- ・健全度調査・判定



- ・長寿命化計画の策定

また「策定指針」による策定手順の概要は次のとおりである。

#### (1) 長寿命化計画の対象とする都市公園等の策定

当該地方公共団体等における都市公園のストックマネジメントの考え方を踏まえ、優先的に長寿命化計画の対象とする都市公園を選定する。

長寿命化計画の策定にあたっては、段階的に取り組むこと（徐々に対象公園を増やす、対象施設を増やす、作業工程を分割するなど）が必要となる場合も多いことから、それぞれの地方公共団体において、地域の実情に応じて、長寿命化計画の対象とする都市公園及び公園施設を適宜設定しながら進めることが重要である。なお、対象公園が多数となる場合は、先行してモデル公園を設定し、計画策定の手法について理解度を深めながら、段階的、計画的に進めることも有効である。

なお、長寿命化計画の計画期間は概ね10年とし、公園管理者以外の者が都市公園法第5条に基づき設置している施設は対象としない。

#### (2) 予備調査

健全度調査に先立ち、長寿命化計画の対象とする公園施設について、現地で公園施設の利用度状況、劣化や損傷の状況等を把握するため、予備調査を行う。

予備調査を行うにあたっては、現地での調査に先立ち、あらかじめ健全度調査票（公園概要シート）を作成する。現地調査においては、公園施設ごとに目

標とすべき維持管理の水準を意識しながら、またライフサイクルコスト縮減効果の見込みも勘案して、劣化や損傷を未然に防止しながら長持ちさせるべき施設の候補（以下、「予防保全型管理を行う候補」という。）、または日常的な維持管理や点検を行い、機能しなくなった段階で取り換える管理（以下、「事後保全型管理」という。）を行う施設に分類を行う。

### (3) 健全度調査・判定

予備調査で予防保全型管理を行う候補としたものについて、構造材・消耗材の劣化や損傷の状況や美観等について詳細な健全度調査を行い、性能の低下状況について判定を行う。

判定の結果に基づき、予防保全型管理を行う候補における長寿命化対策の時期や具体的な対策内容について検討を行う。

### (4) ライフサイクルコスト縮減効果の確認と長寿命化計画の策定

予防保全型管理を行う候補について、事後保全型管理をする場合と、予防保全型管理を行う場合の、どちらがライフサイクルコストを低く抑えられるかを比較し、事後保全型管理を行う施設か予防保全型管理を行う施設かを確定させる。

以上を踏まえ、公園の維持管理の基本方針、各公園施設の管理類型、長寿命化対策の予定時期や内容等を取りまとめた長寿命化計画として整理する。

## 4. 公園の計画的な管理の手法

策定指針によれば、公園の計画的な維持管理には予防保全型管理と事後保全型管理があり、それぞれ次のように説明されている。

### (1) 予防保全型管理

予防保全型管理では、公園施設の機能保全に支障となる劣化や損傷を未然に防止するため、「公園施設の安全点検に係る指針（案）」等に基づき、公園施設の日常的な維持保全（清掃・保守・修繕など）に加え、日常点検、定期点検の場を活用した定期的な健全度調査を行うとともに、施設ごとに必要となる計画的な補修、更新を行う。

なお、遊具については、事故防止を最優先するため、国の指針等に基づく安全確保のための調査・点検、管理が必要であることを留意する。

また、定期的な修繕・補修を行うことが前提である建築物・工作物等については、予防保全型管理として扱うべきことに留意する。

## (2) 事後保全型管理

事後保全型管理では、「公園施設の安全点検に係る指針（案）」等に基づき、維持保全（清掃・保守・修繕など）や日常点検、定期点検を実施し、劣化や損傷、異常、故障が確認され、求められる機能が確保できないと判断された時点で、撤去・更新を行うものである。

## 5. 大田区公園施設長寿命化計画

### (1) 概要

区においても平成 23 年度に区内の全公園を対象とした「大田区公園施設長寿命化計画予備調査」を行い、公園施設長寿命化策定対象の公園 133 施設を選定し、平成 25 年 3 月に「公園施設長寿命化計画 報告書」（以下、「本報告書」という。）を策定している。

本報告書の目的は、次のものである。

近年、大田区が管理する公園においても公園施設の老朽化が進んでいるため、公園利用者の安全性の確保及びライフサイクルコストの縮減を目指し、計画的な補修や更新、適切な管理を推進することが必要である。公園利用の中でも遊戯施設は子供たちの利用頻度が多く、劣化や意図的な破損等による危険性が高い。

本業務は、「H23 年度大田区公園施設長寿命化計画予備調査」において、選定された全 541 公園（H24 年 10 月現在）の内、複合遊具等を有している公園 133 公園を対象として、公園施設長寿命化計画の策定を行ったものである。

また、今後の公園施設データの共有化と事務の効率化を図るため、本業務にて作成したデータを統合型地理情報システムに更新した。

これら一連の公園施設長寿命化に係る支出額は、平成 23 年度の公園施設長寿命化計画予備調査委託に係る支出額は 17,535,000 円、平成 24 年度の公園施設長寿命化計画策定委託に係る支出額は 31,290,000 円で計 48,825,000 円である。

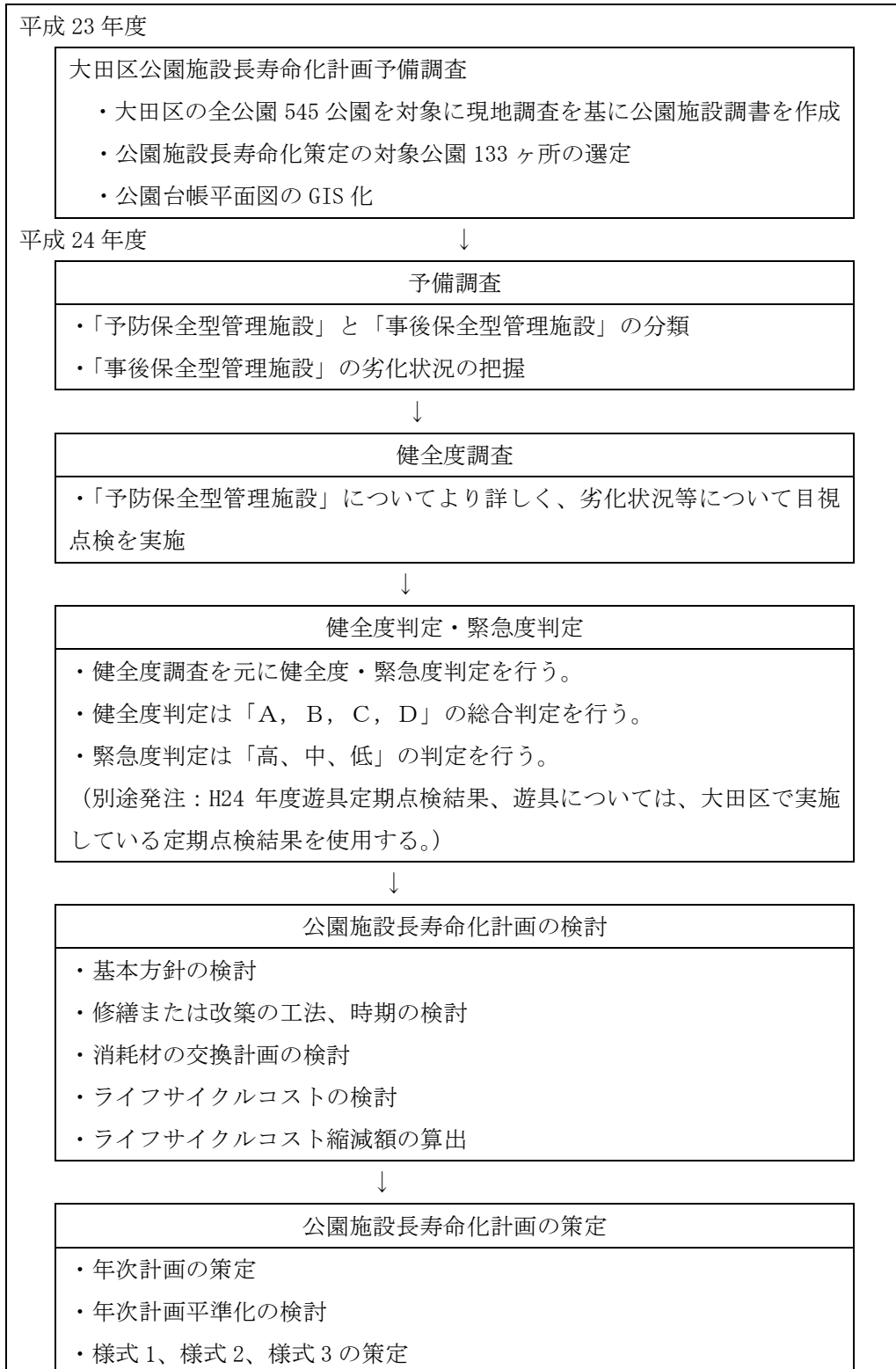
### (意見 No. 82)

区においては、公園施設長寿命化計画については特に公表がされていない。

しかし他の自治体においては公園施設長寿命化計画は、ホームページ上等で公表されており、公園の改修計画は区民の関心の高いところでもあることから、区においても当該計画は公表していくことが必要であると考えられる。

## (2) 計画の内容

本報告書の実施フローによると公園施設長寿命化計画の策定のフローは次のものである。



本報告書の実施フローは策定指針の長寿命化計画の策定の手順とほぼ同じフローである。

### (3)対象公園

長寿命化の対象となった公園は 133 公園であるが、対象となった公園の選定にあたっては基本的な考え方を次のとおりとしている。

- ・規模の大きい建築物、運動施設、土木建築物を有する総合公園や運動公園等
- ・小規模であっても子どもが利用する遊具が多い街区公園、近隣公園等
- ・災害時応急対策施設を有し防災公園に指定されている公園等

この基本的な考え方を基にして対象となった公園が次の公園である。なお公園名、面積は本報告書作成時のものである。

#### ・大森地区

	公園名	公園種別	面積 (㎡)	
1	大森ふるさとの浜辺	公園	128,325.07	地区公園
2	平和の森	公園	104,839.39	地区公園
3	平和島	公園	74,467.00	地区公園
4	本門寺	公園	28,366.05	近隣公園
5	都堀	公園	11,960.27	街区公園
6	池上梅園	公園	9,880.82	街区公園
7	大森東一丁目第一	公園	6,856.45	街区公園
8	馬込西	公園	5,563.47	街区公園
9	蘇峰	公園	4,070.39	街区公園
10	鶴渡	公園	3,293.91	街区公園
11	入新井	公園	3,001.65	街区公園
12	清花	公園	2,902.47	街区公園
13	徳持	公園	2,776.85	街区公園
14	入新井西	公園	2,589.61	街区公園
15	龍子	公園	2,564.84	街区公園
16	北馬込わくわく	公園	2,246.43	街区公園
17	中央五丁目	公園	2,175.41	街区公園
18	池上五丁目	公園	2,121.59	街区公園

	公園名	公園種別	面積 (㎡)	
19	大森北	公園	1,927.50	街区公園
20	女塚なかよし	公園	1,699.33	街区公園
21	大森三輪	公園	1,606.16	街区公園
22	湯殿	公園	1,542.95	街区公園
23	馬込ゆりの木	公園	1,377.34	街区公園
24	若竹	公園	1,238.10	街区公園
25	馬込二本木	公園	1,238.03	街区公園
26	さくら通り三丁目	公園	1,201.46	街区公園
27	桜並木	公園	1,188.71	街区公園
28	春日	公園	1,162.41	街区公園
29	邦西第二	児童公園	1,150.00	街区公園
30	桐里自然	公園	1,061.20	街区公園
31	山王花清水	公園	1,045.11	街区公園
32	入三西	公園	1,020.83	街区公園
33	平張	児童公園	914.99	街区公園
34	徳持	児童公園	838.02	街区公園
35	大森西二丁目	児童公園	834.62	街区公園
36	新五フラワー	児童公園	788.72	街区公園
37	サンサン根岸	児童公園	783.38	街区公園
38	堂寺	児童公園	742.64	街区公園
39	まごめばし	児童公園	702.81	街区公園
40	山王第一	児童公園	683.03	街区公園
41	新井宿	児童公園	592.09	街区公園
42	中央六丁目宮下	児童公園	576.30	街区公園
43	観音通り	児童公園	516.54	街区公園
44	大森東三丁目	児童公園	374.62	街区公園
45	中央二丁目第三	児童公園	361.84	街区公園
46	大森北青空	児童公園	305.58	街区公園
47	中央二丁目	児童公園	264.46	街区公園
48	北野にこにこ	児童公園	130.45	街区公園
	計		425,870.89	

・調布地区

	公園名	公園種別	面積 (㎡)	
1	多摩川台	公園	67,154.27	地区公園
2	洗足池	公園	35,778.44	地区公園
3	田園調布せせらぎ	公園	34,664.81	地区公園
4	東調布	公園	25,229.12	近隣公園
5	宝来	公園	12,408.99	近隣公園
6	鶉の木松山	公園	7,740.43	街区公園
7	千鳥いこい	公園	6,200.43	街区公園
8	小池公園	公園	4,804.61	街区公園
9	かにくぼ	公園	2,518.96	街区公園
10	上池台三丁目	公園	2,378.97	街区公園
11	東中	公園	2,101.86	街区公園
12	石川町上の台	公園	1,977.33	街区公園
13	東原くすのき	公園	1,520.89	街区公園
14	ふくし	公園	1,317.90	街区公園
15	くさっぱら	公園	1,299.60	街区公園
16	東嶺	公園	1,243.47	街区公園
17	つきやま	公園	1,206.16	街区公園
18	石川町二丁目	児童公園	981.03	街区公園
19	みゆき	児童公園	833.44	街区公園
20	久が原南台	児童公園	731.25	街区公園
21	稲荷坂	児童公園	721.32	街区公園
22	ピノキオ	児童公園	707.39	街区公園
23	日下山	児童公園	621.98	街区公園
24	しばざくらきんたろう	児童公園	588.27	街区公園
25	久が原清水坂	児童公園	561.58	街区公園
26	スクランブルパーク	児童公園	535.22	街区公園
27	ふうの木	児童公園	500.15	街区公園
28	久が原久根	児童公園	457.79	街区公園
29	はなみずき	児童公園	452.96	街区公園
30	鶉の木三丁目	児童公園	440.85	街区公園
31	根方	児童公園	412.27	街区公園
32	田園調布南	児童公園	406.84	街区公園
33	ねむの木	児童公園	371.59	街区公園

	公園名	公園種別	面積 (㎡)	
34	コアラ	児童公園	351.18	街区公園
35	すみれ	児童公園	242.44	街区公園
36	華園	児童公園	209.26	街区公園
	計		219,673.05	

・蒲田地区

	公園名	公園種別	面積 (㎡)	
1	下丸子	公園	12,812.81	近隣公園
2	南六郷	公園	8,395.03	街区公園
3	西六郷三丁目	公園	5,829.12	街区公園
4	西六郷 (タイヤ)	公園	5,691.22	街区公園
5	蒲田本町一丁目	公園	4,223.12	街区公園
6	蒲田一丁目	公園	4,204.13	街区公園
7	西蒲田	公園	4,103.73	街区公園
8	仲蒲田	公園	3,281.28	街区公園
9	矢口二丁目	公園	3,268.00	街区公園
10	南蒲	公園	2,313.14	街区公園
11	本蒲田	公園	2,049.25	街区公園
12	新蒲田	公園	1,878.02	街区公園
13	南六郷三丁目	公園	1,837.16	街区公園
14	下丸子二丁目	公園	1,811.42	街区公園
15	仲六郷二丁目	公園	1,353.82	街区公園
16	今泉	児童公園	985.43	街区公園
17	南二	児童公園	939.52	街区公園
18	蒲田二丁目	児童公園	856.28	街区公園
19	千鳥三丁目	児童公園	736.79	街区公園
20	蓮沼	児童公園	670.00	街区公園
21	東矢口二丁目	児童公園	612.74	街区公園
22	南蒲田三丁目第二	児童公園	585.09	街区公園
23	矢口南	児童公園	525.34	街区公園
24	蓮沼ジュニア	児童公園	510.56	街区公園
25	西蒲田太平橋	児童公園	495.00	街区公園
26	西六郷二丁目	児童公園	475.90	街区公園
27	古川	児童公園	397.34	街区公園



	公園名	公園種別	面積 (㎡)	
28	小林	児童公園	346.62	街区公園
29	西一中央	児童公園	311.17	街区公園
30	西六郷一丁目	児童公園	199.87	街区公園
	計		71,698.90	

#### 糀谷・羽田地区

	公園名	公園種別	面積 (㎡)	
1	萩中	公園	61,561.18	地区公園
2	東糀谷防災	公園	27,945.20	近隣公園
3	本羽田	公園	12,366.73	近隣公園
4	東糀谷第一	公園	11,151.62	街区公園
5	貴船堀	公園	3,723.67	街区公園
6	本羽田第三	公園	2,457.94	街区公園
7	東糀谷防災	公園	2,430.53	街区公園
8	北糀谷中央	公園	2,248.09	街区公園
9	萩中くすのき	公園	2,106.94	街区公園
10	六間堀仲羽	公園	1,478.07	街区公園
11	大森南四丁目	公園	1,368.97	街区公園
12	東糀谷一丁目	公園	1,299.32	街区公園
13	大森南第一	公園	1,081.90	街区公園
14	仲江名	公園	978.83	街区公園
15	萩中一丁目	児童公園	848.83	街区公園
16	舞の浦	児童公園	557.61	街区公園
17	竹の子	児童公園	475.55	街区公園
18	西糀谷一丁目	児童公園	432.19	街区公園
19	羽田仲七	児童公園	309.15	街区公園
	計		134,822.32	

大森地区から 48 公園（うち児童公園 17 公園）、調布地区から 36 公園（うち児童公園 19 公園）、蒲田地区から 30 公園（うち児童公園 15 公園）、糀谷・羽田地区から 19 公園（うち児童公園 5 公園）が対象公園として選定されている。

#### (指摘 No. 18)

糀谷・羽田地区に対象公園として「東糀谷防災」が 2 度記載されているが、

面積が 2,430.53 m<sup>2</sup>の公園は羽田西前公園である。

#### (4) 計画の更新

本報告書においては、その最後に「まとめ」として次の事項が記載されていた。

公園施設長寿命化計画は、作成した時点より、施設の長寿命化計画へ向けた維持管理の始まりであり、下記の事項に留意することが重要であると考えます。

##### 1. 健全度調査の見直し・更新

今回の健全度調査結果は、毎年の利用状況や経年変化によって、変化していくものであり、劣化予測も想定通りにはならないものである。

よって、今後、概ね 5 年毎の健全度調査を行い、劣化度の見直しおよびそれに伴う年次計画の見直しを行っていくことが必要である。

##### 2. 日常の維持管理と補修、更新履歴

施設の長寿命化を図っていくために、本計画で計画した日常の維持管理を行っていくことが必要であり、また、日常の点検結果や補修・更新履歴を残していくことが必要である。

それによって、今後の計画において、維持管理費や対策費の実情にあったデータを蓄積していくことで効果のある長寿命化計画を継続していくことが必要である。

#### (意見 No. 83)

「1. 健全度調査の見直し・更新」においては、概ね 5 年毎の健全度調査を行うとしているが、平成 25 年 3 月の本報告以来、健全度調査は行われておらず、特に見直しがなされていない。

そのため今後、健全度調査を行い、見直しと更新を行っていく必要があると考えられる。

また「2. 日常の維持管理と補修、更新履歴」においても日常の点検結果や補修・更新履歴を残しておく必要があるが、施設毎の補修・更新履歴は残されていないことから、今後の日常の点検結果や補修・更新履歴については、これを施設毎に体系立てて残しておく必要がある。

#### (5) 植栽管理

植栽の管理について、本報告書ではツリーサークル、フラワーポット、花壇等については長寿命化計画において、その管理手法を定めている。しかし樹林地や芝生、生垣等についてはその対象としていない。

策定指針ではその中で「Ⅱ-6 植栽の取扱いについて」として植栽管理を取り上げており、また他の公園施設と異なる性格を持っていることから、これを重視していると考えられる。

策定指針では植栽管理について、次のように説明している。

(1) 都市公園の植物管理の状況

公園の樹木は年月とともに、大木に生長し、緑陰を形成し、美観を高め、季節の変化を来園者が感じることができるなど、様々な効果・機能を発揮している。また、CO<sub>2</sub>の吸収源、生物の生息空間の形成、ヒートアイランド現象の緩和作用など、都市の環境改善に重要な機能を担っている。

しかしながら、財政上の制約等から、植物管理が十分に行きとどかない都市公園も多く、樹木の生育環境の悪化による景観の質の低下、生育不良による倒木などの危険、病害虫の発生や、樹木が鬱蒼となることによる防犯面での安全性低下などの問題が顕在化している。

(2) 長寿命化計画における植物の扱い

植物は、他の公園施設と異なり、施設の機能保全やコスト削減の観点ではなく、植物が健全に生育するため、その育成・維持・保全のために必要な管理を適切に行っていくことが重要である。

そのため、植栽地ごとの特性に合わせ、植物管理の基本的な方針と、それに必要となる年間の概算費用について、他の施設とは策定手順を分けて長寿命化計画に位置づけることとする。また、植物管理の基本的な方針は、植物の健全な生育や良好な景観形成が実現できるよう、長期的な視点で定めることとする。

管理目標に基づいた適正な手入れを行い、植物の生育に支障を来すことがないようにすることで、植物のもつCO<sub>2</sub>吸収、生物生息空間確保、景観形成といった機能が発揮され、ひいては最も適切なコストでの管理につながるものと考えられる。

なお、個別の管理目標については、健全な樹林地を育成するための密度管理について記載するなど、具体の植栽管理のあり方を示すことが望ましい。

以下、長寿命化計画における植栽管理の視点と管理目標との関係を示す。

表—17 植栽管理の視点と管理目標

視点	課題	管理目標
倒木や落枝などのリスク低減	・落枝や倒木により利用者への危険性の増加。	・日常的な維持保全により倒木などのリスクを低減し利用者への危険が無いよう定期的な管理を行う。
防犯性	・トイレ脇や駐車場、公園出入	・植物による死角が生じないよう視

	口の鬱蒼とした植栽により、防犯上の安全性が低下。	認性を確保する。
利用者の満足	・公園は、利用者に使われるために設置されるものであり、植物の枯損は、利用者の満足度を低下させ来園意欲を損なう。	・安全性、清潔性など、利用者が満足できる空間を維持・創出する。
景観・空間デザイン	・植物の生長を想定した設計が行われている場合や密度管理が必要な場合など。適正な管理が必要。	・適切な植栽管理による良好な景観形成、空間デザインという意識をもった管理を行う。
CO <sub>2</sub> の吸収源	・植物が健全に生長していない場合、CO <sub>2</sub> の吸収固定作用が低下。	・CO <sub>2</sub> の吸収固定効果を最大限発揮させるよう、特に生長期にある樹齢の若い植物が健全に生長しているか配慮する。
生物生息空間	・生物生息環境として必要な規模、連続性や多様性が失われた場合、生息できる生物種や数が減少。	・地域の環境特性や生物相、貴重種の状況などを踏まえ、エコロジカルネットワークの形成に配慮した管理を行う。

### (3) 対象とする植栽地の考え方

公園全体の植栽地に係る管理目標を定めるため、対象とする植栽地を、公園の特色や植栽機能（一般的な植栽、芝生地や日本庭園の植栽、雑木林、保存樹、単木植栽（シンボルツリー等）など）、環境、景観、利用、安全確保などを考慮して総合的に判断する。

### (4) 予備調査の実施

植栽地は、ライフサイクルコストの削減を目指し管理類型を検討する施設ではないため、健全度調査を行う必要がない。そのため、予備調査の段階で目視により把握した状況（種別（樹林地、単木、芝地）、生育状況など）を記録し、対象となる植栽地の状況を把握する。その際、成長しすぎた植栽について密度管理のための間引きや剪定の必要性の有無、日本庭園の植栽において庭園景観として配慮すべき事項など、植栽ごとの留意事項について特に記録しておくことが望ましい。

### (5) 植栽地ごとの特性を踏まえた管理方法の設定

植物管理については、一般的な公園の植栽地では剪定や間伐、病虫害の防除などの保全的な管理を中心に検討することが考えられる。この他、日本庭園の植栽のように庭園景観の構成要素として樹姿を計画的に管理することや、ビオトープなど自然植生に近づけるため、粗放的な

管理とするものなど、植栽地ごとの特性を踏まえた適切な管理方法を設定する。

また、外来種の駆除や生物多様性の確保を考慮することや、設計・施工段階で予測できなかった生育不良等への対応として、例えば踏圧で裸地化した芝生や、樹勢が低下したため強風などで倒木の危険性が生じている樹木などに対する土壌改良などの対策について、長寿命化計画に位置づける事も有効である。

#### **(意見 No. 84)**

策定指針において、植栽管理については上記のようにその取扱いについて詳細に説明している。また植栽は他の公園施設とは異なる観点からの管理が必要なものであり、区においても植栽管理についても基本的方針の策定と公園ごとの管理目標等を記載した調査記録表を作成し、今後の公園施設長寿命化計画に反映させていくことが必要であると考えられる。

## 第7項 その他

### 1. 大田区立公園条例の遵守

区の公園面積は次のとおりである。

公園・児童公園・緑地・児童遊園の計	2,071,112.51 m <sup>2</sup>
一時開放地等	107,580.48 m <sup>2</sup>
海上公園	725,155.00 m <sup>2</sup>
河川敷準開放地及び河川緑地	770,411.66 m <sup>2</sup>

上記の公園面積の合計は3,674,259.65 m<sup>2</sup>である。

区の人口726,191人（平成30年4月1日現在）からすると区における住民一人当たりの公園面積は次のとおりである。

		前年度
公園・児童公園・緑地・児童遊園の場合	2.85 m <sup>2</sup>	2.84 m <sup>2</sup>
上記に一時開放地等を加える	3.00 m <sup>2</sup>	3.01 m <sup>2</sup>
上記に海上公園を加える	3.99 m <sup>2</sup>	4.02 m <sup>2</sup>
上記に河川敷準開放地及び河川緑地を加える	5.06 m <sup>2</sup>	5.09 m <sup>2</sup>

公園の面積は前年度から6,577.59 m<sup>2</sup>増加しているものの、区の人口は前年度（平成29年度4月1日現在）の720,518人から5,673人増加しているため、1人当たりの公園面積はほとんど変化していない。

一方、大田区立公園条例第3条の3は次のように規定されている。

（公園の敷地面積の標準）

第3条の3 区民1人当たりの公園の敷地面積の標準は、6平方メートル以上とする。

#### （意見 No. 85）

区における区民1人当たりの公園の敷地面積は、公園・児童公園・緑地・児童遊園の場合は、2.85 m<sup>2</sup>であり、全ての公園面積を加えて計算しても1人当たり公園の敷地面積は5.06 m<sup>2</sup>であり、大田区立公園条例第3条の3で規定している6 m<sup>2</sup>を満たしていないことから、今後もさらに公園を配置していくことが必要であると考えられる。

## 2. 公園の統廃合の必要性

第13節 公園視察のところで述べるが、公園視察で公園の利用状況を観察したところ、ある程度規模の大きな公園については、午前、午後と時間を問わず、散歩、運動、休息等、様々な形での公園の利用が見られたものの、小規模の公園については、午前の近隣の保育園の園児の散歩に利用されていない限りは、ほとんど公園が利用されていない状況であった。

### (意見 No. 86)

1. では公園のさらなる配置が必要であるとしているが、現実的には公園の統廃合も一方で押し進めていく必要がある。

公園の利用状況から考えると区民1人当たりの公園面積を増加させるために、小規模でも公園を整備していくことには一考の余地があると考えられる。区民の公園利用のニーズからは、ある程度大きな公園の整備を要望していると考えられることから、少なくとも新規の公園整備には1,000 m<sup>2</sup>を超えた公園の整備を進め、利用実態の低い小規模公園については、防災の観点から必要と思われる公園を除き、できるだけ集約化していくことも、今後の公園の整備計画に検討していくことが必要であると考えられる。

## 3. 公園の防災機能面の充実

区では公園における防災機能の充実として平成22年4月に東糀谷防災公園を開設している。

当該公園は、災害時の補完避難所に位置づけられた区内初の防災公園である。

当該公園には災害時に居住用テントが200張、設置可能な多目的広場、マンホール式災害用トイレ30穴、災害用井戸、災害時の炊き出しに利用できるかまどベンチを備え、公園管理棟には災害時の利用を考慮し、緊急用給水タンク、太陽光発電装置、園内放送設備を備えたほか、飲料水等を備蓄する災害用備蓄倉庫も備えられている。

### (意見 No. 87)

防災機能面に特化した公園の開設は東糀谷防災公園以降、まだ行われていない。当該公園のように防災に特化した大規模な公園を開設することは既設の公園を改修して行っていく必要がある以上、難しい面もある。

そのため今後は、利用実態の低い小規模公園について、防災施設の充実を図っていくことが将来起こる可能性のある災害に対する備えともなる。

実際に品川区では、防災活動広場という既存の児童遊園等を活かした防災面を充実させた施設数を増加させてきている。

平成29年8月現在、38施設を数えており、面積は1,000㎡に満たない小規模な公園である。所在地と主な防災施設は次の表のとおりである。

防災広場名	所在地	防災施設
西五反田五丁目防災活動広場	品川区西五反田 5-17-7	防災資器材倉庫、動力ポンプ格納庫、ミニポンプ格納庫、区民消防隊格納庫、消火器格納庫
荏原三丁目防災活動広場	品川区荏原 3-4-3	防災資器材倉庫、ミニポンプ格納庫、消火器格納庫、防災行政無線
西大井四丁目防災活動広場	品川区西大井 4-23-12	動力ポンプ格納庫、ミニポンプ格納庫、消火器格納庫
戸越一丁目防災活動広場	品川区戸越 1-9-6	ミニポンプ格納庫、消火器格納庫
戸越五丁目防災活動広場	品川区戸越 5-12-10	防災資器材倉庫、ミニポンプ格納庫、消火器格納庫
中延一丁目防災活動広場	品川区中延 1-4-16	防災資器材倉庫、ミニポンプ格納庫、消火器格納庫
中延三丁目防災活動広場	品川区中延 3-9-2	防災資器材倉庫、ミニポンプ格納庫、消火器格納庫、かまどベンチ
西品川一丁目防災活動広場	品川区西品川 1-14-13	防災資器材倉庫、動力ポンプ格納庫、ミニポンプ格納庫、区民消防隊格納庫、消火器格納庫
南大井四丁目防災活動広場	品川区南大井 4-6-20	ミニポンプ格納庫、消火器格納庫
源氏前防災活動広場	品川区中延 6-4-8	防災資器材倉庫、動力ポンプ格納庫、消火器格納庫
南品川六丁目防災活動広場	品川区南品川 6-13-3, 品川区南品川 6-14-1	防災資器材倉庫、ミニポンプ格納庫、消火器格納庫
大井二丁目防災活動広場	品川区大井 2-5-15	防災資器材倉庫、ミニポンプ格納庫、消火器格納庫
西大井六丁目防災活動広場	品川区西大井 6-5-5	防災資器材倉庫、動力ポンプ格納庫、消火器格納庫
旗の台一丁目防災活動広場	品川区旗の台 1-8-5	防災資器材倉庫、消火器格納庫、マンホールトイレ
西大井三丁目防災活動広場	品川区西大井 3-4-14	防災資器材倉庫、消火器格納庫



防災広場名	所在地	防災施設
豊町一丁目防災活動広場	品川区豊町 1-13-5	防災資器材倉庫、動力ポンプ格納庫、消火器格納庫、マンホールトイレ
荏原一丁目防災活動広場	品川区荏原 1-25-20	防災資器材倉庫、動力ポンプ格納庫、消火器格納庫、マンホールトイレ
荏原六丁目防災活動広場	品川区荏原 6-7-2	防災資器材倉庫、消火器格納庫、マンホールトイレ
豊四防災広場	品川区豊町 4-7-11	防災資器材倉庫、かまどスツール、マンホールトイレ
豊四中央防災広場	品川区豊町 4-17-1	防災資器材倉庫、動力ポンプ格納庫、かまどスツール、マンホールトイレ
本三くじら広場	品川区西五反田 4-4-7	防災資器材倉庫、管理倉庫、炊き出しくじら、マンホールトイレ、テント用柱
小山台一丁目防災広場	品川区小山台 1-7-3	防災資器材倉庫、かまどベンチ、マンホールトイレ、災害用トイレ、収納ベンチ、手押しポンプ
後地クマさん広場	品川区小山 2-4-13, 14	かまどスツール、マンホールトイレ、収納ベンチ、手押しポンプ
上蛇広場	品川区二葉 4-3-10	管理倉庫、かまどベンチ、マンホールトイレ
東中みんなの広場	品川区東中延 1-2-8	管理倉庫、かまどベンチ、マンホールトイレ
中二さくらひろば	品川区中延 2-9-18	管理倉庫、かまどベンチ、マンホールトイレ
ゆたか防災広場	品川区豊町 6-11-1	管理倉庫、マンホールトイレ
中三いこいの広場	品川区中延 3-7-20	管理倉庫、かまどベンチ、マンホールトイレ、
カメさん広場	品川区戸越 2-6-20	ポンプ格納庫、かまどベンチ、マンホールトイレ、
ひのみ広場	品川区戸越 5-20-15	手押しポンプ、かまどスツール、マンホールトイレ
かやの木広場	品川区豊町 1-17-2	管理倉庫、かまどベンチ、トイレス

防災広場名	所在地	防災施設
		ツール
中延みちしるべ防災広場	品川区中延 5-12-11	管理倉庫、かまどベンチ、かまどスツール、マンホールトイレ、
二葉中央のんき通り広場	品川区二葉 3-17-14	管理倉庫、かまどベンチ、マンホールトイレ、
ほうさん広場	品川区豊町 3-4-2	かまどベンチ、マンホールトイレ、トイレスツール、ソーラー照明灯
宮前花広場	品川区戸越 4-9-19	かまどスツール、マンホールトイレ、ソーラー照明灯
西大井六丁目ふれあい広場	品川区西大井 6-3-1	かまどベンチ、マンホールトイレ、
サンサン防災広場	品川区豊町 2-5-16	かまどスツール、ソーラー照明灯、マンホールトイレ
ゆたかしいのきひろば	品川区豊町 4-3-20	かまどベンチ、ソーラー照明灯、管理倉庫、マンホールトイレ

このうち中二さくらひろばの現場を視察したが、かまどベンチ、マンホールトイレを備えていたが、一方でスプリング遊具を1基設置しており、区民の利用も想定している造りとなっている。もともとは公園ではなかった箇所を平成20年度に品川区が買取り、その後地元住民との協議の結果、防災活動広場として開設されている。

いずれの防災活動広場も防災時に必要な施設を整えており、災害発生時には、対応が可能な施設である。

区でも利用実態の少ない小規模公園については、こうした防災施設を充実させた公園として整備することを検討することを考えるべきである。

#### 4. 公園、児童公園等の定義

区ではそれぞれの施設を公園、児童公園、児童遊園、緑地、一時開放地、その他の緑地に区分けして管理している。

それぞれの定義は次のとおりである。

公園：都市公園法による公園で面積が1,000㎡以上のもの

児童公園：都市公園法による公園で面積が1,000㎡未満のもの

児童遊園：区の条例によって設置したもので、敷地が区の所有ではない施設であり、都市公園法の適用はないものである。児童福祉法で定める児童厚生施設としての児童遊園とは異なるものである。

緑地：河川敷の公園、都市計画緑地、旧呑川を埋め立てて公園化したもの等

一時開放地：所有地の本来の使用目的に供するまでの間、一時的に幼児・児童の遊び場及び青少年の運動広場として応急かつ臨時的に開放しているものであり、都市公園法によらないものである。

その他の緑地：使用権が限定的であるなど都市公園法による公園とするまでの権原がないもの

#### (意見 No. 88)

公園面積が 1,000 m<sup>2</sup>未満の施設であっても公園としている施設が 12 施設ある一方で、公園面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の施設であっても児童公園となっている施設が 2 施設ある。

- ・公園面積 1,000 m<sup>2</sup>未満でも公園の区分
  1. 大森東一 (966.11 m<sup>2</sup>) 大森地区
  2. 古径 (918.01 m<sup>2</sup>) 大森地区
  3. 南馬込五丁目 (971.60 m<sup>2</sup>) 大森地区
  4. 上池台四丁目 (813.37 m<sup>2</sup>) 調布地区
  5. 水神 (487.31 m<sup>2</sup>) 調布地区
  6. 東雪谷二丁目 (822.95 m<sup>2</sup>) 調布地区
  7. 蒲田交差 (674.32 m<sup>2</sup>) 蒲田地区
  8. 仲六郷三丁目第二 (964.86 m<sup>2</sup>) 蒲田地区
  9. 東矢口三丁目 (795.36 m<sup>2</sup>) 蒲田地区
  10. 矢口二丁目小 (883.07 m<sup>2</sup>) 蒲田地区
  11. 仲江名 (978.83 m<sup>2</sup>) 糀谷・羽田地区
  12. 東糀谷第二 (840.62 m<sup>2</sup>) 糀谷・羽田地区
  
- ・公園面積 1,000 m<sup>2</sup>以上でも児童公園の区分
  1. 邦西第二 (1,150.00 m<sup>2</sup>) 大森地区

## 2. 美原 (2,045.22 m<sup>2</sup>) 大森地区

公園等を区分した定義からすれば、上記の公園については、その区分を見直す必要があると考えられる。

## 5. 児童公園の名称

児童公園は区では公園面積 1,000 m<sup>2</sup>未満のものとしている。そもそも児童公園は都市公園法施行令第2条第1項第1号で「もつぱら児童の利用に供することを目的とする都市公園」のことであったが、平成5年の改正により、公園種別が「街区公園」と変更され、その名称は廃止されている。この改正の趣旨は、公園は広い年齢層の住民による散策、休養等の日常的な利用の場となるべきとの考えにより、利用者を限定するような名称は使用しないこととしたものである。

### (意見 No. 89)

都市公園法施行令の改正の趣旨を踏まえれば、利用者を限定するように連想される児童公園の名称を、誰もが使用できると考えられる名称に変更することを検討するべきである。

この点、世田谷区の例が参考になると考えられる。世田谷区では、区立公園条例に基づく公園、区立児童遊園条例に基づく児童遊園（面積が概ね 1,000 m<sup>2</sup>未満の公園や、東京都、神社等の私有地を無償で借り児童遊園として開放したもの）、青少年育成のため世田谷区が私有地を借上げ子供の遊び場として一時開放する「遊び場の設置および管理運営要綱」等に基づく「世田谷区遊び場」と「広場」があった。

これを世田谷区では、都市公園法施行令の改正の趣旨を活かし、それまでの「世田谷区立児童遊園条例」及び「遊び場の設置および管理運営要綱」を廃止し、これに代わり「世田谷区身近な広場条例」を平成7年3月に制定している。

これにより、世田谷区が土地所有権を持っていた「児童遊園」を「世田谷区立公園条例」に基づく公園に、土地所有権を持っていなかった「児童遊園」「遊び場」「小広場」を「世田谷区立身近な広場条例」に基づく施設とそれぞれ位置づけている。

区でも上記の世田谷区の例を参考に、児童公園の名称の変更を検討するべきである。

## 6. 公園情報の充実

区内の公園については、区のホームページ上で紹介しており、海上公園を除く 559 施設、全ての公園が公園の名称とその読み、所在地が示されている。(ホームページ上には都立公園である城南島海浜公園、東京港野鳥公園が記載されており全部で 561 施設が掲載されている。)

そのうち 154 施設で当該公園についてのさらに詳細な情報を掲載している。

基本的に掲載される内容は公園のカット写真が 1 枚、花暦、公園概要として所在地、最寄交通、主な樹木、主な施設の 4 種の情報と簡単な公園の特徴が掲載されている。

公園概要は東調布公園を例とすれば次のような掲載例である。

所在地	南雪谷五丁目 12 番 1 号、五丁目 13 番 1 号	交通	東急池上線御嶽山駅下車徒歩 8 分
主な樹木	サクラ、プラタナス、スダジイ、ヒマラヤスギ	主な施設	車イス対応トイレあり、水飲み

また公園の特徴としては次の用に説明されている。

緑に囲まれたスポーツと憩いの場です。園内には流れる川、野球場、プール、児童交通公園などがあります。野球場とプールにはナイター設備もあります。

### (意見 No. 90)

公園に関する区民の関心は高く、どの公園にどのような設備があるかは特に家族連れの日利用等では必要な情報であると考えられる。

しかし区の公園のホームページ上からは、掲載されている情報は東調布公園の例示のように十分な情報を掲載していないと考えられる。

特に主な施設に関する情報を例えば、トイレであれば男女別なのかだれでもトイレが設置されているのか、またその設置個数を、遊具についてもできるだけ具体的な遊具とその個数を、自転車置場や駐車場が併設されているのか等、十分な情報を提供する必要があると考えられる。

## 7. バリアフリー化公園の充実

### (1) 概要

平成18年12月20日に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下、「バリアフリー法」という。）が施行され、その第13条において、「公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下この条において「新設特定公園施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例（国の設置に係る都市公園にあっては主務省令）で定める基準（以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。」と規定された。

ここで特定公園施設とは、バリアフリー法施行令第3条によれば次のものである。

#### （特定公園施設）

第三条 法第二条第十三号の政令で定める公園施設は、公園施設のうち次に掲げるもの（法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置がとられていることその他の事由により法第十三条の都市公園移動等円滑化基準に適合させることが困難なものとして国土交通省令で定めるものを除く。）とする。

一 都市公園の出入口と次号から第十二号までに掲げる公園施設その他国土交通省令で定める主要な公園施設（以下この号において「屋根付広場等」という。）との間の経路及び第六号に掲げる駐車場と屋根付広場等（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路及び広場

- 二 屋根付広場
- 三 休憩所
- 四 野外劇場
- 五 野外音楽堂
- 六 駐車場
- 七 便所
- 八 水飲場
- 九 手洗場
- 十 管理事務所
- 十一 掲示板
- 十二 標識

特定公園施設については、都市公園移動等円滑化基準に適合が困難なものについては、特定公園施設の対象から除かれる。

バリアフリー法施行規則第 2 条に例外規定が定められており、次の 3 つが該当する。

## 第二条

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条の国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関する文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他の法令又は条例の規定の適用があるもの
- 二 山地丘陵地、崖その他の著しく傾斜している土地に設けるもの
- 三 自然環境を保全することが必要な場所又は動植物の生息地若しくは生育地として適正に保全する必要がある場所に設けるもの

## (2) 公園管理者の責務

バリアフリー法について公園管理者である区はバリアフリー法第 5 条及び第 13 条の責務を負っており、その内容は次のとおりである。

### （地方公共団体の責務）

## 第五条

地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### （公園管理者等の基準適合義務等）

## 第十三条

公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下この条において「新設特定公園施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例（国の設置に係る都市公園にあっては、主務省令）で定める基準（以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。
- 3 公園管理者は、新設特定公園施設について都市公園法第五条第一項の規定による許可の申請があった場合には、同法第四条に定める基準のほか、都市公園移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、公園管理者は、当該新設特定公園施設が都市公園移動等円滑

化基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。

- 4 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 5 公園管理者等は、その管理する特定公園施設（新設特定公園施設を除く。）を都市公園移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

これらの規定により、公園管理者は特定公園施設の設置について、都市公園移動等円滑化基準適合義務（第 13 条第 3 項）、及び同基準適合維持義務（第 13 条第 4 項）を課すとともに、既存のものについても、同基準適合努力義務（第 13 条第 5 項）が課されている。

### (3) 区における取組み

区でも公園のバリアフリー化を進めており、バリアフリー法施行令第 3 条に定める特定公園施設を全て満たし整備したバリアフリー化公園は次の表のとおり 12 施設となっている。

1	本羽田公園
2	南六郷公園
3	南六郷緑地
4	平和の森公園
5	萩中公園
6	都堀公園
7	西六郷三丁目公園
8	洗足池公園
9	多摩川台公園（平成 30 年度に完了予定）
10	本門寺公園
11	池上梅園
12	蘇峰公園

また平和島公園についても実施中であり、平成 31 年度に完了する予定である。

### (意見 No. 91)

公園のバリアフリー化は法令で定められており、バリアフリー法第 13 条第 5 項において、既存の施設についても適合努力義務が課されていることから、今



後ともバリアフリー化に対応した公園を整備していく必要があると考えられる。

**(意見 No. 92)**

区において現在 12 施設の公園がバリアフリー化されているが、その情報が区のホームページ上等に掲載されていない。

区民へのバリアフリー化した公園であるという情報を周知させる意味でもホームページ上等への掲載が必要であると考えられる。

**(意見 No. 93)**

公園のバリアフリー化は法令で定められており、特定公園施設の例外規定はできるだけ基準への適合努力を行う必要がある。

そして例外規定を適用するに至った判断の検討内容の妥当性を確認し、記録に残し引継いでいく必要がある。

そのためこうした判断基準を担当者の独自の判断で行うのではなく、客観的な判断のもと行うよう、公園のバリアフリー基準適合チェックシートを作成することを検討するべきである。

このような取組みは横浜市で既に導入されており、ホームページ上でも公表されていることから参考にされたい。

## 8. AED 設置公園

### (1) 概要

AED (Automated External Defibrillator) とは自動体外式除細動器とも呼ばれ、心臓が痙攣し血液を流すポンプ機能を失った状態 (心室細動) になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器である。

平成 16 年 7 月に非医療従事者による AED の使用が認可されてから駅、空港、学校、官公庁等、公共施設への設置が進み、区においても相当数の AED が設置されている。

AED の設置が推奨されている施設は「AED の適正配置に関するガイドライン」によれば、次の施設が AED の設置が推奨される施設の具体例として挙げられている。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 駅・空港</li><li>2. 旅客機、長距離列車・長距離旅客船等の長距離輸送期間</li><li>3. スポーツジムおよびスポーツ関連施設</li><li>4. デパート・スーパー・飲食店などを含む大規模な商業施設</li></ol> |
|---|

5. 多数集客施設
6. 市役所、公民館、市民会館等の比較的規模の大きな公共施設
7. 交番、消防署等の人口密集地域にある公共施設
8. 高齢者のための介護・福祉施設
9. 学校（小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校等）
10. 会社、工場、作業場
11. 遊興施設
12. 大規模なホテル・コンベンション
13. その他
  - 13-1 一次救命処置の効果的な実施が求められるサービス
  - 13-2 島しょ部および山間部などの遠隔地・過疎地・山岳地域など、救急隊や医療の提供までに時間を要する場所

公園は特に AED の設置が推奨される施設の具体例には直接入っていないが、公園は不特定多数が利用し、スポーツ施設を有している施設もあることから、区でも AED を公園に設置している。

## (2) AED 設置公園

区内で AED が設置されている公園は次の表のとおりである。

	施設名称	設置位置	所在地
1	平和島公園	水泳場	平和島 4-2-2
2	平和の森公園	公園事務所	平和の森公園 2-1
3	大森ふるさとの浜辺公園	レストハウス	大森ふるさとの浜辺公園 1-1, 平和島公園 2-2 ほか
4	大森ふるさとの浜辺公園	大森海苔のふるさと館	平和島公園 2-2
5	昭和島二丁目公園	管理棟	昭和島 2-3
6	池上梅園	管理棟	池上 2-2-13
7	洗足池公園	旧管理事務所	南千束 2-14-5
8	東調布公園	水泳場	南雪谷 5-12-1 南雪谷 5-13-1
9	多摩川台公園	公園事務所	田園調布 1-63-1
10	田園調布せせらぎ公園	公園事務所	田園調布 1-53-10
11	多摩川緑地	多摩川緑地事務所	西六郷 4-23-3
12	多摩川緑地	多摩川緑地事務所 (土日祝はサッカー場)	西六郷 4-23-3

	施設名称	設置位置	所在地
13	多摩川緑地	多目的トイレ	西六郷 4-23 先
14	下丸子公園	公園事務所	下丸子 4-21-2
15	多摩川ガス橋緑地	駐車場管理棟	下丸子 2, 3, 4 丁目地先
16	萩中公園	水泳場	萩中 3-25-26 萩中 3-26-46
17	森ヶ崎公園	公園事務所	大森南 5-2-111
18	本羽田公園	公園事務所	本羽田 3-23-10 本羽田 3-29-4

AED は 18 個設置されているが、複数設置の施設があることから設置施設数は 15 施設である。

#### (意見 No. 94)

AED の設置の推奨施設に公園は記載されていないものの、公園や緑地はスポーツを実施する施設が多いことから、スポーツ関連施設として、グラウンドを備えた施設については、AED の設置を検討することが必要であると考えられる。

また AED は震災等、災害時にも使用する機会があると考えられることから避難場所に限らず、一時集合場所となっている公園等施設についても AED の設置を検討することが必要であると考えられる。

## 9. 防犯カメラの設置、増設

公園の利用者の安全確保や犯罪の予防を図るため、公園に防犯カメラを設置する自治体が増えてきている。

区でも区内の 11 公園に防犯カメラを設置しているが、防犯上の理由等から設置場所は公表していない。

#### (意見 No. 95)

防犯カメラは犯罪の予防になることを考えれば、どの公園に防犯カメラを設置しているかはかえって公表する方が、犯罪の抑止につながると考えられることから、防犯カメラの設置公園は公表することを検討するべきである。

23 区内でも荒川区では公園に限らず区内の防犯カメラの位置を地図上に公表しており、また台東区でも台東区役所のホームページ上に防犯カメラを設置している公園名を公表している。

また区のホームページ上の情報等からも公園に防犯カメラが設置されていることは情報として記載されていないことから、そもそも公園に防犯カメラが設置されているか区民に周知されていない状況である。肖像権の問題やプライバシーの侵害という問題もあることから、防犯カメラを設置するには公園周辺の住民にも防犯カメラがあることを通告する必要があると考えられる。

そのため犯罪の抑止と公園周辺の住民への配慮に観点から、防犯カメラの設置公園の公表が必要であると考えられる。

### (意見 No. 96)

区内には、道路や周辺から見えない死角となっている箇所のある公園もある。こうした公園については、まずは園内の照度のアップや死角をなくす等の改善を行う必要がある。そしてそれでも改善できない場合は、夜間の閉鎖を行うか防犯カメラを設置し、犯罪を予防することが必要であると考えられる。

## 10. 公園でのボール遊び

### (1) ボール遊びができる公園の情報

区内の公園ではボール遊びは禁止されており、キャッチボール場のある公園においてボール遊びが可能となっている。

キャッチボール場のある公園は、ゲートボールの行為許可取扱要綱の別表第1によれば次の12施設にキャッチボール場が設置されている。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ・ 貴船堀公園     | 大森東 5-1-1 先   |
| ・ 森ヶ崎公園     | 大森南 5-2-111   |
| ・ 美原児童公園    | 大森東 1-13-8    |
| ・ 三和公園      | 大森西 2-22-2    |
| ・ 都堀公園      | 大森東 1-30-1    |
| ・ 清花公園      | 大森北 2-8-5     |
| ・ 馬込西公園     | 西馬込 2-8-15    |
| ・ 上池台三丁目公園  | 上池台 3-16-15   |
| ・ 旧呑川緑地     | 北糀谷 2-16-28 先 |
| ・ 羽田西前公園    | 羽田 2-6-3 先    |
| ・ 仲蒲田公園     | 蒲田 4-35-1     |
| ・ 西糀谷さざんか公園 | 西糀谷 2-14-14   |

(意見 No. 97)

区の公園のホームページ上を確認しても、どの公園でキャッチボールやボール遊びができるかは直ぐには判別することができなかった。

区の公園のホームページでは区内の公園をさがす際には、「公園名からさがす」、「地域からさがす」、「地図からさがす」、「特徴からさがす」の4つからさがしていくが、ボール遊びができる公園、キャッチボール場がある公園といった公園については「特徴からさがす」に該当すると考えられる。しかし「特徴からさがす」の項目にあるものは「かまどベンチ」「防災トイレ」「はねびよん 幼児向け遊具」「健康遊具」のある公園についてのみであり、ボール遊びができる等の公園の情報はない状態である。

平成27年度の区民の声においても公園のボール遊びについての次のような要望が挙げられている。

公園ではボール遊びが禁止されているが、子どもがボール遊びできる場所がない。遊具も何もない広場のような場所にネットの囲いをし、ボール遊びができる広場にしてはどうか。

このような要望が挙がってくることから区民のボール遊びができる公園に関する情報の必要性は高いものと考えられる。

この要望に対する区の回答は次のものであった。

公園でのボール遊びについては、「小さい子どもにボールが当たったら危ない」「ボール遊びの音がうるさい」「ボールが家に飛び込んで来る」など、禁止を求める要望が多く、原則禁止としている。キャッチボールなどのボール遊びができる公園は増やしていきたいと考えているが、住宅地の中にボール遊びができる場所を確保するためには、一定以上の広さのみならず近隣住民の理解が前提となるため、現在ある場所を維持することも困難な状況である。なお、ボール遊びを可能としている公園の数は以下のとおり。

キャッチボール：19園 フットサル：5園 バスケットのゴール設置数：6園

この区の回答も、ボール遊びができる公園数だけであり、具体的にどの公園でできるのかは判明しない。

23区でも新宿区ではスポーツのできる公園として次のような情報をホームページ上に挙げて、区民が利用しやすいように配慮している。

バスケットボール設置公園

公園名	所在地	規模	使用料	利用日時
百人町ふれあい公園	百人町 3-28	ゴール 1 か所	無料	年中無休 8-19 時 (4-9 月) 8-18 時 (10-3 月)
西外山公園	百人町 4-1	ゴール 1 か所	無料	年中無休
落合公園	中井 1-14	ゴール 2 か所	無料	年中無休 8-19 時 (4-9 月) 8-17 時 (10-3 月)
みなみもと公園	南元町 20	ゴール 1 か所	無料	年中無休
清水川橋公園	下落合 1-1 外	ゴール 1 か所	無料	年中無休 夜間禁止
新宿中央公園	西新宿 2-11	ゴール 1 か所	無料	年中無休
宮田橋公園	高田馬場 3-8	ゴール 1 か所	無料	年中無休 9-19 時 (4-9 月) 9-17 時 (10-3 月)
大久保公園	歌舞伎町 2-43	ゴール 1 か所	無料	年中無休 9 時 30 分-18 時 30 分 (4-9 月) 9 時 30 分-17 時 30 分 (10-3 月)
北柏木公園	北新宿 4-12	ゴール 1 か所	無料	年中無休 8-19 時 (4-9 月) 8-17 時 (10-3 月)

フットサル専用コートのある公園

公園名	所在地	規模	使用料	利用日時
大久保公園	歌舞伎町 2-43	最大 2 面	無料	年中無休 9 時 30 分-18 時 30 分 (4-9 月) 9 時 30 分-17 時 30 分 (10-3 月)
新宿中央公園	西新宿 2-11	1 面	有料	年末年始休場 9 時-22 時

スポーツコーナー (キャッチボールコーナー) のある公園

公園名	所在地	規模	使用料	利用日時
落合公園	中井 1-14	20m×10m 200 m <sup>2</sup>	無料	年中無休 8-19 時 (4-9 月) 8-17 時 (10-3 月)

北柏木公園	北新宿 4-12	20m×6m 120 m <sup>2</sup>	無料	年中無休 8-19 時 (4-9 月) 8-17 時 (10-3 月)
上落合西公園	上落合 3-11	20m×6m 120 m <sup>2</sup>	無料	年中無休 8-19 時 (4-9 月) 8-17 時 (10-3 月)
住吉公園	住吉町 13	20m×16m 320 m <sup>2</sup>	無料	年中無休 8-18 時 (4-9 月) 8-17 時 (10-3 月)
新宿中央公園	西新宿 2-11	30m×20m 600 m <sup>2</sup>	無料	年中無休 夜 20 時まで
宮田橋公園	高田馬場 3-8	26m×10m 260 m <sup>2</sup>	無料	年中無休 9-19 時 (4-9 月) 9-17 時 (10-3 月)
山伏公園	北山伏町 1	22m×10m 220 m <sup>2</sup>	無料	年中無休 8-17 時
榎町公園	東榎町 11	20m×8m 160 m <sup>2</sup>	無料	年中無休 8-19 時 (4-10 月) 8-17 時 (11-3 月)
百人町ふれあい公園	百人町 3-28	29m×22m 638 m <sup>2</sup>	無料	年中無休 8-19 時 (4-9 月) 8-18 時 (10-3 月)
大木戸公園	四谷 4-9	582 m <sup>2</sup>	無料	年中無休
清水川公園	下落合 1-1 外	22m×14m 308 m <sup>2</sup>	無料	年中無休 夜間禁止
あかね公園	西落合 1-31	8m×17m 136 m <sup>2</sup> 幼児専用	無料	年中無休

この新宿区のような情報開示があれば、区民もどの公園に行けばボール遊び等ができるか知ることができ、公園の利用度の向上にもつながるものと思われる。そのため区においても、ボール遊び等ができる公園についての情報を開示していくことが必要であると考えられる。

## (2) ボール遊びの一律禁止について

ボール遊びについては原則禁止としている。これは硬いボールやバット、ゴ

ルフクラブの使用について禁止することは他人に危害を加える可能性があることから、ある程度の禁止することはやむを得ないと考えられる。

しかし現状の公園のボール禁止の立て看板等は全てのボール遊びを一律禁止しているものである。

### (意見 No. 98)

子どもが数人で行うボール遊びや、柔らかいゴムボールやビニール製バットで行う親子の遊び等まで一律に禁止する必要はないと考えられる。

台東区では、ホームページ上に公園、児童遊園利用上のルールとして、球技等ボール遊びについて、「公園・児童遊園ではボール遊びを禁止しています。ただし、小さなお子様（小学生未満）と一緒に親子が柔らかいボールなどで遊ぶことについては、周りの公園利用者の迷惑にならない範囲で認めています。」とし、一律のボール遊び等を禁止していない。

また川崎市では「川崎市都市公園条例の禁止行為の運用に関する基準」を平成 25 年 4 月に施行し、次のように定めている。

#### (目的)

第 1 条 この基準は、市民の憩いの場として誰もが安心して利用できる公園とするため川崎市都市公園条例（以下「条例」という。）第 4 条第 1 項第 10 号の「都市公園の管理に支障がある行為」の規定の運用について、代表的な事項を定めるものとする。

#### (都市公園の管理に支障がある行為)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項第 10 号に規定する「都市公園の管理に支障がある行為」として、次の行為を原則として禁止する。

- (1) ゴルフをする行為（素振りを含む。）
- (2) 球技等を集団又は複数でする行為（試合や練習をするために設置された有料公園施設又は施設を除く。）
- (3) 金属又は木製バット及び硬球を使用して球技等をする行為（素振りを含む。）
- (4) 犬の放し飼いをする行為又は汚物等を放置する行為（川崎市動物の愛護及び管理に関する条例第 5 条第 1 項第 9 号及び第 2 項第 1 号の規定に反する行為をすること。）
- (5) 花火をする行為（火薬類取締法施行規則第 1 条の 5 第 1 号イに規定するものを除く。例：線香花火や手持ち花火）
- (6) キャンプや寝泊りをする行為（都市公園法施行令第 5 条第 2 項第 1 号に規定するキャンプ場又は同法施行令第 5 条第 6 項に規定する宿泊施設を除く。）
- (7) 危険物を持ち込む行為。

川崎市では上記の基準について、禁止行為の解説を掲載しており、ボール遊びに関連する(1)から(3)について、次のように解説している。



利用の内容	理由
(1) ゴルフをする行為 (素振りを含む。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の公園利用者に危害を及ぼすおそれがあるため。</li> <li>・素振りだけでも他の公園利用者が怖がるおそれがあるため。</li> </ul> <p>また、幼児等が近づいて、怪我をしてしまうなどの恐れがあるため。</p>
(2) 球技等を集団又は複数 でする行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団又は複数で行う練習や試合については、広い範囲を占有するとともに、他の公園利用者に危害を及ぼす恐れがあるため。</li> </ul> <p>(注) 球技等の代表的なものは、野球、ソフトボール、サッカー、フットサル、バレーボール等だが、他の公園利用者に危害を及ぼす恐れがある球技をいう。</p> <p>(注) 子どもたちが数人で軟式ボールやビニール等のボールを使用して行うキャッチボールなどの遊びについては、他の利用者と譲り合いながら利用するのであれば、「自由利用」と判断する。</p>
(3) 金属又は木製バット及び 硬球を使用して球技等 をする行為（素振りを含 む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・硬いバットやボールを使用する行為は、他の公園利用者に危害を及ぼす恐れがあるため。</li> <li>・素振りだけでも他の公園利用者が怖がるおそれがあるため。</li> </ul> <p>また、幼児等が近づいて、怪我をしてしまうなどの恐れがあるため。</p> <p>(注) ビニールバットやゴムボールについては、利用者の迷惑にならず危険が生じる恐れがないようであれば、「自由利用」と判断する。</p>

川崎市では上記のような判断基準を設け、ボール遊びは一律禁止とはしていない。

さらに川崎市では平成30年6月に「公園でのルール作りのガイドライン（ボール遊び）」（以下、「ガイドライン」という。）を作成し、地域ニーズを踏まえたうえでの公園ごとのルールを作る仕組みができるような取り組みを初めている。

ガイドラインの目的は、次のようなものである。

本市のような都市部では、子どもが安全にのびのびとボール遊びができる用地は限られています。

そのため、子育て世代を中心とした市民からは、特にボール遊びについて、地域の公園で出

来るようにしたいなどの要望があります。

一方で、他の公園利用者や近隣住民等からは、安全性や騒音等の問題からボール遊びの禁止や禁止看板設置の要望もあるのが現状です。

地域によっては、公園に関係する団体や子どものボール遊びに好意的な近隣の方々の見守りなどによって、自由利用の範囲の中でボール遊びができる公園もありますが、公園を利用する人々や公園に隣接する住民への配慮から、苦情発生やトラブルを未然に防止することを優先し、行政が画一的に禁止看板等を設置していることが、規制された空間という公園のイメージの一因となっています。

こうしたことから、公園の柔軟な利活用を図り、地域の財産である公園の価値を高めるため、地域ニーズを踏まえた上で公園ごとのルールを作る仕組みが必要となっています。

その一つの方法として、子どもたちにボール遊びをさせたい方が、地域の方々に呼びかけを行い、道路公園センターの支援を受けながら、地域主体で丁寧な話し合いを重ねて合意形成を図ることでルール等を作ることを目的にガイドラインを作成しました。

このガイドラインに沿った取組は、地域発意による公園でのボール遊びのルール作りの一つの方法ですので、地域でこれまで行っていた解決手法を否定するものではありません。

そしてガイドラインの(2)取組の概要によれば、公園ごとのルール作りは次のように進めていく。

## (2) 取組の概要

### ア ボール遊びについての事前相談

道路公園センターは、相談者から公園の状況を把握します。公園の利用や管理運営に係る情報を相談者と共有するとともに制度趣旨を説明します。

### イ 事前ヒアリング

相談者は、地域の方々との公園での課題を共有するため、ヒアリング等を行い協力者を募ります。道路公園センターは、相談者の活動が円滑に進められるよう、情報提供等の支援を行います。

### ウ 取組の申出

地域での課題共有が図られれば、取組に向けての申出書を提出していただきます。

### エ ワークショップの事前準備

申出書提出者と協力者（以下「申込者」という。）が中心となり、道路公園センターの担当者（以下「センター担当者」という。）が支援し、公園における実態調査等を実施します。

調査を終えた後、会場の選定及び日程調整を行います。

### オ ワークショップの開催及び運営

ワークショップの記録を共有するためのふりかえシート（議事録等）の作成等の運営については、申込者や参加者などと相談し、弾力的に行います。

### カ ルールの周知と運用

ワークショップで決まったルール案を、地域の方々などに周知します。

ルールを示す看板を可能な限り設置するようにします。道路公園センターは、周知、看板設置に協力します。

キ 実施後

必要に応じて、地域でルールの検証や見直しなどを行います。

区においても、まず禁止のボール遊びが何であるのかを基準や要綱等で示し、その上で、川崎市のようなガイドラインを設け、公園ごとの実情に応じたボール遊びのルール作りの仕組みを策定することで、公園が規制された空間というイメージを払しょくし、公園を誰もが他人の共同使用を妨げない限度で、自由に使用することができるものと考えられる。

## 1 1. 公園内の喫煙の規制

喫煙の規制については「清潔で美しい大田区をつくる条例」（以下、「清潔条例」という。）の第5条第1項第4号及び第2項第3号において、次のように規定している。

（区民等の責務）

第5条 区民等は、次に掲げる事項に努めなければならない。

（4）道路、公園、広場その他の公共の場所において、歩行中（自転車等運転中を含む。）に喫煙しないこと。

2 区民等は、次に掲げる事項をしてはならない。

（3）道路、河川、公園、広場その他の公共の場所に空き缶等又は吸い殻等を投棄すること。

また、「大田区立公園条例」（以下、「公園条例」という。）第4条第11号では、次のように規定し、児童公園等、小規模な公園では原則禁煙としている。

（行為の禁止）

第4条 公園内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

（11）危険のおそれのある行為又は他人の迷惑となるような行為をすること。

しかし、上記の規制のうち清潔条例第5条第1項はあくまで努力規定であり、

また公園条例第 4 条第 1 1 号は喫煙そのものを具体的に規制しているものではない。

また区内の大規模公園では 10 施設前後であるが吸い殻入れが設置されており、当該公園での喫煙は可能である。

#### **(意見 No. 99)**

区においても公園に限らず、道路も含めた全域での禁煙条例の制定が必要であると考えられる。

公園視察時にも、公園利用者には大小の公園施設に限らず、喫煙での利用者がかなりおり、公園は子どもが多く利用する場でもあることから、子どもの受動喫煙の防止対策としても公園の全面禁煙の条例制定が必要である。

千代田区では平成 30 年 4 月から子どもの利用が多い公園等を条例上の「路上禁煙地区」として指定し、喫煙者の指導・取締りを実施しており、また豊島区では豊島区立公園条例を改正し、平成 30 年 10 月から喫煙場所が指定されている 66 公園のうち 59 公園を禁煙化し、残り 7 公園についても 2 年間で段階的に禁煙化を実施する計画である。

また世田谷区でも平成 30 年 10 月より指定喫煙場所を除いて世田谷区内全域の道路、公園は禁煙としていることから、区においても禁煙に関する条例を制定する必要があると考えられる。